

宜志不出于分際。

宜勤午前事業。

雖少々禁齋而飲食。

禁傷本坊什器。

禁狼藉乎炭燭。

禁雜還乎鞋履。

禁高論疾呼。

右

自八鼓

質問

習字

自七鼓後

擊劍

角力

自日没

肆樂

自初更

時習

習書

二更宜速退去

三回

九

詩會

三回

四

試書

何ぞ夫れ簡明直截なるか。彼は此の簡明直截を以て善く地方青年の病所を捉へ、嚴正以て學に向は

しめることに努めた。恚くて和泉守は誠心を披握し、時勢の日に非なること、王政復古の天理に協へることを詢々として説くに及んで、子弟等は彼が爲には歡んで水火を辭せざることを誓ふに至つた。

しかも其の中には里程の遠さも厭はず、久留米より馳せ參ずる者もあつた。原道太盾雄贈 從四位・荒卷羊三

郎眞刀贈 從五位・中垣健太郎幸雄贈 從五位・鶴田陶司道徳贈 從五位・酒井傳次郎重威贈 從五位・半田門吉成久贈 正五位の如きは、いづ

れも久留米より彼の門下に集つた者である。此等は今後に於て、和泉守の活動に最も深き蚤縁を有し和泉守と生死を共にした人物なれば其の小傳を掲げることとする。

原道太。久留米藩側足輕原市次の長男で、安政三年三月廿日惣奉行目付となる。道太の母は同藩勘定方足輕森下又右衛門の女で、水田村下川瀬兵衛の妻おひろの妹に當り、又同村々醫石田謙益號 洞 文

も、道太の母の妹を娶る。道太は此等の縁故によつて、屢々水田に往來し、和泉守より學を授かることとなつた。盾雄の名は、和泉守の名づけるところで、和泉守は善く下川瀬兵衛の家に到り、『大般

若はまだ來ないか』と言つた。家人は其の何故たるを知らず、『大般若とは誰れの事ですか』と反問したら、和泉守は『大般若波羅密多といふではないか』と笑つたさうである。蓋し波羅密多と原道太

とは國音相通ずるを以て、諧謔一番したのであらう。道太嘗て蒿萱畑を過ぐ、耕者之を叱責したるに道太曰く、『智者は惑はず勇者は恐れず』と、蒿萱と智者と同音なるを以て戯れたのであつた。道太皇

學に造詣深く、歌學に精しく才幹があつた。



酒井傳次郎。久留米藩家老有馬右近の臣兵七の男である。骨格魁偉にして沈勇に富む。少時醫業に志したが、長じて江戸に出で、大橋順藏の門に遊び、留ること三年に及んだ。傳次郎の山樞窩を訪れた最初は、安政三年九月十二日である。『南僊日録』に、

十二日。晴。午前重威訪<sub>レ</sub>本家。遂竊訪<sub>レ</sub>窩。談有<sub>二</sub>悲喜<sub>一</sub>。

と云つて居る。二人は此の時より肝膽相照らし、國事を慷慨して相識るの遅きを嘆じ、傳次郎は此の時より和泉守門下の一人となつた。

荒卷羊三郎。久留米藩お側足輕荒卷半吾の二男である。安政三年三月お側足輕となり、同六年十二月詮鑿方助役に進み、翌萬延元年八月足輕目付に擧げらる。好丈夫で、品位自ら備はり、竊に和泉守の幽居を敲き、師弟の盟約をなした。

鶴田陶司。久留米藩醫鶴田道全の五男である。體格優婉なれども氣節あり、藩覺明善堂に於ては常に優秀の地位を占め、藩主臨場の際の如き、擧げられて講義を試み、學才を認められてゐた。其の後竊に水田に來り、和泉守の教へを受け、勤王の志を抱くことゝなつた。

半田門吉。安政元年三月足輕目付となつた。始めて水田に和泉守を訪れたのは、萬延元年十二月二日である。

二日。雨。朝半紋來訪。

と和泉守の『南僊日録』に掲げられて居る。

中垣健太郎。久留米藩のお側足輕で、容貌閑雅にして一種の氣骨を備へてゐた。

此等の人々は、いづれも水田村青年と共に、延壽王院の本坊に於て、和泉守の講義を聴き、又五月廿五日の楠公祭には、毎年其の式典に列して、祭詞祭文及び追悼の詩歌を靈前に捧げ、和泉守と共に楠公の孤忠に感奮した。而して此等と和泉守門下は、僚輩相扶けて互に切磋琢磨して怠らず、時局が紛糾するに及んで、和泉守と同じく一層血を沸かしたのである。

#### 五 平野次郎來る

萬延元年六月十一日。淵上郁太郎江戸より歸り來る。蓋し郷信家族の病患を傳へた爲である。郁太郎の大橋順藏の門に遊ぶや、師の信賴頗る篤く、師に代つて諸侯門地の家に入出して學を講じ、又四方の志士と交り結び、國事を談じた。順藏は郁太郎の歸國に際して、別れを惜しむこと甚しく、明春必ず再遊せよと勸めて己まなかつた。郁太郎の江戸に在りしは、安政五年の後半より同六年を経、萬延元年の上半迄、約二年間に亘り、幕府の内治・外交共に最も錯雜紛糾を極めた時であつた。和泉守は郁太郎の齎らせる時局談を聽いて、同志柴山文平にもこれを聞かせんと思ひ、九月朔日姪大鳥居次郎に一書を託して、柴山を山樞窩に來らしめんとした。書面は左の如くである。



時下爽涼適身、愈御養浩奉<sub>レ</sub>賀候。愚生依<sub>レ</sub>舊劣々消日罷在申候。御降心可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。扱大界雲行相考候に於而、最早天運六ヶ敷、夏來分外存寄候事も御座候間、御相談申度、近頃申上兼候へ共、愚姪今日歸り掛、御一同御出被<sub>レ</sub>下間敷哉、明夜にても宜敷、當月は此許祭禮月にて、さきによれば彌増監卒往來致候間、今之内尤宜御座候。日暮後御出、徹宵相咄、未明御歸に相成候へば、所謂猫も鼠も知申間敷奉<sub>レ</sub>存候。當所にて淵上郁太郎と申者、大橋順藏塾に而學問、六月初旬歸省罷在申候。此者頗戀闕家に而、來春は又々再遊之心得に御座候。都合次第にて御出之上、一堂上談候而も可<sub>レ</sub>宜奉<sub>レ</sub>存候。何卒々々御繰合御出被<sub>レ</sub>下候様、達而御願申上候。草々不次。

九月 朔

之れによれば『分外存寄候事も御座候』とあつて、既に此頃にて、和泉守は何か劃策しつゝあつたことが知られる。然るに柴山文平は未だ來ず、同月廿六日暮。筑前の志士平野次郎國臣贈・肥後の志士松村大成贈正四位の二男深藏の二人が相携へて大鳥居家を來訪するに會つた。此の前日、和泉守は少量吐血したので、郁太郎の診療を受け、専ら山梶窩に於て加養に努めつゝあつた。茲に大鳥居家の玄關に誰やら訪ふ聲がする。和泉守の姪次郎出で迎へると、顔面には痘痕斑らにして、顴骨高く尖り、頭髮は卷縮して麻の如く、容貌甚だ揚らざる小兵の武士が、若き一人の武士と相携へて、威儀を正して佇んで居るのを見た。二士は次郎の式臺するのを見て、慇懃に頭を垂れ、小兵の一人は、徐ろに口を開き、『某は筑前の處士平野次郎と申す者、又これなるは肥後國玉名郡安樂寺村々醫松村大成

の二男、深藏と申者、眞木先生の警咳に接せんと、二人連れ立つて肥後より罷出でたれば、何卒御取次下さるやう……』と、辯舌爽かに來意を告げた。次郎は之れに對して、和泉守は藩讜を被り、幽居謹慎中であるから、猥に他人に面晤することは出來ぬと言つて、面會をことはつたところ、平野は然らばと、懷中より美濃紙の半切れを取り出し、『これを先生に御覽に入れ下さい』と切に請ふところがあつた。次郎が熟視すると、二士の進退動作が何となく常人と異つて居るところがある。己むなく山梶窩に赴いて、其の來訪を和泉守に語り、平野の紙片を示した。それには一首の和歌を記してあつた。

富永門人 福岡處士 平野次郎

四つの緒の琴のしらべのねにめで、きこえまほしくかねてしのびつ。

和泉守は平生音樂を好み、嘗て國臣の師富永漸齋を福岡に訪ひ、入門の禮を執つて教を受けてゐて、常に錦旗の下に於て、手馴れの琴を弾じて見たいといつてゐるのを傳へ聞いて、平野は暗に、己れも同志の一人であることを仄かしたのであつた。和泉守は直に筆を執つて、

世の中にひきみだされて四つ緒のひとをも今はしらべあはなくて。

との返歌を試み、次郎をして幽居中であるから、面會は出來ぬと言はしめたけれども、二人は強て面會を請うて已まなかつた。和泉守も亦己むなく之れを許し、山梶窩に延くことゝなつた。座定まるに



及んで、平野は和泉守の筆硯を借受け、左の自作の今様と、他人の和歌一首とを奉書紙に記した。友にはあらぬつくばねの、葉山のさはりよにあれば、いと竹の音もたてられず、さがなきよこそさかなけれ。蓋し此の時水戸齊昭世を去つて、音曲を停止された爲であつた。他人の和歌といふのは次のやうである。

熊本の藩井口忠三郎が、君の命を蒙りて、浦賀の防人にまかるとき、その母うまのはなむけすとなん。

名を四方にあげつゝかへれかへらずばおくれざりしとはゝにしらせよ。

又平野は即咏を試み、和泉守の不遇を慰めんとして、左の和歌を短冊に認めた。

保臣うしのとがめにあひて召籠られるをとふ。

久かたのあまつひかりのあまねきにやがてかはかむなみのぬれ衣。

此に於て、和泉守は平野の志のあるところを知つて、一點の疑ひを挾まず、是より二人は議論全く相合し意氣相投合して、恰も百年の知己の如く、肝膽相照らし、今後に於て平野は數々和泉守の幽居を敲き、水田の地は勤王宗の大本山と化し、志士の來往織るが如く、遂に和泉守を中心として、鎮西志士回天運動の端を開くことゝなつた。

此の日和泉守は、平野と如何なることを語り合つたか、又如何にして深く相結ぶことゝなつたか、之れは次章に譲ることゝして、こゝには田中河内介綬猷贈正四位の眞木家訪問を述べることにする。

田中河内介は、但馬國出石郡香住村醫師小森正造の二男である。天保の始め京都に出て、山本亡羊の門に遊んだところ、中山家の臣田中近江介、其の才を愛し、養うて己が子とした。後河内介其の跡を承けて、從六位に叙し、中山忠能に仕へ、忠能の子中將忠愛は、彼を敬ふこと恰も師父の如きものがあつた。安政元年ペリ、再び浦賀に來り、閣老阿部伊勢守と通商條約を結ぶに及び、河内介は憤慨措く能はず、弘く天下の志士と交りを結び、大に爲すあらんとするの志を懷き、安政三年の春、鎮西に遊び、志士を敲きて慷慨時事を談ずるところがあつた。此の時河内介は、久留米に來つて和泉守を眞木家に訪れたけれども、水田謫居中の故を以て、親しく膝を交へて語ることが出来なかつた。因つて主馬と語つて、父和泉守の意のあるところを知り、數日間滯留して、池尻茂左衛門等を敲き、十分和泉守の志のあるところを知つて、歸途に就いた。『南僊日録』に、

十一日安政三年五月。陰。午前兵馬來報曰。田中河州至自島原。主人說大事。河能領意。哺前啓與馬祖紫灘。啓弔梶村也。

十四日。陰。未及午。啓歸。河州今日上歸途云。

河内介は眞木家を去るに臨んで、短冊一葉を請ひ受け、一首の和歌を留めた。

諸蠻に通商を許されしときして

えみし等が穢なごゝろのねぎ事を得させ初めてし御代の豊けさ。



反語を用ひて通商條約を罵つたのである。

河内介が和泉守の名に憧憬して、久留米に來たのは、天保學の一人北有馬太郎が、嘉永五年夏五月父寛平に従つて、弟重義と共に京都に徙り、其の慷慨の志は、遂に河内介と相許し、互に血を啜つて義兄弟の約を結んだ。而して太郎は、河内介の家に假寓して起居を共にすることゝなつた。和泉守は太郎の景仰措かざる人物であるから、河内介は太郎によつて、和泉守の人と爲りを想像し、深く相結ばんと欲して、眞木家を敲いたのであつた。

引用參考書目

- |            |          |          |          |
|------------|----------|----------|----------|
| 眞木和泉守遺文。   | 眞木家文書。   | 異聞漫録。    | 感涙餘。     |
| 平野國臣傳記及遺稿。 | 北有馬太郎日記。 | 西海忠士小傳。  | 荒卷羊三郎履歷。 |
| 米藩志士履歷書。   | 志士事蹟。    | 米藩人物志料。  | 殉難録稿。    |
| 報効志士人名録。   | 贈位諸賢事略。  | 庄山舍人勤王誌。 |          |

第十六章 平野次郎の去來

一 平野再び和泉守を訪ふ

和泉守と平野次郎との山樞窩に於ける會見は、維新變革史上重大な意義を有するものとなつた。其の故如何となれば、兩雄は會見後殆んど死生を共にし、行動を同じくし、相携へて熾烈な回天運動に従事し、四方義徒の勤王思想を白熱化し、和泉守多年の主張たる討幕論は、遂に實現して、王政維新の曙光を仰ぐことゝなつたからである。仍て茲に兩雄は如何にして相會することを得たか、平野は如何なる動機によつて和泉守を山樞窩に敲くに至つたか、初對面に於ける平野の感激はどんなであつたか、之等の顛末を述べるのも、決して徒爾ではあるまい。

平野に就いては既に數種の記傳が存すれば、此に其の多くを述べる必要はない。たゞ山樞窩を訪れる迄の概略を述べれば足るのである。平野は筑前福岡藩平野吉三能の二男で、母は都甲氏、文政十年三月廿九日の生れであるから、和泉守よりは十四歳の弟に當つて居る。平野が山樞窩を訪れた時は、三十四歳和泉守は四十八歳であつた。平野は十四歳の時、同藩鐵砲組頭小金丸彦六の養子となり、小金丸雄助種と改めた。其の勤王心の發露は、嘉永六年の春、普請方の職務を帯びて江戸に赴くに當り



京都を過り、皇城を拜して式微を慨したときにある。此の年六月、ペリイ浦賀に来る。彼は慨然として邊警を憂ふることが甚しかつた。是れより前、嘉永二年薩摩權要の職司、島津齊興の寵嬖と結託して、世子齊彬の繼嗣を妨げたことがあつた。忠良骨鯁の士、之れに抗して罪を得て死するものが多く一國の黨與が悉く處刑せられた。然るに筑前侯黒田長溥は、元薩摩の出だから、薩南の土工藤左門遁れて筑前に來て、長溥に見わて情を訴へ、翌嘉永三年には、北條右門・竹内五百都・洋中藻萍も亦薩摩より遁れ來て、筑前に投じた。長溥善く四士を庇護して、親族南部侯南部信順・親友宇和島侯伊達宗城等の援けを假り、同四年二月世子齊彬に封を襲はしめた。平野は好んで此等薩南亡逸の士と交る安政四年正月、京都の儒者梅田源次郎（定明贈正四位）長門に入るの途次、海を越えて博多に北條右門を訪れた平野も亦此の席に陪し、主客談論風發、慷慨の氣室に滿つ。是れより彼は小金丸の家を出でて生家の戸籍に復し、平野次郎（能明後國臣）と稱した。

薩藩士西郷吉兵衛（隆盛後）、安政五年六月、藩主齊彬の命を奉じて洛に上る。途に長溥に謁して、公武の軋轢及び將軍繼嗣問題に就いて密に稟議するところがあつた。且つ西郷は工藤左門・北條右門の二士に會して、藩主齊彬の意のあるところを語り、速に蹴起して京都に出でんことを促し、別れを告げて去つた。七月右門京都に上り、書を平野に寄せて、急ぎ上京すべきことを説く。平野意を決して都甲楯彦と變名し、允下を請はずして藩を去り京都柳馬場の旅館鍵屋に投じて、薩藩士西郷吉兵衛・伊地知

龍右衛門（後の海江正治）・有村俊齋（後の田信義）・有馬新七（正義贈從四位）・京都の儒者梁川新十郎（號星巖贈正四位）・鷹司家の諸大夫小林民部權大輔（良典贈正四位）・梅田源次郎等と時事を談じてゐた。時に密勅水戸に下り、志ある諸侯にも、同様の詔を賜はらんと議があり、福岡侯黒田長溥も指目中の一人と稱せられた。それで右門は平野を福岡に歸して、藩主長溥に薦めて密勅を奉せしめようと思つた。平野又意を領して急ぎ筑前に歸つたがそれより久しからずして、京都には間部閣老江戸より上り、辣腕を振つて志士を物色することゝなつた。之れが爲に、福岡藩の形勢は甚だ非となり、平野を捕へて脱藩の罪を問はんとするやうに見えたので、彼は遂に京都より齋らし歸つた方策を施すに違がなく、遁れて筑後に走り、肥後に入つて菊池氏の遺蹟を探り、熊本に到つて肥後人と交り結び、又筑後久留米に回り寺町遍照院に高山彦九郎の墓を弔ひ、石燈籠一基を寄進して、福岡に歸つたのは十月十七日であつた。平野の日記に

十月朔日（安政五年）カラヲを立。久留米寺町横丁遍照院（祇園寺本寺也）。高山彦九郎の墓に參り、石燈籠寄付（一分油代）。

平野北歸して飄然福岡城外住吉の楠屋宗五郎の別宅を過ぎた。時に北條右門京都より歸り、工藤左門及び仙田一郎（正敏贈從五位）等の同志と、同別宅に於て何事か切りに議を凝らしてゐた。右門は思ひ餘つて室外を覗くと、其處に平野の姿が見える。右門は『平野々々』と大聲に彼を呼び止めた。平野が振り返ると、右門は手を舉げて切に磨く。平野は其の家に入つた。右門等の凝議しつゝあつたところは、京都清水成就院の僧月照（贈正四位）を如何にして薩摩に逃れしめるかにあつた。月照は名だゝる勤王僧で、



朝紳近衛左府忠と交りあり、密勅を水戸に下すについて、月照の與るところが多かつた。間部閣老上京して、戊午の大獄を起すに方り、月照を物色することが頗る急であつた。近衛左府は危害の彼の身に追はんことを虞れて、西郷吉兵衛・有村俊齋の二士に依囑し、彼を庇護して、薩摩に遁れしめんことを以てした。二士命を奉じて月照を携へて、馬關竹崎の白石正一郎資風贈 正五位の家に潜み、更に筑前に下つて、月照を右門に託し、西郷・有村二人は、薩摩に歸つた。月照を託された右門は、諸處に彼を潜ましめたが、幕府の追跡がいよゝ急で、遂に上座郡大庭村の竹内五百都の家に潜伏せしめなければならぬ。不安に堪へず、どうしたら月照を薩摩に落すことが出来るかと、三人鳩首して肝膽を碎いてゐたところであつた。仍て平野の來たのを幸ひに、三士より平野に月照主従の東道となつて、薩摩に赴かんことを懇請した。平野はこれを快諾し、千辛萬苦して薩摩に入り、西郷と相見ることを得たけれども、此の時齊彬既に死し、齊彬の弟久光の子茂久封を襲ひ、齊彬の父齊興専ら政權を握り、薩摩の藩論昔日の如くならず、遂に西郷と月照とは相抱いて、薩摩瀉投海の悲劇を演ずるに至つた。平野亦船を同じうせるを以て、蒼皇二人を救うたが、西郷のみ蘇生して、月照は甦ることが出来なかつた。時に安政五年十一月十六日であつた。平野は月照の幽鬼と化したのを憐み、薩藩の允許を得て其の亡骸を鹿兒島南林寺西郷氏墳塋の傍に葬り、竊に大久保正助利通・有村俊齋の二士に面會して、月照踏海の顛末を語り、己れは一たび筑前に歸り、馬關に出で、白石正一郎の家に據り、翌安政六年正月京都に上り、近

衛家に詣つて左府に面し、月照入水の次第を詳に陳べるところがあつた。時に京都は事情甚だ險惡であつたので、左府は平野に、『速に去つて禍を免かれるやう』と諭し、彼は其の言に従つて、大阪より船により、備中連島に渡つて、三宅定太郎の家に假寓した。

平野は定太郎の家に留ること凡そ一年、同年十二月十五日、馬關竹崎に徙つて白石の家に據つた。同家は代々海運業を營み、豪富の聞え高く、且つ此の地は鎮西往復の要衝に當るところから、正一郎は九州諸藩の御用達を命ぜられ、薩摩・長州等と最も親密の關係を結んでゐた。又正一郎は性が忠實で、氣概があり、善く志士を遇した。西郷・有村等の月照を此の家に潜ましめたのも、其の義氣に負ふところがあるからであつた。或日有村俊齋の兄雄助兼武贈 從四位馬關を過り、平野と國事を談じて、江戸に於ける弟次左衛門兼清贈 正五位と共に、水戸の志士に與して井伊大老斬姦の義舉に加はることを告げて東上した。越えて翌萬延元年二月廿六日、薩藩士堀仲左衛門貞通後の伊 知地貞馨急行江戸に赴かんとして、白石の家に立寄り、其の携へたところの建白書を平野に與へ、福岡侯黒田長溥に上らんことを託した。堀が建白の趣意は、井伊大老斬姦の企圖が漸く熟す。若し此の目的が達せられた曉は、天下或は動亂の巷となるやも測られない。今後は薩筑行動を俱にし、相提携して事に臨まんと言ふにあつた。平野旨を領し、同月廿九日福岡に微行して、長溥の寵臣奥頭取吉永源八郎の手を経て、仲左衛門の建白書を上つた。それには、己れの意見書も添へてあつた。



越えて三月三日、果して江戸に於いて櫻田門外の變があつた。福岡藩廳は平野がこれを豫知してゐたことを怪しみ、櫻田烈士と氣脈を通じてゐたのであらうとの疑を懷き、幕府の嫌疑を恐れ、捕吏を馬關に遣はして、平野を捕へしめんとした。正一郎は善く彼を庇護したけれども、追跡いよゝゝ急となり、平野は薩摩に入つて難を免れんと思ひ、藤井五兵衛と變名して、間道を傳ひて肥後に出で、薩摩の國境に赴いた。此の時薩摩は櫻田事變以後、堅く關門を鎖し警戒を嚴重にしてゐたから、平野は遂に入ることが出来ず、去つて肥後熊本に赴き、八月十一日再び馬關に回り、白石正一郎の家に入つた。留ること十餘日、薩藩士高橋新八後の村田新八大阪に上るの途次、高崎猪太郎後の男爵五六の紹介狀を携へ來り、平野に面晤を求めた。平野は新八と語り、其の歸路新八の援助によつて、薩に入らんことを約して袂を分つた。時に福岡藩平野を求めることが甚だ急で、彼れ身を置くに所なく、九月初旬再び去つて熊本に赴き、尋で玉名郡安樂寺下村醫師松村大成贈正四位の家に潜んだ。

大成名は古文、空谷と號し代々醫を業とし、豪富の聞えがあつた。幼より文學を好み、長じて家塾を開き生徒に教授した。専ら名分を正し、大義を明かにすることを説き、傍ら武備を修練して、孫吳の兵法を講ず。遠近風を慕ひて其の門に遊ぶ者が多かつた。深藏・大眞の二男があつて、共に憂國の士であつた。大成の弟永鳥三平秀實贈從四位も、亦大成父子と志を同じうした。安樂寺村は肥後高瀬町を距る一里半なるも、當時の志士の日記には、高瀬の松村大成と記したものが多し。平野は熊本に於て、大

成の恃むに足る人物なることを聞き、同家を敲いたところ、松村父子好く平野を遇するを以て、遂に留つて潜伏の場所とした。平野は松村父子と相對して、天下の志士は誰れと指を屈するに當つて大成は和泉守を稱揚して有馬隨一の人物であると語り、藩讜を得て水田に幽居するなどを告げたであらう。こゝに於て平野は和泉守を見んと思ひ、同月廿六日、大成の長男深藏を拉して、直に水田に到り、大鳥居家を敲いたのであつた。

山梶窩に於て、始めて和泉守と膝を交へた平野は、辯舌に任せて先づ己れの境涯を語り、尋で諸國勤王家の動靜を説いた。和泉守は此の事を其の著『異聞漫録』に左の如く掲げて居る。

九月二十六日。日暮。筑前處士平野次郎國臣・東肥處士松村深藏訪來。二人共に頗戀闕家也。當薩公御實父周防公久。家老島津左衛門兩人、順聖公齊遺言を受け候。而堅く取守り居候由。周公は元來五千石之處、當公代になり、其身一代五千石加増之由。忠誠之人々。家老には右の左衛門・川上式部・喜人多門。此多門幹濟の才ありて、有村雄助の取計ひ、並に其時の屋敷の取計ひ宜敷候間、在江戸若手杯、殊之外相馴付居候由。近來歸國。用人に關山糺・物頭左衛門弟に柱小吉郎、奥表餘程繁多之役之由。齡五十許。一統之倚頼する所に者、箕田傳兵衛・助役堀忠左衛門・學校助役伊知地良右衛門・同役高崎猪太郎・同人親横目役善兵衛餘程宜敷人之由。御預り當時在京高橋新八郎、同人此節何敷含み有之由。華城邊に參り候人に者、税所喜三衛門。當時大島に被遺百五十里外遣候。西郷三助。最初吉兵衛と號。右數人を初め、大凡七十人餘有之。市來壯之丞等も右之内と相聞え候。



一。筑前に引越候人々、井上出雲守事工藤左門、四里玄海島に在。木村忠之丞事北條右門、十五里姫島に在。竹内五百都相之島に在。十三里外大島に在る岩崎千吉事沖中茂平祖芳。還俗致候而應助と號、玄海之大獵師之由。

一。福岡中名島町船宿高橋屋平助。

一。東肥藩中轟武兵衛・山田十郎・宮部鼎藏・末松孫太郎・高瀬安樂寺下村松村大成・同人弟永鳥三平。

和泉守は平野によつて始めて空谷の聲音を聞いたのである。即ち筑前・肥後・薩摩等に於ける同志の存在を平野によつて審かにすることを得た。和泉守は又平野の來訪に就いて、『南僊日録』に左の如く載せて居る。

廿六日。晴。予未<sub>レ</sub>快也。啖則有<sub>レ</sub>色。日暮北竺人平野國臣・東火人松村深來訪。以<sub>レ</sub>國禁<sub>レ</sub>辭焉。強焉。竊面。國臣者亦慕<sub>レ</sub>禁闕<sub>レ</sub>第一等人也。而曾係<sub>レ</sub>千年之禍。今爲<sub>レ</sub>忌<sub>レ</sub>人。欲<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>薩而。關硬不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>入。遂<sub>レ</sub>巡東火之間云。囑<sub>レ</sub>宿下川氏<sub>一</sub>。

廿七日。晴。平野等復訪<sub>レ</sub>本家<sub>一</sub>。謹<sub>レ</sub>大鳥居<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>子弟<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>其談<sub>一</sub>。晡前辭去。

和泉守は平野を目して禁闕を慕ふ第一等人也と言つた。彼が如何に平野に許したかを知ることが出来る。さればこそ彼は平野及び松村深藏の二人を、下川瀬兵衛の家に宿せしめて、翌日は愛姪大鳥居次郎及び門下生一同を集めて、平野の談話を聴かしめた。此の如きは和泉守幽居以來始めての出來事であつて、平野が如何に懇遇されたかを知ることが出来る。又之れと同時に和泉守と平野とが、如何に胸

襟を開いて國事を談じたかゞ推し量られる。是れより後、平野は數々山樞窩を訪れ、和泉守の高邁なる所論に耳を傾けることゝなつた。即ち和泉守は胸中に鬱屈せる總ての物を吐露して平野に語つた而して彼の筆に成る『天命論』・『國體策』・『經緯愚說』・『大夢記』・『密書草案』及び『野宮三條兩卿に上る上書草案』の如き、悉く平野に示して、王政一新をなすには國體の大本に溯らなくてはならぬとの大義名分に基きて、討幕の已むを得ざることを詢々として説いた。禁闕を慕ふ第一等人たる平野は、其の論策を見もし聞きもしして悉く和泉守に推服し、彼を畏敬すること恰も師父の如く、遂に和泉守を目して九州第一の英雄、又は天下の英才此の人に如くはなしと迄嘆美の聲を洩らすに至つた。因に和泉守の文書に、慕禁闕とか戀闕とかあるのは、皆勤王の意味である。

平野は山樞窩を辭した翌二十八日、松村大成の家に於て、高橋新八と邂逅した。高橋は大阪よりの歸路、馬關竹崎白石正一郎方に於ける前約を履んで、平野を薩摩に同行せんと欲して來たのである。仍て平野は高橋の從僕の體を裝ひ、遂に關吏を欺いて薩摩に入ることを得た。これ平野が第二回の入薩であつた。彼は是れより南行すること二十里、伊集院に赴いて、有馬新七の叔父坂本六郎の家に投じた。高橋は鹿兒島に入つて平野を容る、策を講じたけれども、當時堀・大久保等は、密に當路の權要を交迭して、藩政の改革を圖り、藩論一致を以て、王事に盡さんと欲し、専ら周旋奔走に努めてゐた際であつたから、他藩人を招致して事を俱にするのは、却つて不結果を生ずる虞があると云つて、



平野に内部の曲折を告げて、暫く去つて機を熟するを待てと言つた。平野亦此の間の事情を諒として踵を回らしたが、大久保・堀・有馬は、特に平野を天草牛深に送つた。彼は之れより肥後に回り、再び大成の家に投じた。

和泉守は平野の去つた後四日即ち十月三日。柴山文平を山梶窩に迎へて、淵上郁太郎と共に夜を徹して語り明した。其の爲に病勢大に募り、胸痛を感ずるに至つた。主馬之れを聞いて大に驚き、工藤謙同に告げ、謙同馳せて水田に到り、飲酒を禁じ投薬して家に歸つた。

此の年十二月十一日。午後。平野は再び山梶窩を訪れた。和泉守酒を置いて之れと談じ、深更に及んで大鳥居家に泊せしめた。明日平野復山梶窩に和泉守と語り、高瀬に去つた。平野が第二の山梶窩訪問は、高橋と携へて入薩した顛末、及び高橋新八在阪中に於て聞き得た江戸・京都の情勢、肥後・薩摩等に於ける櫻田事變後の風聞等であつた。和泉守著『異聞漫録』は之れを左の如く語る。

十二月十一日。平野次郎來訪曰。其後薩人高橋新八郎と同伴、入薩伊集院までにて引返す。大久保正助・有村武次次左衛門。堀忠左衛門等天草牛深迄途來。平野の蓋志録には有馬とあり。或は和泉守の誤聞か。

一。高橋新八郎大阪まで登り候處、京都留守居より、前以着京不<sub>レ</sub>宜趣、大阪まで申遣置候間、空敷引返候由。  
一。薩之京邸へ、兩人夏之頃より、西奉行へ呼寄置候者、薩より何の掛合も不<sub>レ</sub>致候故、役所よりは是迄薩より召捕候様有<sub>レ</sub>之節は、彼是と掛合に相成候へ共、此節に限り、何之沙汰も無<sub>レ</sub>之候は、如何の譯敷と邸留守居に申參候由。

一。江戸に而、薩邸へ駈込候三十七人之者之儀は、公邊より手厚く取扱可<sub>レ</sub>申趣に而、夜具・衣類御渡に相成候趣。

一。十一月始之頃敷。義徒四百人許江戸市中に而、四箇寺に夷人之節有<sub>レ</sub>之候を、焼打に可<sub>レ</sub>致計略之處、公邊へ洩候て、譜代大名へ被<sub>レ</sub>仰渡、甲冑に而守衛致候間、焼打不<sub>レ</sub>相叶、横濱に參り、夷人を十二三人切殺申候由。

一。當春之御製之由

異船もなづめる人も残りなく拂ひ盡くさん神風もがな。

一。先年内々加州より御馬献上致候由、殊に荒馬御好被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候由。

一。御力強く、強弓御挽被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候由。

一。彦根先愛妾お時、禁中へ御奉公罷在候。右お時を以て、彦根より前將軍候を、一橋侯等毒殺之模様密奏に及び候處、竊に御寫取被<sub>レ</sub>遊、本書は故之通りに封じて御返下、以來箇様之儀致間敷旨被<sub>レ</sub>仰渡、無<sub>レ</sub>程お時御下げ、搦紳家は勿論奉公等御構之趣被<sub>レ</sub>仰渡候間、北野邊へ住居之由、此お時長野義言に密通、種々不<sub>レ</sub>宜事相巧申候趣薩人聞付、可<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>殺害相計候處、三條公より彦根留主居に被<sub>レ</sub>仰渡、國元に差下候様との事。義言は伊勢産に而、内實は水野土佐守落胤と申候由。

平野の談、素より道路の風説に過ぎないけれども、門外一步の地も踏む能はざる和泉守に取つては、四方に歴遊して慷慨憂國の士と交り多き平野の得たところを、こよなきものとして悦び迎へた。



## 三 野宮卿に上書す

明くれば文久元年。和泉守は四十九歳の春を迎へた。指を屈すれば幽居既に十年の久しきに亘つた。されど久留米藩は彼に一瞥だも與へなかつた。光陰は流水の如く去つて還らない。如何に辛棒強い彼と雖も、悶々の情に堪へないのは、己むを得ないところであらう。延壽王院信全は、此の年三月三日を以て、京に上ることとなつた。彼は直に此の好機會を捉へ、淵上郁太郎を信全に屬せしめて、書を野宮中將定功に上り、『經緯愚説』及び『密書草案』の二篇を寄せて、乙夜の覽に供へられるやうにと附け加へた。和泉守が、今回野宮中將を擇んだ所以は、彼の最も信頼した三條内府は、戊午の大獄に連座し、落飾して一條寺村に隱遁し、澹空と號して、琴書風月を友としてゐたが、安政六年十月三日、恨を飲んで鬼籍に入つた爲であつた。彼は弘化四年、孝明天皇の即位式に際し、野宮卿に隨身して盛儀を拜觀することを得、且つ其の際數々館入して、尊王の精神を披瀝せしを以て、其の緣故を辿つたのに外ならない。而して郁太郎には、傍ら京都の狀勢を探つて、土産にせよと命じた。

野宮中將へ上書の内容は、我が神州は天照皇太神以來の國土で、皇統連綿として天壤と共に窮りなく、漢土・朝鮮の國風とは、日と同じうして語られない。然るに今や夷狄強梁を極め、靈山富士の絶頂に登攀して、小銃を放つ等、我が建國三千年來の國威を凌辱すること甚しい。仍て我は彼を擊攘せ、

んと欲すれども、久しく泰平に馴れて戰に習はず、武器・武具等も彼に劣り、我に何等勝算なきも、こゝに人意を強からしめるのは、至尊の聰明・叡智・英烈・勇武に渡らせられたまふ一事である。天照皇・神武天皇の神靈及び天地神明は、未だ神州を棄てたまはず、必ず加護を垂れたまふを以て、至尊にして一たび赫怒ましまして、國務を綜攬したまひ、古來の教法を潤飾して、人心の歸向を察し、天地自然の大道を行ひ、億兆一心皇化に浴すること得ば、夷狄の強梁は、恰も燭火の太陽に對して、火を滅する如きものとなるであらう。而して後仁政を敷き、神樂刑政を復し、田夫野人を賑はすことを得たら、庶民は德澤に潤ひ、人才を現出し、聖賢も自ら出で來るであらう。こゝに於て兵備を整へ武器・武具を充實して、夷狄を攘斥したならば、彼等は自ら潰散して、再び我が神州を汚すことはないやうになる。これに反して、若し此の儘に一二年を経過すれば、外より不測の禍が起つて、機先を制せられるやうになるかも知れない。非常の事を行はなければ、非常の功は擧げられない。英斷は最も肝要である。若しも英斷を行はせられるやうなことがあれば、和泉守自身は幽居より亡命して、眞先に京都に馳せ參じ、大に王事に努めるであらうと言つた。而して上書の末尾に、一首の和歌を添へた

みやこ人いかにと見んもしらぬひのこゝろづくしにつみしふかぜり。

季弟外記・二男主馬はいづれも和泉守の國事建言を危み、奇禍を買ふことを恐れて、極力阻止しうとしたけれども、彼は敢然として之れを繼行した。



三月三日。晴。淵都屬信全僧都。徂于京。此日將上途。乃招之。有託物。予有此舉。益夫・道文頗危之。然予意既決。亦皆服之。

和泉守は幽居中なるにも拘はらず、身を挺して京都に馳せ上り、天皇親征の先驅たらんことを心がけてゐたのである。

癸丑・甲寅以後、憂國の志士雲の如く起る。豊後岡藩士小河彌右衛門一敏 正五位は、學が豊かで識見雄邁國事の日に非なるのを慨き、諸國憂國の志士と交り結び、機を見て大に爲すあらんとするの志を懷き、京都中山家の臣、田中河内介と交り結び、互に音信を通じて、肝膽相照すに至つた。河内介は文久元年正月、再び鎮西志士の動靜を探らんと思ひ立ち、其の子瑳磨介嘉猷贈 正五位・姪千葉郁太郎徳胤贈 正五位等を隨へて九州に渡り、先づ太宰府天満宮に詣で、九日豊後に小河彌右衛門をたづね、それより南行して久留米に到り、水天宮に詣で、眞本家を敲き、過ぐる年の謝辭を述べ、去つて肥後に赴いて阿蘇嶽に登り、大宮司惟善を訪ひ、尋で熊本に出で、京町の逆旅鮮屋に入り、此の地二三の有志と會合して、大に國事を談ずるところがあつた。此の時平野は、偶々松村大成の家を出で、熊本に行つたところが、道に同志と會して、河内介一行の鮮屋に在ることを聞き、平野は清末藩の歌人田中作八清 風と僞つて、河内介父子を訪ひ、聲を裝うて筆談を試みた。これが河内介と平野との初對面であつて、兩々相語るに及んで、意氣投合し、平野は遂に河内介一行を拉して、松村の家に伴つた。大成父子亦懇遇甚だ

努め、河内介は平野・大成によつて、鎮西志士の動靜を審かにすることが出来、大成は河内介によつて上國の形勢を確めることが出来、今後は互に相携へて國事に盡さうではないかとの盟約を結び、河内介は此の會合によつて、西下の目的を果すことが出来たと、喜び勇んで京都に回つた。

茲に薩摩國谿山の郷士に、是枝柳右衛門貞至贈 從四位と云ふ者があつた。人と成り豪放磊落、敢て家業を顧みず、同藩の有志大久保正助・菊池源吾西郷 吉兵衛・堀仲左衛門・有村武次・檜原喜左衛門清・森山新藏號裳園贈 從四位・柴山愛次郎道隆贈 從四位・橋口莊助隸三贈 從四位・有馬新七・田中謙助盛明贈 從四位等と交り結び、時事の日に非なるを慨してゐた。或日大久保等議して曰く、『今日の場合朝廷より特命を下して、一橋慶喜と松平慶永とを幕府に擧用することを得ば、尊攘の道自ら開けることゝなるであらう』と。柳右衛門深く此の言に感動し、己れは藩士でないから、京都に上つて此の事を建言しようと思つた。然るに文久元年、眼病に罹り、病を太宰府に養はんと欲し、道に久留米を過り、眞木家に和泉守を訪うたところ、主馬は之れ延いて、『父は藩讎を被つて水田に幽居中である』と告げた。柳右衛門は和泉守を見ること能はざるを遺憾とし、しばらく時事を談じ、『これより博多を経て、赤間關に向ふ』と云つて、辭して太宰府に赴き、眼疾を養つた。伊勢の神官御炊大夫山田大 路親彦亦慷慨の士で、太宰府に在つて柳右衛門と談熟し、『京都堂上中山大納言忠 能は、勤王の聞えある人である。其の臣田中河内介も國士と聞いて居る。行つて謀つて見るが善い』と言ひ、河内介への紹介狀を與へた。柳右衛門は夫れより直



に上京して、河内介を訪ひ、密に一通の上奏文を出して、中山大納言の手を経て、乙夜の覽に供せんことを請うた。柳右衛門の上奏文は、曩に大久保等と議した一橋慶喜・松平慶永の擧用に就いて、朝廷より特命を下すことであつた。河内介は恰も九州より歸來したところで、柳右衛門の言を容れ、上奏文を大納言に上つた。時に大納言は議奏の職にあつたが、密に之れを披見せしのみで、敢て執奏しなかつた。河内介は更に之れを大納言の嫡男前中將忠愛に謀つたところ、忠愛は柳右衛門の志を嘉して對顔を許し、物を與へなどした。柳右衛門は殊の外打ち喜び、暫く京都に留つたが、九條關白・所司代酒井若狹守等の爲すところを見るに忍びず、之れを河内介に謀つたが、河内介は小河彌右衛門・松村大成に與へる書を託して、鎮西志士と結んで、大に爲すあるの策を講ずることをすゝめた。之れより柳右衛門は、京都を去つて歸途に就き、豊後・肥後を過ぎて、彌右衛門・大成の家を敲き、『時勢日に非なり、最早傍觀すべき時ではない。薩摩隼人は上下擧つて奮起しようとして居る』と述べ、且つ河内介の書簡を示し、『これより相携へて國事に盡さうではないか』と言つた。彌右衛門・大成の二士は、此の言を聞いていかでか躊躇すべき。『眞に薩摩にして尊攘の魁とならば、我等何條傍觀すべき。騏尾に附して國事の爲に一命を擲つであらう』と答へ、意氣大に昂る。

四 淵上郁太郎京都より歸る

此の年五月。和泉守は『神讖』一篇を草して、義徒の蜂起に繼いで、西海諸侯勅を奉じて王事に勤め、討幕の義軍大に振ふの狀を叙した。此の月二十二日。さきに延壽王院に隨つて上京した淵上郁太郎は、雨を衝いて歸つて來た。淵上は恭々しく和泉守の面前に額き、『先生より野宮宰相卿へ差出された書面は、宰相卿は時勢已むを得ずと仰せられて、其の儘御返しになりました。よつて已むなく大原三位卿重徳へお目通りを願ひ、先生の上書を差上げた』と言つた。而して郁太郎の齎らせる上國の形勢は、頗る耳を傾くるものがあつた。和泉守は『異聞漫録』に、

五月廿二日。淵郁歸國。右同人亦晰。

一。和宮様御迎之爲、關東より多人數上京致居候處、御道中御氣掛と申譯に而、御延引に相成候。内實は宮様參内被<sub>レ</sub>遊候而、主上と御面談被<sub>レ</sub>遊候處、關東より申上候件々、夫々相違引合不<sub>レ</sub>申に付、主上逆鱗被<sub>レ</sub>遊候而之事に而實は御破縁と相見え候由。全體觀光院殿御不同意、橋本殿觀光院殿御兄弟も不同意、第一宮様御嫌に而、始終御むつがりのみ被<sub>レ</sub>遊候由。

一。淑子内親王へ、殿下より被<sub>レ</sub>啓候處、御答に存寄尋と有<sub>レ</sub>之候はゞ、存寄も有<sub>レ</sub>之候へ共、爲<sub>レ</sub>知と相聞申候。爲<sub>レ</sub>知に候はゞ致<sub>レ</sub>承知候と御座候由。

一。和宮様八幡へ御參詣被<sub>レ</sub>遊候由。大造之御事之由也。



一。東海道筋本陣は、皆建直候由。萬事此節之事に付而は、關東も殊之外物入多く候由。  
一。當二月廿八日。禁中より被<sub>レ</sub>仰出。黄金五十枚被<sub>レ</sub>下置。詔に物貨隨貴萬民困窮。罪在<sub>レ</sub>朕と被<sub>レ</sub>仰出。差當り山代國困窮之者御救被<sub>レ</sub>遊候御積に而、關東に被<sub>レ</sub>仰遣。是に而如何様卒取計可<sub>レ</sub>申との御事。然處關東より、是に者不<sub>レ</sub>及と申候て返上仕候由。

一。殿下には彼之島田左近愈奸智を振ひ居り、長野義言も殿下被<sub>レ</sub>隱居候由。  
一。長野之妻彦根の妾なりしおとき、即今松井局と申候て、權威強有<sub>レ</sub>之由。  
一。殿下關東より被<sub>レ</sub>惑候へ者、搦紳家も大分反覆被<sub>レ</sub>致候人多く、第一久我殿不<sub>レ</sub>宜。中山殿杯も評判不<sub>レ</sub>宜。春日讚州は奸人の評有<sub>レ</sub>之候。

一。徳大寺殿和宮様一件に而、議奏御退役に相成、橋本殿御不同意に而、種々被<sub>レ</sub>申達候に付、閉門に相成候由。

一。正親町三條殿、議奏御一人正議之由、爲<sub>レ</sub>人溫和に而、武斷不足之由。

一。大原殿彌々盛之由。

一。富田織部・吉田玄蕃英傑と相見え候。

一。當三條殿、故殿と不<sub>レ</sub>相替御人物との風聞也。

一。六門は彦根人數にて相固め申居候。表向は四五人有<sub>レ</sub>之候へ共、裏に板圍に而、多人敷甲冑等も用意に而相固申居候由。夜分交替致候と云々。

一。萬一之節は彦根人數にて、玉體警固仕候而、彦根にて奉<sub>レ</sub>還候との覺悟之由に相聞候。

一。當春殿下御門に貼紙致候由。其語御首暫く御預け申置候。右之通り貼紙致候間、諸司代より彦根固めの者に詰り候處、私共は禁裡警衛被<sub>レ</sub>仰付候。九條殿警衛とは不<sub>レ</sub>仰付候間、殿下御門之儀は存不<sub>レ</sub>申と相答申候由。

一。井伊大老を討取候十七士を、義士と唱候間、諸司代より賊を義士と申間敷と、京地觸出候處、『御觸出で義士たる事をみなしる』と書いて、諸司代門に貼り申候由。

一。是枝柳右衛門、田中河内介方へ十五六日滯留致居候處、中山殿より薩人を留置候趣、早々追歸候様申付に相成候由、中山殿は議奏衆より氣付に相成候と云趣、言語同斷之事也。河内介も中山殿よりは、不<sub>レ</sub>相替御懇意の由、是は故三條公、河内介は手本とも可<sub>レ</sub>致者也。能々愛し置候様被<sub>レ</sub>申候由。扱是枝も心含有<sub>レ</sub>之上京之處、搦紳家一人にも面會出來不<sub>レ</sub>申候而、歸國之由。

一。是枝筆頭にて、東肥轟武兵衛等左袒。八九月頃は大事を擧げ候積之由、搦紳家面談出來不<sub>レ</sub>申候と申も如何可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉。上書等は屹度致候事と被<sub>レ</sub>察候。

井伊大老歿後の幕閣は、安藤對馬守其の首班となり、久世大和守・本田美濃守・松平豊前守等を閣老に擧げ、水戸齊昭の永蟄居、尾張慶勝・一橋慶喜・松平慶永・松平土佐守重信號容堂等の謹慎を解き、水戸に令して密勅を返奏せずして、永く宗廟に留めることを許し、總て寛大の處置に出で、衆望を繋ぐことに努め、皇妹降下に最も力を注いだ。此の問題は、井伊大老の遺策で、掃部頭は深く幕府の將來を慮り、公武の間を親密ならしめるには、皇妹を關東に下すを以て、最も策の得たものと信じ、安



藤・久世の兩閣老、亦此の遺策を繼承して、公武の間を接近して、讒言離間の餘地なからしめんと欲し、幕府の上臈姉小路を京都に遣はして、周旋せしめることゝした。姉小路は、京都指紳家橋本家の出で、夙に才名あり、九條關白・岩倉侍從具・千種左小將有等これに同じ、奔走するところがあつたから、遂に皇妹降嫁を御許可になつた。此の時幕府は、若し皇妹を降嫁せらるるに於ては、將軍家は如何なる勅命をも奉じ、攘夷も斷行し、鎖國も實行すると述べ、主上は此の言を信じたまひ、皇妹降嫁の御許可に際して、今後十年を期して、武備を張り海軍を練り、外夷を掃攘せよとの勅諭を賜はつた時に萬延元年十一月であつた。要するに皇妹降嫁は、政略的結婚で、幕府は之れによつて公武の合體を計り、外交・内政の紛糾を緩和せんと欲し、朝廷に於ては、之れを利用して鎖國をなさしめんとし、惟し給うたが、後に至つて、幕府は自繩自縛に陥つたのは已むを得ないことゝなつた。幕府は主上に對して攘夷斷行を奏上せる同年に於て、一方には葡萄牙・普魯西等に通商條約を許すの已むなきに至り、同じ年八月十九日には、水戸齊昭薨じ、首腦を失つた同藩尊攘黨は、遂に常總の野に據り、浮浪の暴徒を加へて、掠奪を恣にし、外人を屠つて快哉を叫び、幕府をして外國との折衝を益々至難に陥らせた。皇妹和宮の降嫁は、此の翌年即ち文久元年に於て決行せられ、和宮には、十月二十日京都を御發興あつて、中山道を下り、十二月十一日柳營へ入興あらせられた。郁太郎の上京當時は、恰も和宮關東御入興の直前で、盛んに有志の間に議論せられつゝあつた時であつたから、和泉守に之れを齎らし歸つたのである。

和泉守は、此の年九月、『道辨』一篇及び『何傷錄』一卷を脱稿した。『道辨』は外夷の跳梁を慨げ、るものであつて、若し我國にして此の儘に推し移らば、戎虜恩惠を敷いて、我民心を收攬することゝなるであらう。天皇屢々詔を下して攘夷を迫り給ふも、幕府は毫も遵奉しない。諸侯も亦勅命に應ずる者がない。此の如きは眼前に地を掠めらるゝを見て、不問に附するのと同じである。攘夷は速に斷行しなくてはならぬ。而して之れを斷行するには、それに先立つて尊皇より始めなければならぬ。尊皇は天祖の垂教であつて、天下の大道である。道なければ即ち人なし。山川草木を指して天下と謂ふことを得るか、大義名分に基きて攘夷をなすには、先づ幕府を倒し、王政復古をなさなければならぬと、言を外夷擊攘に假つて、盛に討幕を論じたものである。

『何傷錄』は筆を楠子論に起して、時勢の變遷と和泉守自身の經歷とを述べ、最後に己が誠心を披瀝して、命のかぎり國家の爲に盡さんことを記したもので、彼は將に起つて王政一新に一身を擲たんと志あるを以て、此の一卷を子孫に遺さんと欲し、滔々數萬言を費して、滿腔の熱血を傾瀉したのである。其の一節を抄出して、彼の決心の程を窺ふことにする。

君雖不君臣不可不以臣と、孔子の宣給ひしが、勿體なくも今上の御徳こそ、昔の明主にもおとらせ給はね。

まして英烈勇武にもあらせられて、攘夷の事には大御身をもはめさせらるべき思召のよし。個様の御宇に生れ合は



せたるもの、いかで命のかぎり忠義を盡さざるべき。さほどあらせられぬ御宇にても、すべきかぎりはすべき益良雄なれば、一入心にしめて、雄々しきわざをせまほしき事なりかし。

楠氏の一族三世數十人、一人の餘りなく大義に殉死せられしこと、大楠公の只一片の誠つき通りて、人世の榮辱などは塵ほども胸中に雜らず、ひたすら皇室を目前にて、一念なかりしかば、天地も感じ神人も助けて、皇室再び昔に復りしなり。されば三百年の末になりて、湊川戦死の跡に、水戸黄門卿、嗚呼忠臣の碑を建てられしが、天下の人かりそめにも義理をわかち知るもの、墓前に拜伏して、其高義に感じ、涙をそゝがぬものなし。さばかり勢いかめしかりし足利も、十三代はつゞきぬといへども、三代の後は號令も行はれず、骨肉相食み、君臣相賊し、義昭が身になりては、浪々として乞食せし姿なりき。しかのみならず。今となりては十三の墳墓に唾するもあり。ゆばりするものあり。千歳の恥辱たとふるものなし。誠實と虚偽とのわかちかくあるべき事とはいひながら、個様にも懸隔するものなるか。おそるべきことなりかし。

保臣十年のあなたより謫せられ、三千六百日の間、讀書など勤めなば、性質愚鈍なりとも、少しは益を得ることもあるべけれど、天地に對しても鬼神に質しても、左ばかり心に耻しきことも侍らねば、やがて御ゆるし給はらんなどおもひつゝ、過ぎしに、今年なん十年にもなりぬる。やがて知命にもなり侍れば、たとひ百歳の命を得とも、半ば過ぎけり。思ひわたせばやゝ氣力もおとりぬ。かくてはいかにぞや。世の中もとしにそひてさわがしくなりゆけば、せめてとしごろ思ひ設けたる事、かたはしばかりにてもかいつけて、子孫に残さんとおもひなして、かつぐ物せしなり。ゆめ吾子孫たるもの、楠氏の三世義に死して、心かはらぬあとなわすれそ。

彼は之れより外夷猖獗、徳川違勅の際に當つて、一楠氏の興るなくんば、皇室の命脈危ふしとも危ふしと述べ、己れ微力ながら楠氏の志を繼ぎて、闔族忠節を國家に致さんとの意を寓し、二十年以來の朝幕關係を叙し、又己が十年來の事蹟を述べ、士たる者の修養を詳説し、楠公の誠の欽仰すべきことを結末となし、和泉守平生の抱負と理想とを盛れるもので、彼の純情を窺ふべきものである。

### 五 平野入薩の目的

平野は水田再來の後、高瀬に去り、松村大成の家に在つて、文久元年の新春を迎へた。而して其の後も暫く同家に留まり、心血を傾瀉して、『尊攘英斷録』の草案に腐心するところがあつた。英斷録は、別名を『回天管見策』と稱し、漢文にて記された滔々七千言の長篇で、當時志士の血を沸かせたものであるが、其の論旨は、和泉守の『經緯愚説』・『大夢記』・『密書草案』に負ふところが多い

- 一。兵を練り武を講じ、航海の術を習ふべし。
- 一。天下の罪囚を驅役して、蝦夷・八丈島・無人島を開拓すべし。
- 一。内は騎射を講じて陸戦に設け、外は砲艦を練りて外寇に備ふるは、今日の急務なり。
- 一。砲艦能く整はゞ、先づ朝鮮を討つて成府を建て、或は渤海の不貢を責めて師旅屯營の地となさん。
- 一。常に商船を嬾し、上海・香港に至りて夷情を探索すべし。



- 一。帝都を恢濶の地に移すべし。京都は永世の帝都と爲すべからず。
- 一。將軍の職は必らず皇族の任とし、兵權は斷じて臣下に委すべからず。
- 一。天子は萬機の暇自ら兵仗を帶し、皇子・親王諸共群臣を率ゐ、親しく武を練り兵を閱し給ふべし。
- 一。國の大事は戎と祀とにあり。大に祭祀を興すべし。
- 一。僧侶には産を與へ、佛寺を廢すべし。
- 一。大學・國學の制を興し、國體を明かにし、學風を改むべし。
- 一。貨幣を改鑄して、以て信を天下に示すべし。
- 一。衣服の制を定むべし。

英斷錄の脱稿したのは、此の年七月であつた。然るに福岡藩に於ては、前年五月頃、月形洗藏格贈 正四位 鷹取養巴惟寅贈 從四位・海津幸一正倫贈 正四位等、盛んに一種の藩論を上下し、長篇の建白書を藩公に上つた。藩内の紛擾これより甚しく、藩廳は其の根源平野に出たものと見做し、彼を獲て處分せんと欲し、眼を筑後・肥後に放つのがあつた。仍て平野は松村の家にも留まることが出来なくなり、去つて天草に渡り、海を越えて『尊攘英斷錄』を薩摩侯に獻せんと思ひ立ち、形勢を觀望したけれども、薩摩沿岸は、關防固くして容易に入ることが出来なかつた。彼は九月高瀬に歸り、肥前佐賀に入り、同藩主鍋島齋正後の 閑叟を説かんと志したれども、齋正は既に參觀の途に上つて、目的を達することが出来ず、

同藩士枝吉李助經種號 神陽・同次郎後の 副島 種臣伯・江藤新平贈正 四位・大木民平後の 喬任等と應酬して、滯留十日、十月十五日三たび和泉守を山樞窩に訪れた。

山樞窩を訪れた平野は、和泉守に向つて、佐賀に入つたことを語り、携ふる所の『尊攘英斷錄』を示し、出來得べくんば英斷錄を薩摩に獻じたいと語つた。和泉守は之れに對して、大に贊意を表し、『汝の言我が意を得たり。道路の説によれば、近頃薩藩大に振ふと言ふ。汝若し彼の地に遊説して、大舉王事に盡すことを得しめば、我等の抱ける倒幕の目的は、立どころに達せらるゝであらう。我も亦汝に託して論策を薩摩侯に上るであらう』と言つた。此に於て平野は、入薩の意を固め、筑前馬市に到つて、同志岡部謙助の家を訪ひ、書を福岡の父吉藏に寄せて、入薩の旅費二兩を請ひ受け、廿三日山樞窩に回り、掩留五日、入薩の議を凝らして、高瀬に去り、大成とも熟議を重ね、入薩に當つて今一人の同志を伴ふを便とし、之れを久留米水田の間に求めんとして、十一月廿日、五たび和泉守を水田に訪ひ、又筑前馬市に去り、旅費を得て水田に歸つて來たのは、同月廿九日であつた。此の間に和泉守は『迅速』・『天祐』の二録及び『薩侯に上る書』を脱稿して、平野に託した。而して平野は相携へて薩摩に入るべき同志を見出し得ずして、十二月二日に水田を去つた。和泉守は別れるに臨みて平野に一詩を賦し、原道太・淵上郁太郎の二人は、之れを途に送つて、其の行を壯んにした。和泉守の詩に、



既無蘇張辯。又無賈誼文。吾識君所持。一片之誠心。

和泉守が平野に託した迅速・天祐の二録及び薩侯に上る書は、今一も存してゐないから、其の内容の如何を知ることが出来ぬが、彼は國富み兵強き薩摩の如き大藩を動かすことを得ば、勤王の志を達する第一の捷徑だと信じてゐた。同月十二日に脱稿した彼の『義舉三策』は、明かに此の間の消息を語つて居る。

義舉 三策

勸諸侯一舉事得失。

今事を舉ぐるには、九千の兵なくんば有るべからず。少くしても必ず三千は無くては不叶也。然れば大諸侯にあらざれば舉ぐる事を得ず。大諸侯にて九千の兵を出すならば、事の成は勿論。其時の勢甚熾にて、天下の諸侯これに應ずる者速ならん。又天下士民事の成るを頼みて、人心勃起し、假令一方に非義の義を守り、籠城する者ありとも、天下これに與せず。其領國の士民より起りて、倒戈するに至るべし。是れ諸侯を勸めて舉げしむること、方今の妙策なり。然りといへども、今日の諸侯と云ふもの、誰是と云ふ差別もなく、其家を重んじ、其事の成否を深く勘へ過ぐして決斷するものなく、且老臣兎角鄭重の説のみ多くして、日又一日と推しやり、機を失ふこと甚し。機を失ふも今日までは宜しけれども、明年中も過ぐしたらば、大變起りて、手の下し所なくなり、九千の兵は九萬ありても成すべからざるに至るべし。是れ諸侯を頼むに足らざるの憂なり。其事成りて、後に勸を計る憂は、過慮と謂ふべし。元龜・天正の天下とは、大に異なることあり。事長ければ此に不叶論。

假諸侯兵一舉事得失。

假りたる兵一千人を以て華城を取り、固く保ちて行在とするを待つべし。是には必ず義徒の内にて謀主ともなるべき人物一人差繼ぎて、勇にし斷決ある者一人、都て二人付副ひて可なり。而して京にて變興を抜き取り、條城を乗つ取り、諸有司を撃ち、彦城を焼くことは、義徒これを任すべし。然れば義徒も一千は無くして不叶。尤千の内五百人義士にて、五百人は農民或は力士・盜賊の類にても可なり。然れども是等の人を募るに機見はれ易きの憂あり。熟考すべし。扱其兵を假るには、華地・兵庫等を衛る兵ある上に、因・土・長等、元來尊王の國にて近くもあれば天幸とも謂ふべけれども、因は彼の庶流にて、遊説に術なくては不叶。土は其主東にありて説を納るゝに不便なり。往復如何なり。長は最上の尊王國といへども、即今國是未だ定まらざれば、第一最初の舉をなすは如何あらん。二の見を他國に譲らねば、愚亦これを保つ。勢は近來頻に幕の惡みを受く。勢も亦これを恨むべし。これもし奮發せば、是に京の事を任じて、義徒華城に掛りて可なり。個様に事を換ふるに至れば、甚妙なり。何者、華は海邊なれば、海賊を作りて、梭船數十艘、一同に上陸し、河内邊にて少々農民等を俄に募りて裏より起るに最便なり、尤勢に京の事を任せしむるにも、義徒隨一の者、百人内外は其中にあるべきことなり。嗚呼勢もしこれに任する力あらば天幸云ふばかりなし。只恨むらば、國是如何ん。右數國に説くこと熟考すべし。

義徒舉事得失。

義徒のみにて事を舉ぐるならば、前二策とは、大段大に異なるべし。何者義徒のみならば、皆義勇とは云へども



資糧もなく器械もなく、其勢誰が見ても孤弱なるべし。然らば諸侯の擧ぐるよりも、五倍も十倍も人数多く、同志の頼む心熾にして、自然と外に張出す。氣焰も熾にあるべき事なれど、義勇のみの人、さばかり多く募ることも出来がたければ、十分に五六百人なるべし、五六百人にては、京中の事僅に成し得るばかりにて、とても華城に手をつくることなし難し、然らば此擧は智計を専らにして、或は聲援を假り、或は疑兵を張り、戦争を不<sub>レ</sub>用して、彼を壓倒し、彼を迷眩し、彼を逃亡せしむる様のことを計るべし。然らば先づ義徒を二手に分ち、一手は速に奉<sub>レ</sub>護、直に叡岳に幸し、一手は條城に火を掛けて失火と號し、且是を蹂躪し、若州が救火に出づるを討ち取り、差次ぎ京中役所らしきものを始とし、所々に火を掛けて、何とも譯のわからぬ様に狂ひ廻り、然る後に叡山に集り、議を決して、右の一手に二品親王と中將卿とを擁し、又京に入り、角士を始め種々の人を募り、淀城を屠り器械を取り、男山に楯籠り、中將卿を大將としてこれを守らしめ、右男山の人數を又二手に分ち、一手にて二品親王を擁し、沿道人を募り、金剛山に楯籠り、折々大和・河内に横行し、資糧を積蓄へ、叡岳の應援をなし、都下の地に東兵は一人も入り得ぬ様にし、機を見透して華城を乗取り、蹕を此に移すべし。其内には、最初叡岳に幸したる時、直に廻したる詔書並檄文を天下に敷きて、諸侯の兵も義徒も追々に集まるべし。扱京に事を擧ぐる已前。義徒より二三人詔を齎らして東行し、水國に告げて期を刻し、五百の兵を一同に擧げて、江東に打入り、八方に火を放ち、速に打破り、東主と女宮とを抜き出し、水城中に移し、嚴に是を護し、江東の地は黒土となし、奸史を悉く殺し、彌々其地にて人を募り、或は獄を破りてこれを用ひ、火消の者等亡頼の徒を、都て三隊となし一隊は速に富津の嶮を扼し、一隊は横濱にて夷人を撃ち、館を焼き、船は全くして乗取るべし。一隊は東禪寺を

始め府内に居る夷人を盡く斬り、又奸史の館を焼くべし。扱數日の後に、事稍定まりたらんに、東巡の命下りて車駕已に華を發する比、東主御迎として山道より上洛と號して、猶駕を發せず、函嶺に蹕を駐むる時に至りて、乃ち甲州を経て函嶺に赴き、罪を謝すべし。此已後のことは神速録に述ぶ。

右三策これを上・中・下策と稱す。下策は勿論危くして用ふべからずといへども、人材と時機の宜を得ば、笠置行幸に比しなば、遙に上策なるべし。中策に出づる時は、十に八九は成就すべし。上策に出づる時は萬が萬まで成就疑ひなし。然れば義士憤激の腸をおさへて、百方手を盡くし、大國にて義を尙ふ君に就き、事を擧げしむるに若くはなし。扱愚久しく思ひ惑ふことあり。請ふ此に述べん。諸君是を聞き玉はゞ幸甚。夫れ國の大段、封建と郡縣との別あり。漢土を引きて云はんに、三代已前は封建なれば、兵を擧げて無道を討つ者、いつにても諸侯の國なり。未だ烏合の衆にて事を擧ぐる者を不<sub>レ</sub>聞。湯・武・齊桓・晋文是なり。秦よりは郡縣なり。兵を以て亂を發するもの、皆烏合を集むる匹夫なり。漢高祖・明太祖其尤なるもの也。亦未だ諸侯らしきものにて、天下を取りたるものなし。是を以て見れば、封建の世にて烏合の衆にて事を擧ぐるは、其轍もなければ、必ず出来ぬ事なるべし。承久は烏合にて破れ、隱岐・佐渡の狩あり。其後隱州より抜け出で王ひし時は、第一に楠氏義を倡へ、名和氏變興を迎へ、新田氏・菊池氏等遙に應し、一時に奮起せり。此時には一人の烏合なく、皆列國諸侯なり。是烏合憤激にては敗れ、諸國勤王にては成る明徴なり。即今至尊の聖徳古來比類すべきなく、霸王暴惡・夷狄猖獗の時にて、天運時勢人心の盛衰向背前時とは餘程の相違もあることなれば、一概には不可<sub>レ</sub>論といへども、未だ區々の名分ありて、無智の老人數人にて、天朝をも諸侯をも思ふ儘に扱ひ、又數代の黠計にて、形勝の地は皆其守兵あり。大抵の事にては、いつも其規



模の下に出で、彼の思慮の外に超出すること難し。然れば十分に思慮を熟し、時機を見通し智略を運らし、形勝に據りて、都て彼等が思慮の表に、三四層も超越し、彼等が膽を破るに非ざれば、業を成すこと出来ぬと思ふなり。故に愚が策を畫するにも、務めて英發にして敏捷を貴び、形勝を取るを第一とす。又只諸侯を勸めて事を舉げしむるを上策とす。諸君其蒙蔽を啓き玉はん事を至懇す。

文久紀元十二月十二日

油 浦 老 漁

和泉守の平野を薩に入らしめるは、薩侯にすすめて義を唱へしめんと欲する爲である。彼は先づ義舉三策中の最上等に指を染めて、大藩の力によつて、幕府を討滅し、王政の復古を觀ることを願つた。

六 清河八郎來る

十二月二日。水田を辭した平野は、翌三日高瀬に着き、松村大成の家に入つたところ、彼は此處にて意外の人物と邂逅した。それは出羽の清河八郎正明贈 正四位・薩摩の伊牟田尙平・江戸の安積五郎武貞贈 從四位の一行三人であつた。彼等は中山前中將忠愛の教書、及び田中河内介の紹介狀を携へて上國より來り西海の義徒を募つて、事を構へんと欲し、平野の歸りを待ち受けてゐるところであつた。

こゝに三人の人と爲りを記さんに、清河八郎は出羽國田川郡清川村の郷士、齊藤治兵衛の長男で、天保元年十月十日生る。十八歳の時江戸に出で、儒士東條琴臺の門に遊び、劍を千葉周作に學びて

其の奥儀を極む。後昌平疊に入り、安政元年家塾を神田三河町に開く。濶額隆鼻性豪宕で人に下らす機辯人に凌轢するの才を持つてゐた。

安積五郎は江戸の産。幼にして父母に別れ、家産例潰して支へることが出來ず。一姉あり。身を賤業に委ね、五郎を助けて志をなさしめることに勤めた。五郎居を淺草に卜して、占易を營み、傍ら東條琴臺の門に遊ぶ。八郎と知るに及んで意氣相投じ、遂に兄弟の約を結び、八郎に急迫を助けられるところが多かつた。隻眼痘面で、色甚だ黒く、性卓犖不拔であつた。

伊牟田尙平は、元薩藩の門閥肝付氏の臣、弱冠で江戸に出て醫を學び、傍ら安井息軒・鹽谷宕陰の門に遊ぶ。たま／＼米艦浦賀に來るに及び、同藩士西郷・伊地知等と結び、諸藩勤王の士に交りを容れ、大に盡瘁するところがあつた爲、藩主齊彬歿後、藩譴を被つて謹慎を命ぜられた。後宥されて國老關山糺の臣となり、再び江戸に出た。然るに尙平は關山の節度に服せず。萬延元年十二月、同藩士樋渡八兵衛明・神田橋直助等と外人を赤羽に斬り、遂に薩摩邸を脱して、清河・安積等に交りを結んだ。文久元年正月。水戸藩士の天狗黨と稱するもの、境外に脱して金穀を募り、横濱を襲撃すると揚言した。清河は一僕を率ゐて常總の野を徘徊し、佐原を経て、舟に乗り潮來に到り、天狗黨の形勢を窺ふところあつたが、其の爲すなきを見て江戸に歸り、別に八・九月の間を以て、尊攘の舉に出でんと欲し、薩藩士七人、幕士三人、浪士十餘人の同志を得て、竊に義舉の策を回らしてゐた。五月二十日



友人吉良某、柳橋萬八樓に書畫會を催す。清河此の席に列り、歸途一無禮人に遭ひ、之を斬り捨てたところ、幕府は之れを口實にして、彼を捕へんとすることが急であつた。清河は安積・伊牟田及び村上俊太郎忠政等と難を遁れ、川越の近邑奥富に入つた。蓋し之よりさき、北有馬太郎は父に隨つて江戸に徙り、安井息軒の門に入る。息軒其の才を愛し、娶はずに女を以てした。太郎は嘗て天保學の同志で和泉守・木村三郎等に就いて學び、勤王の志厚く、江戸に於て清河等と結び、劃策するところあり、幕府の忌諱に觸れし爲、息軒に累するを慮つて、其の女を離別して、奥富に居を卜してゐた。清河は太郎の家に潜み、一時を免れんと欲したのである。清河等は掩留二日、太郎と共に時事を談じて、慷慨稍々しばらくした。時に人あり捕吏の來ることを告ぐ。清河等決然として起ち、太郎に別れを告げ勇を示して過ぐるに、皆恐れて近づかず。遂に遁れて所澤に出で、江戸に還ることを得た。然るに捕吏は却つて北有馬を捉へ、江戸に送つて傳馬町の獄に投じた。太郎此の年の秋病みて獄中に玉碎した享年三十五。

八郎は江戸に還つて伊牟田・村上の二人と袂を分ち、五月廿八日の夜、雙刀及び訴狀を永代橋畔に留めて、水死の狀を粧ひ、商人の扮裝をなし、安積を從僕に擬し、變裝して一たび故郷庄内に歸つたが、藩内の偵察亦嚴重を極めて、家に入ることが出来なかつた。仍つて仙臺に赴き、東蒲生村に潜んでゐた。こゝに伊牟田二人を追跡し來り、『水戸藩士等將に十一月を期して、大舉して京師に上り、

天子様を挾んで大に遣るさうだ。俺はこれから急いで薩摩に歸り、同志を募つて之れを應援する約束をした』と語つた。八郎は小踊りして喜び、『それは眞實か。それなら俺は江戸・甲斐の同志を語らうて、直に京都へ馳せ上らう。伊牟田汝は直に水戸に赴き、西上の時期を知らせて呉れ』と言つた。十月七日。伊牟田又仙臺に來り、八郎の潜居を敲き、『幕府は主上廢立の陰謀を企て、居るさうであるよつて水戸浪士は安藤閣老斬姦のことに決した』と言つた。八郎はこれを喜ばず、『一奸吏を刺すが如きは、大丈夫の屑しとせざるところ、吾等は之れより直に京都に上り、密かに封事を上り、悉く奸吏の逆謀を奏問し、然る後鎮西に赴きて、薩藩の有志を募り、大義を天下に唱ふるにしくはない。此くの如くすれば、安藤閣老の斬姦と、東西相呼應して、回天の偉業を達することが出来よう』と言つた。伊牟田は、『それは上策だ』と、直に之れに同意し、西上の計全く定まり、八郎は伊牟田・安積を連れて、甲州に迂回して東海道に出で、直に伊勢大廟を拜し、十一月九日京都に入り、丸太町の田中河内介を訪れた。

八郎は眉を揚げ臂を張り、河内介に向ひ、『聞くところによれば、幕府は和學者塙次郎忠に命じて廢帝の典故を調べしめて居るといふことだ。果して眞ならば、朝廷の危急一日も傍觀することは出来ぬ。速に鎮西の志士を糾合して、義舉を起さなければならぬ』と。河内介の遣り方が手緩いと言はんばかりに詰め寄つた。河内介は、『汝の言ふところは尤もだ。予曾て鎮西に下り、小河彌右衛門・松村



大成等と結ぶところがあつた。又薩南の志士は枝柳右衛門も先頃入洛した。其の話によると、薩摩の太守茂久侯も、大に爲すところがあるといふことだ。しかも諸國の志士は雲の如くに起つて居る。時節は到來した。前青蓮院宮は英遇濶達、吾等尊攘黨の推戴するに足るべき人物だ。現に安政の大獄にかゝりあつて、相國寺に謹慎中であるが、吾等詐つて宮の令旨出ると稱し、志士を募つたら、義徒は翕然として集まるであらう。其の時宮を相國寺より奪還し、天皇に奏請して、征夷大將軍に任じなば、一舉にして幕府の横暴を懲らし、外夷の憂患を攘ふことが出来るであらう』と言つた。而して河内介は中山前中將忠愛を説いて教書を作らしめ、自身は小河・松村二士に與ふる介書を認めて、八郎に與へた。こゝに於て八郎等三人は、鎮西に下り、河内介は京都に在つて同志を鼓舞することに定め、明春三月を期して、義舉を行ふことを誓ひ、袂を分つた。

清河の一行三人が、馬關竹崎に白石正一郎を敲き、海を越えて鎮西に渡り、肥後高瀬に松村大成を訪れたのは、十二月二日であつた。清河は大成に河内介の介書を示し、且つ西下の意を告ぐるところあつた。大成は之れを聞いて大に喜び、『鎮西に於ても同様に義舉の劃策中だ。現に水田に幽居中の眞木和泉守は、平野を薩摩に遣はし、薩侯を動かし、彼の國の同志を得んと目論でゐる』と語つた。清河等は大成と議ちのづから合致し、一行は暫く同家に留まり、平野の水田から歸り來るのを待ち受けることゝなつた。清河の『潜中始末』に、大成の談話を載す。

大成云ふ。誠に身に餘り忝し。今春河州入來より、由斷なく同志を募りあり。且筑前の浪士平野二郎なる者、元來河州も面會の士にて、已前月照を京師より薩に送る時、筑前よりして西郷など、一衆に入薩以來、國元より亡命の身と相成り、正一郎方に久しく潜居の處、あの通りの俗物故、遂に世話届かず、去年よりして大成方に潜みありて、専ら諸同志を語りひしに、久留米水天宮の神主眞木和泉守は、有馬隨一の人物にて、十餘年蟄居せるが、其志愈盛んにして、且文學もある名高き人物なるを、今度平野二郎に勸めて、薩國の主に、十得十失の論を認め、義兵を擧ぐる事を勧め、若し義兵揚げかねる時は、天下の浪人を集め、時機を相待つべき事を勸むる爲め、其策愈相決し、和泉方に到り、一兩日中に歸るべしと、相待居る處に、諸君の入來旁以て幸甚の到り。

平野が大成方に歸つたのは其の翌日で、彼は期せずして清河等と會することを得た。清河は平野と相對するに及んで、幕府が廢帝の典故を調べたことを語り、皆を裂し口角沫を飛ばし、滿面朱を濺ぎ、憤慨の情甚しく、義舉の止むべからざることを述べた。平野は之れに對して多くを語らず、己れが懷を探つて携へるところの、和泉守の『迅速』・『天祐』の二策及び、平野自身の『尊攘英斷録』の三篇を示した。清河・安積・伊牟田の三士は、手に取つて之れを熟讀し、且つ玩味し、感嘆久らして悉く和泉守の所説に悦服した。清河の『潜中紀略』に

國臣曰。既樹入薩策。乃有保臣所上薩國上大夫嶋津周防君之書及神速説。悉示之。足深感一者。云々。

やがて平野は、『諸士の來れることを、速に和泉守に告げ知らせねばならぬ』と言つて、翌四日、使



を水田に馳せた。而して其の夜半平野は四邊に人なきを窺ひ、八郎に對して聲を潜め、『肥後の人物は恃むに足らぬ。重んずべきは和泉守唯一人である』と言つた。平野が如何に和泉守を尊重したかは、此の一事に於ても知られる。清河の『潜中始末』に、

二郎云ふ。然らば和泉守を内密に招き、熟談すべしとて、幸よき便のある故、七日實は四日に二郎より、委細認め、忍び來會すべしと和泉守に申遣す。今夜二郎密かに云ふ。肥後の人物は、表のみ飾りて實事稀なり。油斷ならず。所謂肥後の議論倒れと云ふ噂あり。併し松村及川上などはよかるべきも、其外は見計ふべし。鎮西の人物和泉守に越す者なしと云ふ。

翌五日。大成父子は檄を四方に飛ばして、藩内の同志に清河の來れることを告げた。先づ川上彦齋來り會し、快舉を開きて喜び勇むのであつた。

六日。和泉守は角照三郎を高瀬に遣はし、答書を與へて曰く。『國禁を破つて幽居を出づるは、後難を醸すの恐れがある。照三郎を議に與らしめれば、隔意なく語るところあれ』と。又一書を平野に與へて曰く。『事情既に此の如し。入薩のことは一日も猶豫なり難い。速に出發せよ』と。平野は之れを見て直に出發せんとした。時に伊牟田曰く。『俺は曩に脱藩して罪を犯せるものだ。これより汝と同行して故郷に入り、薩摩侯に義兵を勧めることにしよう。虎穴に入らずんば虎兒を得ず。勇士將に起つべきのだ』と、意氣昂然平野に隨つて大成の家を發した。時に平野は藤井五兵衛、伊牟田

は善積敬介と變名した。大成・八郎等は離盃を汲み、詩を賦して其の行を壯んにした。

### 七 清河の和泉守觀

平野・伊牟田二人が薩摩に向つて後、清河は安積を大成方に留め、角照三郎を東道とし、十二月六日和泉守を水田に訪れた。和泉守は清河を如何にして迎へたか。清河は初對面の和泉守に對して如何なる考慮を費したか。二人の會見は最も興味あるものでなければならぬ。清河は其の著『潜中始末』に當時の状況を左の如く語つて居る。

下村より水田迄八里の處、夜分に入りて相達す。水田と申すは天滿宮の鎮守處にて、太宰府に續きたる九州第二天滿宮なり。則和泉守は直弟大鳥居敬太方に蟄居せり。別に一室を構へて、一切人に會するを得ず。併近來は少しづつ遊歴者などにも、稀に會すると云ふ。則忍ひんぐに小室に至るに、和泉自ら手燭を點し、兩戸より迎ひに出づ。其體五十位の總髮。人物至つてよろしく、一見して九州第一の品格顯はる。頗る威容ありき。誠に小室にて、僅六七枚敷の座なり。思ひ寄らぬ尊來とて、此迄ありし事共、御互に相話し、自ら食物を製して遠來を勞はる。如何様人の信する程の人物なれば、我も信の知己の如くに思はれ、西來の次第、其外とも別意なく相談す。先づ小河方に遣すべき人物を問ふに、此迄諸君子の頗る國事に御苦辛あるなれば、此上は此方共よりも及ぶだけ盡すべし。され共其人を撰ばずしては誤るべしとて、其夜直様淵上丹治なる者を招き、明早天久留米の一族を呼びて、篤と命すべしとなり



凡九つ頃迄相談じ、天下形勢、當今状態、實に憂世一時、國家の爲め身を抛つは今日にあるべしとて、互に感涙を濺ぎて、此夜は照三郎方に送りて泊る。十日和泉守の南僊日録には七日とあり及び早朝より和泉方に罷越し、残る處もなき様に時勢を相盡す。敬太も來り話す。此又同志の由。段々様子を見るに、肥後などにあるまじき此兄弟衆故。我も内心頗る悦びぬ。夜五つ頃に、和泉嫡子、當時水天宮の神主なる主馬、及び後見なる和泉守弟上瀧外記參らる。何れもよき人體なり。一應對の上、和泉守云ふ。尊來の趣篤と申し聞かすべし。君先づ返り泊り給へとて、我を自ら照三郎方に送る。翌早朝和泉守來り言ふ。小河方には弟外記を遣すべし。併主人方に相届け、丈夫にいたし出べき故、十二日此元より早天出發すべし。君は先づ歸り給ふべし。委細兄弟父子の者に申聞かせ、今度の一條は容易ならぬ時勢相迫り候故、一家悉く義に命を差出し申すべき事に契約すと云ふ。我も覺えず其赤心の精なるに感激を捉せり。則ち薩より動靜相分り候上の事に取究め、詩など認め、四つ頃より水田を出で、南の關に一宿し、十一日下村に返る。清河がいかにか和泉守の人物に感激したか。清河は全く和泉守の偉大さに打たれたのである。かくて和泉守に於ては、同夜敬太・外記・主馬・次郎・菅吉・宮崎士太郎等の一族を、山梶窩に集め、清河等を應援するの策を講じた。而して最も和泉守を憂へしめたのは、幕府に於て、廢帝の典故を調べさせたといふ一事であつた。和泉守は、之れに對して勃然として憤りを發し、一層剴切に義舉の已むべからざるのを感じたのである。翌年四月。和泉守が藩主慶頼に上つた書の一節に、

去酉八月、關東にては、塙某と申國學者方へ、承久・元弘廢帝之舊制取調差出候様被<sub>レ</sub>命。然處其嫡子以之外之儀と父子相爭候事、自然流布仕候間、奥御右筆河内某・爪木某兩人に被<sub>レ</sub>申付、専ら右御取調有<sub>レ</sub>之候由。天下有志之者聞付

騒立。關東清河八郎・安積五郎・伊牟田尙平京都に駈付け、中山付屬六位田中河内介に申入候處、京師にも荒々右之件々相聞え……………。

幕府の廢帝典故調査説は、安藤閣老の關り知らざるところで、今日に於ては無根の事實だと言はれて居るが、當時此の噂は、京都・江戸及び諸國に喧傳して、志士の憤懣を益々甚しからしめたやうである。王政復古・幕府討滅を以て任となす和泉守は之れを聞き、其の眞偽は兎に角として、一家一門を擧つて、君國の爲に身命を抛たんと決心を、益々固からしめたのは理の當然であらう。

清河等の西下と共に水田及び高瀬は鎮西義徒叫合の中心點となり、和泉守の幽居山梶窩は、遂に勤王宗の大本山となり、義軍の策源地となつた。十日高瀬に歸つた清川は、深藏が熊本より轟武兵衛を拉し來るに會つて、大に談ずるところがあつた。此の日眞木外記は、三潞郡本村上野の自宅を發して豊後に向つて出發した。十二日雪大に降る。一行は勇氣を鼓して阿蘇山に登り、大宮司惟治を動かさんとしたけれども、惟治は既に老いて、當年の勇氣なく、是より外記・安積の二人は、清河と袂を分つて山を下り、豊後に出でて岡藩に入り、小河彌右衛門を説いたところ、同藩士廣瀬謙吉武重軍神廣、瀨武夫の父亦其の席に列り、議大に熟し、岡藩の義徒を提げて、義舉に加へることを約した。二人はこれより更に日向に入り、多くの同志を得た。此の行清河は、外記の人と爲りを賞揚して、

外記は殊更氣のきゝたる者にて、且北有馬太郎の朋友と聞えける故、一入の氣込ありき。外記沈着抱志氣。不愧



ニ於保臣之爲レ弟。

と言つて居る。阿蘇山に於て、外記及び安積と袂を分つた清河は、熊本に赴いて、永島三平・川上彦齋等に面會して、義舉を語り、十九日高瀬に歸つた。又曩きに松村方に清川と語つた轟は、深藏を伴つて水田に來り、山樞窩に和泉守を訪れて、其の意見を叩き、久留米に到つて水天宮に賽し、肥前佐嘉に行きて、彼の地の動靜を探つた。又和泉守の二男主馬は、同志早川與一郎を拉して、十四日佐嘉に入り、江藤新平を訪ひ、『明春義舉が行はる、』と言つたら、新平は沈思久しうして、『それは大難だ』と答へ、暫くして漸く、『結構だ』と賛意を表した。新平は後果して、獨り脱藩して京都に向つた。主馬はこれより肥前田代に赴きて、嚴原藩の代官平田大江に面し、時事を談じ、奮起を促すところがあつた。これから鎮西の義徒は大に振つたのである。

引用参考書目

- |          |           |            |          |
|----------|-----------|------------|----------|
| 眞木和泉守遺文。 | 眞木家系譜。    | 文久物語。      | 清河八郎遺著。  |
| 幕府衰亡論。   | 幕末政治家。    | 平野國臣傳紀及遺稿。 | 異聞漫錄。    |
| 感涙錄。     | 日本近世時代史。  | 維新史料。      | 清河八郎。    |
| 清河八郎事歴。  | 贈正四位清河八郎。 | 大久保利通傳。    | 白石正一郎日記。 |
| 肥後藩國事史料。 | 文久二年曆     |            |          |

第十七章 和泉守の亡命

一 薩摩の狀勢

平野・伊牟田の入薩は、和泉守に對して果して何を齎らしたか、之れに先だつて少しく當時の薩摩の狀勢を窺はう。島津齊彬は稀世の英才を以て封を襲ひ、公武合體論を主持して、阿部閣老と親善に且つ尾張慶勝・近衛左府等と姻戚關係を有したれば、此等の人々と提携して、公武合體の實現に努力したやうである。島津家に於ては、一代一度京都に至つて近衛家に伺候する家例があつたから、齊彬は安政四年四月幕府の允許を得て、江戸よりの歸途、京都に赴き、近衛家を訪れた。此の行元より恒例によると雖も、公武の間に周旋せんと期するを以て、自ら島津家歴代の伺候とは趣を異にした。近衛左府は喜び禁ずる能はず、竊に奏上するところありしに、主上にも叡感斜めならず、拜謁仰付けられ、畏き勅諭を拜し、且つ

武士の心あはせて秋つすの 國をうごかすともにをさめむ

との御製をさへ下し賜はつたので、齊彬は感激に堪へなかつた。其の後阿部閣老死して、彼は内より助ける者を失つたから、勅諭を仰いで以て幕府に臨み、一橋慶喜を將軍の儲嗣と定め、幕政の釐革を



行つて、公武合體の實を擧げんと思ひ、腹心西郷吉兵衛等を江戸及び京都に留めて、公武の間に周旋せしめてゐた。然るに外國通商條約調印問題と、將軍繼嗣問題とは、程なく渦を卷いて麻の如く亂れ井伊掃部頭大老に擧げられ、獨裁主義の斷行となつたので、西郷は急ぎ歸藩して齊彬に謁し、天下の形勢を論じ、且つ井伊の專斷は、遂に幕府を救ふべからざるものとなすであらうと言つた。齊彬は此に於て、大に決するところあり、勅諭を奉じて幕政の改革を促し、公武一和の實を擧げんと欲し、書を尾張慶勝・水戸齊昭・黒田長溥・山内容堂・伊達宗城等の同志の大諸侯に寄せ、西郷を再び東上せしめて、京都・江戸の間に周旋せしめ、齊彬自身は精兵三千を率ゐて京洛に入り、禁闕を守護せんと欲したるに、惜むべし齊彬は遽に病を得て、再び起つ能はざるに至つた。西郷等は其の訃に接して、慟哭するところを知らなかつたといふことである。

次で封を襲ひしは久光の長男茂久後忠義であつた。茂久時に十九歳。久光國父を以て之が後見となつた。久光は人と爲り英邁方正、氣節を尙び、幼より學を好みて卓識を備へしも、其の領邑重富に退隱して、自ら蹈晦したので、誰も顧る者がなかつたが、齊彬死に臨みて、久光を病牀に招き、己れ子なきを以て、久光の子茂久を嗣子となすことを述べ、且つ託するに己の遺志を繼紹して、公武合體に盡さんことを以てした。久光深く知己の言に感激して、身命を賭して國家の爲に盡瘁せんと誓つた。

齊彬歿後は、實權悉く隱居齊興齊彬の父に移り、久光は茂久の後見を託されたけれども、暫くは隱忍し

て其のなす所を傍觀するのみであつた。齊興は國老島津豊後・新納駿河等の寵臣を擧げて、國政を司らしめたところが、いづれも幕府の鼻息を窺つて、只管社稷の安泰をのみ希ひ、薩藩は忽ち四分五裂して、統一を缺ぎ、京都に劃策中であつた西郷の如きは、遁れて國に歸つたが、身を容るゝにところなく、成就院月照と海に投じたが、蘇生して大島に流された。事態が此の如きを以て、少壯慷慨の士は憤慨に堪へず、續々脱藩して四方に交遊し、江戸に於ける薩人等は、水戸浪士と謀つて井伊大老を殲さんと企てたが、江戸詰家老新納駿河の爲に、歸藩を命ぜられた。殊に櫻田事變以降は、世態益々紛糾して、寸前暗黒、豫測だもなすことを許さないのので、薩藩は幼主茂久參觀の期となつたけれども、其の進退に窮して、堀仲左衛門等は、猶豫を請ふべき口實を作らんが爲、遂に江戸邸に火を放ち、新築竣工の曉まで、參觀の猶豫を願出た。而して急に新築に取りかゝらぬところより、幕府に於ては天璋院の手元より、資を給して工事にかゝらしめた程であつた。

隱居齊興は、此の間に歿して、政權は後見人久光の手に落ちた。彼れ熟々天下の形勢を按ずるに、世態急變の狀は、恰も激流奔湍に迷るが如く、其の停止するところを知らず。又翻つて國內の狀勢を察するに、少壯慷慨の士は盡く脱藩して四方に走り、在國の者は爲すなきの士が多かつた。彼は此の儘にては、齊彬の遺志を繼紹するの不便なるを思ひ、國政改革の急務を切實に感じた。仍つて立どころに藩吏の大更迭を行ひ、一方に於ては、藩士の動搖を防ぐことに努めた。然るに此の改革に於て、



多少の撞着を生ずるところがあつた。即ち堀仲左衛門等は、江戸に於て水戸の志士高橋多一郎等と通謀して、井伊大老暗殺の企てに與し、大久保正助通利等は、薩藩に於て勇敢決死の士四十餘人を募り、脱藩して京都に出て、江戸に於ける井伊大老暗殺に呼應して、九條關白を斥け、酒井所司代を除かんとこの策を立てるたことであつた。然るに堀等は歸藩を命ぜられ、大久保亦久光の諭示に感激して、突出を中止し、却て同盟者を説いて、其の志を翻さしめることに努めた。之れが爲に、藩内には久光の黨與と、從來の急激黨との二派を生じた。久光の藩政改革によつて擧用された人物は、國老島津下總國老座書役叢田傳兵衛・中山中左衛門・小松帶刀・大久保一藏等であつて、中にも小納戸中山中左衛門は、最も久光の信任するところとなつた。

中山・堀・大久保等の同志は、其の後數々小松帶刀の家に會して、久光の興起を謀つたところが、久光も亦志既に決し、茂久の東觀に代つて江戸に出て、先代齊彬の遺志を繼述せんと欲し、先づ薩・隅日三州の兵を率ゐて京師に上り、勅命を奉じて幕政を改革し、以て公武一和・國內統一の實を擧げんことを期した。時に文久元年十月であつた。此の議や、漏洩するに及んで、國老島津下總は、社稷の安危を憂へて、強て諫止せんとしたので、久光は下總を斥げ、喜入攝津を以て之に代へ、格例を破つて、大久保・堀を小納戸に拔擢して、藩政の樞機に參與することを得しめ、久光は明春を期して上京することに決した。

久光の上京は、秘中の秘で、喜入・小松・中山・大久保・堀等藩の樞機に與る者の外は絶えて知る者なく、藩主茂久恒例によつて參觀をなすが如き狀を裝つた。而して堀は小納戸に拔擢されると同時に江戸に急行し、中山亦京都に出でて、久光の上京に對する方略を講じ、馬關竹崎の白石正一郎に特命を下して、巨金二萬五千兩を交付し、二萬兩は米穀買入れ費、一千五百兩は快船十艘の準備費、三千五百兩は豫備費となさしめた。是等の事實は忽ち四方に喧傳して、藩内少壯急激の士は、茂久這般の上京は、決して尋常ではない。我等の爲すあるの時節到來したと言つて、士氣大に振つた。薩藩より巨金交付の際、薩摩に急行した白石正一郎の弟廉作資敏贈正五位は、北歸の途次書を松村大成方に寄せ、平野に對して密に薩藩興起の狀を告げた。時恰も平野は南征の策既に決し、山梶窩を辭して高瀬に到り清河等と會した際であつたから、平野・伊牟田の二士は、之が爲に意氣大に揚がり、敢然として薩摩に赴いた。此の時平野が廉作の書に添へて和泉守に與へた書簡の斷片は、此の間の消息を傳へて躍如たるものがある。

右の三事に而も、廉作が書意にても御推察可被下候。只今打立前に而、大略申上候。餘は羽州生清河より御承知御伏臈なく御討論可被下候。勿々頓首。

十二月六日

國 臣



雪の下にふくめる梅も春風のさそはゞなどかひらかざるべき

然るに和泉守・清河等の囑望するところ、久光の欲するところとは、全然其の趣を異にしたものであつた。久光及び其の左右の近臣等は、薩藩士のみが舉國一致して事に當らんと欲し、諸藩の志士・浪士の輩と結ぶが如きは、絶対に好まなかつた。久光等の議に、

一。今天下囂々議論一ならず、宜しく一定不動の目的を定め、藩論を決し置くべし。  
一。諸浪士、其志厚きも根柢ある人少し、國家を以て盡す時は、告ぐるに事實を以てせば、漏泄事を誤るの憂あり。宜く其志を共にすべからず。

一。外國處分の事は、齊彬公深き志あり。西郷之を奉戴し、有志數輩も亦之を準率せりと雖も、今遽に之を朝廷に奏し、幕府に告げ、諸藩の有志に談するときは、忽ち紛擾を生じ、大に事を害せん。故に我藩の目的は順序を逐ひ君臣の名分を明かにし、一般の人心を調和し、國家の大體を制定し、然る後外國の事に及ぼさん。  
一。閉鎖の論に至りては、天下の公論を以て決定せん。

和泉守と久光とは、一は急進主義的討幕論を唱へることに於て、一は漸進主義的公武合體説を唱へる點に於て、既に相容れざるものがある。況して久光は、諸藩の志士・浪士を近づけることを喜ばざるに於てをや。和泉守の久光に據らんとするは、恰も木によつて魚を求めんとするが如きものであつた。

## 二 平野・伊牟田薩摩より歸る

南征した平野と伊牟田とは、薩摩國境に近づくに及んで袂を分ち、伊牟田は一たび脱藩した者であるから、關門より進むことをなさず、巧みに關吏の眼を偷んで間道を傳つて郷土に入ることを得た。平野は小河内の關所に達して、黒田家重役より遣はされた足輕の使者であると詐り、難なく關所を通過して、十日鹿兒島に着し、飛脚宿原田郷兵衛方に投じ、狀函を出して久光に進達の手續を求めた。横目役樺山休兵衛來つて按檢したところ、封書の表に島津周防殿と記してあつた。周防は久光の前名であつて、是歲四月和泉と改めたのだが、平野は諸所に放浪して、未だ之を知らなかつた。樺山は怪しんで尤めたが、平野は窮して恐らく祐筆の過であらうと辯疏したけれども、樺山は福岡侯と久光とは血族の間柄で、書信の往復も稀ならず、斯かる誤をなすべき理由はないと言つて、遂に狀函を大目付所に進達したるに、中より顯はれたものは和泉守の天祐・迅速の二録及び薩侯に上る書、並に平野自身の尊攘英斷録等數篇であつたから、大目付等は大に愕いて、平野には外出及び他人との按見を禁じ、密に久光に狀を告げ、久光は山本五郎右衛門をして、此事を大久保に知らしめ、大久保は平野を自邸に引きて、會談して入薩の趣旨を盡くすことを得た。

一方伊牟田は間道を傳うて鹿兒島に出でんとしたが、村人の怪しむところとなつて捕へられ、廻方



横目付谷元作之進に附せられた。谷元は伊牟田の携へた書類を檢め、中山前中將の教書があるのを見て大に驚き、伊牟田を審問したところ、彼亦免るべからざるを知り、國禁を犯して歸藩せし事情を告げ小松帶刀を見て陳情せんことを求めた。谷元は之を諾し、權宜の處置を以て、伊牟田を己れの従者となし、自ら伴ひて鹿兒島に歸り、小松に具情して、伊牟田を其の邸に移し、固く外出を禁じ、他人と接見することを禁じた。

十四日大久保は、小松邸に於て、伊牟田と會談したるに、其の語るところが平野と同じく、天下の形勢を説きて、幕府の專横なこと、及び諸國勤王黨奮起の狀を陳べて、薩藩の興起を促すところあつた。大久保は既に前に確定した藩論を守つて、妄に諸藩の志士・浪士と合體して、輕舉妄動するは不可なりとの説を抱くものであるが、久光にして京都に上り、勅命を奉じて幕政の改革を斷行せんとするに當り、若し幕府にして久光の言を用ひるところがなければ、其の結果は如何なるものとなるであらうか。幕・薩の間は忽ち破裂して、大事を醸するに至ることが明かである。諸藩の志士・浪士は皆父母・妻子を棄て、一命を擲つて國家勤王の爲に粉骨壘身しつゝあるものである。若し之に對して利用の法宜しきを得ば、一大勢力となすことが出来るであらうと思つたから、大久保は平野・伊牟田のために斡旋大に努め、二人は犯法入國の罪を寛假せられることとなつた。而して大久保は平野と寛談して、薩摩に於ては藩論既に決し、明春を期して主君を奉じて上京し、朝廷の爲に勤める考であると陳べた。平

野は欣然として大久保の意を領し、十七日伊牟田と同行北歸することに決した。其の前日大久保は、復平野を訪れ、藩主茂久の命だと言つて、建白の趣旨は慎重論議の上取捨するところがあらう。卿等は距つて再び國事に勤めるところあれ。若し亦我藩の爲に補益することあれば、復來つて告げ知らせよと陳べ、遠來の勞を犒ひ、内幣金十兩を贈つて歸路の資となした。伊牟田にも同様の贈物あり、二人は接遇頗る厚く、酒饌の美に飽滿した程であつた。平野・伊牟田の二人は、これを以て又なき好首尾として、大久保の眞意を悟ること能はず、明春藩主茂久東上するものと思惟し、大久保等は、己等と事を與にするを促したものであると解釋した。然るに豈計らんや。平野の携へ來つた和泉守の天祐・迅速の二録、及び平野自身の尊攘英斷録は、久光當時の意見と餘りに甚しき懸隔があるところから、小松・大久保は久光の閱覽に供するを憚り之を示さなかつた。

平野・伊牟田の二人は、十七日鹿兒島を發し、伊集院に來掛かると、是枝柳右衛門・美玉三平親輔贈從四位の二人が、彼等を要して、有馬新七の叔父坂本六郎の家に拉し去つた。六郎の家には、有馬新七・田中謙助盛名贈從四位・柴山愛次郎道隆贈從四位・橋口壯助隸三贈從四位等が待受けてゐた。二人を迎へて悦ぶこと限りなく

酒を置いて徹宵縱談するところがあつた。而して平野の説くところは、赤裸々の討幕論であつて、大義名分を論じ、其の主張實に堂々たるものがあつた。平野は亦和泉守の人物を嘖々して、推稱措かず清河・安積の西下せる事情、肥後志士發奮の狀況等を具さに語り聞かせたので、一同は深く其の談に



耳を傾け、感奮措く能はず、美玉・是枝等は、中山前中將は父大納言の心を失ひ、朝廷にも用ひられない廢退者であるから、剛直の聞えある大原三位を擁し、前青蓮院宮の令旨を請うて薩摩に入り、一藩の興起を計るがよいと論じ、孰れも藩論を激勵して王政復古を謀らうと誓つた。

翌十八日、二士は是枝等に別れを告げて、伊集院驛を出發したるに、柴山・橋口の二人は、談論未だ盡さずとなし、猶道と同じくして行くこと八里、川内の向田驛に抵り、旗亭に入つて祖宴を張り、互に城府を撤して勤王の策を講ずるところがあつた。此の時平野は、携へるところの『尊攘英斷録』の副本を示し、時勢を論じて討幕の氣運方に熱することを切言し、和泉守の天祐・迅速の二録に就いても、其の主意を陳べ、公武合體論の如きは、實に天下の迂論で、大義名分の決して許さざるところである。翌年伏見に發したると喝破したるに、柴山・橋口の二士は、容を更めて之を傾聽したさうである。翌年伏見に發した寺田屋事變は、維新勤王黨が、王政復古を企劃した先鞭であつて、其の薩摩勤王黨の首魁と稱せられる有馬新七・田中謙助・柴山愛次郎・橋口壯助の四士は、平野が此のたびの南征に於て、討幕勤王を鼓吹した輩であつた。しかも平野をすゝめて薩南に向はしめたものは、和泉守其の人である。彼は南筑の僻陬水田の幽居に座しながら、薩南の健兒を奮ひ起たしめ、維新變革の大業を促進せしめたのである。斯くて平野・伊牟田の二人は、廿日橋口・柴山の二士と袂を別ち、廿四日夜高瀬に歸着した。始め平野・伊牟田の薩摩に門出するに當つて、我等は本月廿五日を以て歸着するであらう。一人志

を遂ぐれば一人功を成す。若し二人とも歸らぬときは、事の破れたものと見做して、清河等は別に方法を取つて呉れとの言を遣した。然るに其の後二人は何等の消息を傳へず、清河・安積・松村父子は指を屈して其の歸りを待ち詫びてゐたところ、其の期に先つこと一日、二人は無事に歸り着いた。衆は喜び迎へて、酒を設けて其の勞を犒ひ、争うて入薩の狀を問うた。二人は故らに實を告げず、伊牟田曰く、『關に入ると同時に捕へられたので、或夜竊に遁れて朋友の家に走り、僅に身を以て逃げ歸つたのである』と。平野は又、『吾輩も關吏に捕へられ、城下に送られたが、漸く追放となつた。關を出で、歸ることを得たのは、生命拾ひをしたやうなものだ』と。一同は茫然として言ふところを知らず、川上彦齊の如きは、熊本より出で來つて、此の言を聞き、失望甚しく、遂に醉飽して倒れ臥した。

此の夜更けに於て、平野・伊牟田の二人は、密かに清河を揺り起し、入薩の事情を詳に語り、

『薩摩侯は明春上京して、大に國事に盡力せらるゝことゝなつてゐる。西郷吉兵衛は近く大島より召し返され、政治は刷新せられることゝならう。唯恨むらくは、薩摩は大藩故、決斷をなすに多少遅れるであらう。因て吾等は是枝・美玉等と謀し合せ、機を逸せざるやう、前青蓮院宮の令旨を請ひ、然るべき堂上を薩摩に下して士氣を鼓舞することにした』

と語つた。而して二人は猶も聲を潜め、



『元來肥後人は別個の見解面目あつて、薩摩人の下風に立つことを欲しない。王事に盡さんとする志士の中にも、動もすれば議論に走らんとするものがある。是等の者に若しも薩摩興起の機密を打明けるときは、忽ち四方に喧傳して、幕府の聞知するところとなつて、或は大事を敗るやうなことになる。唯一人松村大成は、人物志操他と異つて居るから、他日折を見て話すことにしよう。之れより吾等は水田に到つて、和泉守に入薩の顛末を語り、今後の方策に就いて議せねばならぬ』と語つた。

清河・平野・伊牟田の三士は、翌廿五日昧爽辭を設けて俄に大成の家を出で、筑後瀬高に到つて、書を和泉守に寄せた。和泉守は夜陰に乗じて幽居を脱け出で、竊に瀬高に赴き、三士と會合するところあつた。平野先づ入薩の状況を語り、今後の方策を議し、其の結果清河は伊牟田を携へて再び上京して、河内介に九州の形勢を告げ、青蓮院宮の今旨を奉じて、再び西下せんことを約し、和泉守と平野とは、筑・豊・肥の義徒を糾合して、義舉の準備をなし、和泉守は令旨の西下を待つて、薩摩に入ることに決した。其の夜雪霏々として降り、和泉守は此の雪を衝いて人に悟られぬやう、再び水田に歸つた。清河は當夜の會合を、其の著『潜中始末』に左の如く掲げて居る。

明る廿五日、兩人と共に水田に到るべしとて、松村を出で、暮過に瀬高にいたる。兼ねて申合せし事もある故、此所より書帖を和泉守に遣はしけるに、夜分忍びて來る。仔細を聞きて悦び斜ならず、且上京の事を議するに、和泉守云ふ。清川氏は僅のうち、人目に觸れても宜しからず、且二郎も云ふ。此事實は打捨て置きても存分奮起すべしと云ふに、尙平は是非とも上京し、大原三位を誘ひ來らんと云ふ。我思ふに、其京いたしても、大原など誘ふ事叶ふ

まじ。兎にも上京文は危き事もなし。上京の上、河州に計らひ、繪旨文も奉じ奉らば、薩にても俄に興るべしと云ふに、尙平は強て逆ひ、必ず大原を誘ひ來るなど、彼此と云ひ立て、和泉守も然らば其意に任すべしとぞ言ひけるに、二郎も此時に及び、上京の心得も進まぬ由申す故、兎にも我等上京して、河州に相談すべしと云ひけるに、和泉守も其意に隨はれける。尙平は是非大原三位を誘ひ申すべしとて、鎮西に來らば供の裝束二郎に頼み置かる。和泉守も此後京都より繪旨來る時、共に入薩すべしとて、其夜は直様歸らる。

和泉守の『南僊日録』に、

廿五日。陰。本家掃煤。夜初更平國臣簡自瀬高招余。余乃伴其使而往。伊牟田・清河亦宿。乃了南州之事。歸則夜已四更。此夜風寒雪下。

### 三 鎮西志士の奮起

瀬高に於て和泉守と凝議した清河・平野・伊牟田の三人は、翌廿六日風雪を冒して大成方に歸り、清河は安積に義舉の近づきしことを言ひ遣し、清河自身は廿七日伊牟田を携へて豊後に行くと言つて大成方を辭し去つた。松村は彼等の行動によつて、稍々事情を洞察し、深藏を熊本に遣はして同志と議せしめるところがあつた。斯くて文久元年は暮れたのであるが、平野・安積は大成方に留つて、新春を迎へ、清河・伊牟田は豊後の小河彌右衛門方に於て、元旦の儀に興つた。平野は新春第二日に於て



書を薩摩の同志柴山愛次郎・橋口壯助の二士に寄せ、今日の計は断じて幕府を倒し、王政復古の一あるのみと論じ、益々彼等を興起するの策に出た。清河・伊牟田の二人は、此の日小河方を辭し、三佐より便船を求めて十日大阪に着し、十一日河内介に面し、十三日夜は中山前中將を招きて酒宴を張り、中將に對して薩に入らんことを勧めた。小河彌右衛門は、清河等出發の日、一書を松村大成に寄せ、今回の義舉は頗る我意を得た。平野・安積を速に豊後に遣はして、同志を募ることにしたらどうかと言ひ送つた。

態本の宮部鼎藏増實贈正四位は、新春元日、肥後同志の推すところとなつて、大成の男深藏を拉して上國に赴くこととなつた。鼎藏は刻下の形勢は、志士が命を捨てるの秋であると決心し、孝忠の二字を手書して、弟春藏に授け、訓を子孫に遺し、四日東行の途に上つた。深藏は蒲生太郎と變名した。二人は十五日著京、直に丸太町に田中河内介を訪ひ、清河・伊牟田等と邂逅することを得た。此の日江戸坂下門に於て、安藤閣老が要撃せられ、其の報が京都に傳はつたのは廿日であつたが、河内介等は勇躍して此の機に乗じて、速に義舉を決行せねばならぬと言つて、意氣大に昂つた。廿二日中山前中將及び河内介は、鼎藏及び深藏の二人に左の檄文を授けた。

今度右之者共上京の趣意赤心の程感入候。報國の企此時に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候間、速に歸國、同志相結、彌々義舉決斷可<sub>レ</sub>

宮部 蒲生 太郎 鼎藏

有<sub>レ</sub>之、且其許下向可<sub>レ</sub>相待様、兩人之者共可<sub>レ</sub>申含事。

正月廿二日

羽林中郎將在判

臥龍先生へ

口達

別紙之通、可<sub>レ</sub>申入旨從中將殿被<sub>レ</sub>仰聞候。御歸國之上、早々御同志之人々御披露可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。尤來二月中旬、拙者共當地發駕、奉<sub>レ</sub>令旨下向致候間、萬期<sub>レ</sub>其時<sub>レ</sub>候。以上。

正月二十三日

田中河内介綏猷花押

宮部鼎藏殿

蒲生太郎殿

尙中山前中將は、深藏に次の如き述懐の和歌を與へた。

武士の矢たけ心の梓弓ひきはなつべきときは來にけり。

河内介も亦松村大成に寄する書翰を託し、肥後同志の奮起を促した。鼎藏・深藏の二人は、中山前中將の檄文を得て、大に感奮し、猶留つて京都の事情を探らんと欲せしも、坂下門の事變は、同地にも波及して、旅人の搜索酷しく、急ぎ歸國の途に就いた。

薩摩の是枝柳右衛門は、此の月二日故里を辭して京都に向ひ、途に阿蘇山に登つて、大宮司惟善を敲き、十四日岡藩に着して、小河彌右衛門の家に入る。同藩士廣瀬謙吉來り會し、酣談曉を徹した。



柳右衛門曰く。『今回薩摩侯東觀の途、京都に於て義舉の企てありと聞き及ぶ。四方の志士は之に加はつて、氣勢を添へることにしなければいけない。又薩侯にして、若し義舉の企てがなきときは、志士は薩侯を擁して、是非共義舉を執行せねばならぬ』と意氣昂然たるものがあつた。之を聞いた彌右衛門は、直ぐさま飛脚を京都に馳せ、河内介に宛て、速に令旨を奉じ、中山前中將を率ゐて西下せよと言ひ送つた。又一方に於て、岡藩の要路に向つて、若し薩摩にして義舉を行ふやうなことがあれば、岡藩も一步も譲つてはならぬと力説し、彌右衛門自身は、廣瀬謙吉を携へて肥筑の間に遊説して、鎮西志士の動靜を探ることゝした。

平野は密に福岡に歸つて、義徒を募らうと思つた。四日鼎藏・深藏の上京に同行して、安積を伴つて水田に大鳥居家を叩いた。安積は此の頃變名して東國の易者木村忠之助と稱した。而して安積は、窮乏甚しく、弊衣を纏うて刀を帯びず、算木と筮竹とを携へてゐた。平野と共に山樞窩に行つて、安積は和泉守に初對面の挨拶をした、此の時安積はいたく和泉守の人物に敬服して、後福岡の吉田三七郎に語つて、『某は今日迄多くの名ある人に接したが、未だ嘗て和泉守程勝れた人物に出會つたことがない』と、推稱措かなかつた。二人は其の夜大鳥居家に一泊することゝなつたが、敬太の妻琴柱は安積が算木・筮竹を携へてゐるのを見て、『どうか私の身の上を占つて下さい』と言つた。彼は恭々しく筮竹を取つて算木を動かし、卦面を熟視して、『あなたは近い中に心配事が起さる』と判断した。

其の後程なく、敬太は自刃して殉難し、琴柱は安積の占易が中つたと人に語つた。

翌五日夜、平野は安積を携へて久留米の眞木家に行つた。此の日は恰も水天宮の賽日に當り、主馬は二人を引いて奥の書院に到り、酒肴を出して歡待した。和泉守の配陸子も、此の席に列つて、平野安積をもてなし、盃の獻酬をなし、二人は同家に一泊した。翌朝陸子は、安積の弊衣を纏ひ、隻眼で痘痕あるのを見て、前夜の直會を悔いたといふことである。平野は六日安積を伴つて福岡に到り、衣服大小を與へて、安積を再び眞木家に返し、己れは獨り留まつて義徒を募つたが、同志概ね罪を得て禁錮又は流謫の刑に處せられ、僅に免れてゐる者あるも振はず、因て平野は更に秋月に赴き、海賀宮門直求贈 五位・戸原卯橘繼明贈 從四位等を叩き、又途に御笠郡を過りて、岡部甚助・吉田重藏良秀贈 從五位等を訪れ、大に遊説を試みて、筑後に回つた。此の間安積は眞木家に留ること五六日、去つて三潞郡本村上野の外記の家に潛み、後京都に向つた。其の際安積は、算木と筮竹を遺して行つたのであるが、今尙ほ眞木家に藏されて居る。

是れより前、薩摩に於ては、久光上京の議が熟したので、大久保を入洛せしめることゝした。時に文久元年十二月廿五日、恰も平野が薩摩から歸り來つて、和泉守と瀬高に會した日である。大久保上京の趣意は、明春久光が上京して公武の調和に力めるから、近親たる近衛左府父子に其の意を通じ、朝廷と久光との間を周旋せしめんが爲と、又一つは此の年、近衛・島津兩家の婚縁整ひ、久光は支族



島津兵庫長久の長女直子後の高を、己が養女となし、忠熙の嗣子忠房に配したので、其の禮を述べる爲であつた。大久保は鹿兒島を發して、肥後水俣に差蒐ると、前に上京した中山中左衛門の歸り來るのに會つた。大久保は中山と相携へて一たび鹿兒島に歸り、更に熟議を遂げて、二十八日再び上京の途に就き、馬關竹崎に、白石正一郎を訪ひ、京都に到つて直に近衛忠房に謁し、大に陳述するところがあつた。而して大久保は、要旨を記して忠房に呈した。其の要旨は左の如くである。

- 一。久光は近く精兵五百を率ゐて上京し、禁闕を守護して公武一和に努めるであらう。
- 一。其の際朝廷にては、關東へ勅使を下し、一橋慶喜を將軍後見職、松平慶永を大老職たらしめる勅命をお下し下さい。又之と同時に、尾州・長門・仙臺・因州・土佐等の諸藩へも、公武一和に勤めるやう勅命を御下しなさい。
- 一。九條關白を斥け、近衛前左府を内覽となし、青蓮院宮の幽閉を解くこと。
- 一。或論者は、今日の場合徳川を捨て、正々堂々義旗を翻へし、干戈を用ふるの論をなすけれども、其の罪は幕府の有司にあることだから、是等有司を斥け、國體を傷げずして、徳川家を扶助し、公武合體をなさなければならぬ。これ實に先君齊彬の意志に基くものである。

畢意するに薩摩の國論は、公武合體論であつて、幕府其の物を倒潰討滅する如き考へは念頭になく、唯幕府要路の改造を試みて、朝廷の旨を奉ぜしめることにあつた。故に和泉守等の主持する討幕説とは、根本的に相容れざるものがあつた。大久保は此の主意によつて、熱心に忠房に説いたけれども、

前左府忠熙は、謹慎中で朝議に參與することが出來ず、忠房は内大臣の榮職にあるも、何等勢力なく朝廷の實權は九條關白の手裡にあつて、假令久光が薩・隅・日三州の兵を率ゐて上京するも、勅命を下して幕政を改革するが如きは、頗る至難の業であつた。殊に忠房は井伊大老の妄斷に顧みて、深く恐れるところがあり、故に久光の上京は、徒に騒動を惹起するものとして、寧ろ之を阻止することに努め、大久保は遂に要領を得ずして歸藩した。然れども久光の上京は、一忠房の言によつて止むべきものではなかつた。大久保は歸路、正一郎の家に憩ひ、京都の事を問はれるに及んで、

九重の花のさかりのこと問はば彌生のころの央とぞ知れ。

との一首を示した。此の和歌は直に鎮西志士の間に傳播し、久光の上京することは知らず、茂久の出發近きにありとして、士氣頓に揚るのを覺えた。

#### 四 義舉策決す

和泉守は瀬高に於て、清河・平野等と會見を遂げ、青蓮院宮の令旨を奉じ來るを待つて、相共に入薩せんとの約をなしたことは、既に述べた如くであるが、和泉守は一日敬太を山梶窩に招き、慨然として左の如く陳べた。『苟も皇國の粟を食み、皇國の服を服する者、今日を措いて國家に報すべき時はない。然るに予は藩より幽囚せられた者である。故に予は藩の解禁を待つて事に従はんと欲してゐ



たが、藩は顧みて呉れない。此の如くならば、亡逸を企てるより外に致方もあるまい。和泉守又曰く、『汝も亦藩に請うて上京し、予と同じく王事に盡さなければならぬ』と、敬太は素より和泉守と志を同じくし、相携へて國難に赴かんと欲するものである。故に拊掌して曰く、『阿兄の言大に善し粉骨以て阿兄の大業を助け、王事に勤めるであらう』と。

和泉守の末男菊四郎は、此の年丁年に達し、専ら書劍を磨きて、未だ此の企てのあるのを知らなかつた。一日平野が眞木家に抵り、主馬と樓上に會して、和泉守の亡命に就いて密談を遂げてゐた。菊四郎は志士の出入何となく頻繁で、常ならざるのを察し、竊に屋上に登つて二人の隠謀を偷み聞きた。而して兄主馬に迫つて、父に従つて上京せんことを請うて己まなかつた。和泉守は之を聞いて壯なりとして、遂に其の請ひを許し、主馬を家に残して、老母柳子・配陸子を守らしめることゝした。季弟外記は、既に四方に勤王の義徒を募り、義舉に加はることは無論である。

これと同時に和泉守は、淵上郁太郎・角照三郎・原道太・中垣健太郎・荒卷羊三郎・鶴田陶司・酒井傳次郎・古賀簡二・淵上謙三・宮崎土太郎・下川根三郎・早川與一郎・大鳥居菅吉・莊山舍人等を、一月十六日一堂に集め、國家の大事が眼前に迫つたことを告げ、和泉守自身は亡命して鹿兒島に走り薩侯の駕に隨つて上京することを述べたところが、衆皆勇躍して京都に赴かんことを誓ひ、和泉守の節度に服して王事に盡さんことを約した。是れより門下生等は、意氣大に揚り、孰れも己れを櫻田義

士に擬らへ、必ず奸臣を屠らんことを期した。中にも土太郎と謙三とは、弱齡でまだ郷關を出たことがなく、竊に京都の繁華を夢想して、『自分達は上方見物が出来る。面白いことだ』と打興じた。和泉守は一同に對して、筋骨を練らなければ人斬ることが出来ぬと勵した。それから門下生等は、相撲・擊劍・柔道などあらゆる武術を試み、夜は太刀を抜いで素打の稽古を勵み、唸りを生ずることに於て始めて人を斬り得るのだと言つた。此の間和泉守は、愛劍白龍を太刀作りとなし、黄金三十枚・矢立射袋・肌着等の類を眞木家から取寄せ、竊に亡命の用意を整へた。

門下生を率ゐて行くことに就いて、こゝに和泉守をして深く心を痛ましめる一事があつた。即ち淵上郁太郎及び謙三兄弟の門出に就いてある。兄弟の父祐吉は、曾て長男祐二郎を亡ひ、長女そでは羽犬塚驛人馬次山口嘉兵衛後の吉武助左衛門信義に嫁して家にあらず。今兄弟を手離すに於ては、祐吉及び其の妻ともの老を養ふ者がない。況して此の行生還を期せざるに於てをやである。和泉守は之を深く憂ひ、敬太に謀つたところが、敬太亦老夫婦を憐れみ、兄弟を招いて、一人は留つて父母に事へんことを力説したけれども、二人とも魂は既に京都の空に馳せて、何としても肯じない。若し強て之を留めるときは、彼等は亡命して京都に馳せ上ることゝなる。それで遂に和泉守は下川瀬兵衛の長女政代を郁太郎に娶はせ、政代をして兄弟に代らしめ、祐吉夫婦に事へしめたらどうであらうと思ひ、敬太に謀つて、敬太より郁太郎父子に説いて、華燭の典を擧げしめることゝした。此の時和泉守は、平野にも



此の話の相談をした。平野は一昨年秋、松村深藏と共に始めて和泉守を訪うた時、一夜宿つた瀬兵衛の娘であるから、元より早速賛成した。そこで婚儀は正月二十八日、表向敬太夫妻が媒灼人として取り行つたが、平野も祝儀の席に列つて、婿マギラカシ（介添人）といふ面白い一役を勤めた。時に郁廿五歳、政代は廿三歳であつた。政代は一度他に嫁いたが、不遇で家に歸り、寡を守つてゐたもので、性質が雄々しくて老夫婦を託するには、最も適當してゐた。二人の婚姻は郁太郎の出發する十六日前に擧げられ、郁太郎はこれより後、國家と共に艱難を同じくして、政代と夫婦の情愛を温める邊はなかつた。然るに政代は善く舅姑に事へて、良人をして後顧の憂なからしめた。彼の女は郁太郎兄弟が家を出た後の犠牲として、老人夫婦を慰めんが爲に嫁ぎ來たものであつて、而も善く家を守つた亦稀代の貞女と言はなければならぬ。

此の頃、薩摩藩廳は、柴山愛次郎・橋口壯介の二人を、江戸邸藩疊の教師に擧げて出府せしめることとした。蓋し要路にある中山中左衛門等が、己れと調和しない此等急激黨を忌んで、遠く江戸に逐うたのである。出發に際して、薩侯は二人に命じて、行く／＼四方の義徒に面して、勃々たる雄心を鎮めることを以てした。二人以爲らく、藩政要路の流俗輩が果して何事をか爲し得べき。吾等は四方の志士に遊説して、大に其の士氣を鼓舞し、王政復古の大業を促進しなければならぬと。一月廿三日鹿兒島を發した。有馬新七・田中謙助の二人は彼等に向田驛に見送り、新七は慷慨激越の長詩を賦し

て、東行を壯んならしめた。これより柴山・橋口の二人は、廿九日熊本に抵りて川上彦齋を訪ひ、其の翌日は高瀬に松村大成を叩いて、義舉を談じ、壯介は

別れても又逢ふことのなからめやすめら御銚のつよき日なれば。

と口ずさんだ。二人は二月朔日に於て、大鳥居家に和泉守を訪れた。和泉守は之を引き、弟敬太・門生郁太郎亦座にあり、平野亦久留米から歸つて來て其の席に列した。

此の時二人の和泉守に語つたところは、重に平野・伊牟田の入薩以後の鹿兒島の情報で、平野等の探つたところと異つた要點は、薩侯茂久の參府は延期せられ、久光代つて、此の月廿五日鹿兒島を出發する事であつた。尤も之は平野入薩以前に決定したところであるが、秘中の秘で、久光は腹心の者以外には洩さなかつたけれども、上京の期が既に切迫したので、新に公にされたのである。和泉守もこれについて傳聞したところがあつたが、未だ半信半疑の央ばにあつた。今二人から其の信なるを聞くに及んで、久光の與し易からざるを思つて、稍々失望の色があつた。平野は之と反對に、久光の上京は、却つて深望あるものであらうと望を囑した。斯くて一同は義舉の策に移り、凝議するところがあつた。茲に岡藩の高野直右衛門は、小河彌右衛門の書翰を携へて、平野に會ひたいと言つて遣つて來た。彌右衛門は一月十七日は枝柳右衛門の來訪を受け、薩摩の狀勢を詳かにすることを得たれば、平野に對して速に岡藩に來て、同志の奮勵を促すことを頼むと、直右衛門を遣はしたのであつた。因て



平野は、直右衛門も座に請じて、一同は更に義舉策を講じ、終つて柴山・橋口の二人は、小河彌右衛門に與へる書、及び豫て義舉を盟約した日向佐土原藩の富田猛次郎に與へる書を認め、之を直右衛門に託して大鳥居家を辭した。和泉守の柴山・橋口等と議したところは何であつたか。それに就いては同月五日二人が馬關竹崎の白石方から薩藩の同志有馬新七・田中謙助に寄せた書翰によつて明にすることが出来る。而して其の書翰中には、和泉守の風丰面目も躍如たるものがある。こゝに全文を掲げて之を窺ふことにしよう。

御訣袖以後、御兩賢様御揃御壯健御座候半、珍重御儀奉<sub>レ</sub>存候。次に小子共當所關迄無事通行仕候間乍<sub>レ</sub>慮外御放意可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。諸御相談通、肥筑間の有志を尋、一策用達仕候處、議論同轍に發し、實に千古の一會此時と御同慶此事に御座候。肥後にては川上彦齋・松村父子に遂<sub>ニ</sub>面會<sub>ニ</sub>申候。彦齋人物持重體にして、一言一句能信を取候風、しかしながら進取之才は短き方に御座候。大成は尤も老體に而餘程氣概も勝れ申候。轟子<sub>武兵衛</sub>は當分八代へ差越し候而議論出來不<sub>レ</sub>申、其人物は聞しよりも鈍き方に候へども、此節より一種の議論も立居候由、勤王家には相違無<sub>レ</sub>之、尤此節定策爲<sub>ニ</sub>申聞<sub>ニ</sub>候はゞ、寸分異義はなしと承申候。

川上彦齋・松村大成・轟武兵衛等、肥後の人物を論評した彼等は、次で和泉守に言及して、

筑後にては牧和泉守<sub>眞</sub>を始め、大鳥井敬太<sub>井は居</sub>・淵上丹次<sub>都太郎</sub>、外に一族の方兩人に面會致し申候も此和泉子人物聞處よりも豪傑に御座候。一體學問も有<sub>レ</sub>之、誠實最貌に溢れ、當時の事を辯ずるに至ては、涕泣に被<sub>レ</sub>及位にて

誠に感入次第に御座候。

肥後の人物を論じた彼等も、和泉守に對しては、想像以上の人物であつたのに、一驚を喫したやうである。之より平野が久留米から歸り來り、話題は義舉の方策に入つた。

平野子は米府<sub>久留米</sub>え差越し、不<sub>ニ</sub>居合<sub>ニ</sub>候處、都合能も歸り來、仕合之事に御座候。何れも君公<sub>藩主</sub>御出府に就きては、おのづから御英斷相成居候事と存詰候處、御出府御延引、泉公子<sub>久留米</sub>御出府と申事相知れ、皆々仰天之次第御座候由、しかしながら平野には、夫は却而樂み深き譯と存居られ候へども、泉子<sub>和泉守</sub>杯には疑惑區々にて、既に人を差立、内情探索之内談罷居候處にて、我等相尋、一同大に喜び申し、最初は何れも我一策は差控へ、泉公<sub>光</sub>御内存は關東出府の上御盡力候段、演說致し候處、何れも皆愕然之體に而、此は決して御失策と一切心服無<sub>ニ</sub>御座<sub>ニ</sub>候。

和泉守は道路の風説によつて、久光の上京を聞き、將に人を派して真相を確めんとしてゐたところ、恰も好し二人の來るに會うて、久光は關東に出でて盡力すべきと聞き、困惑の色を浮べたのである。

さ候而、和泉<sub>和泉守</sub>論に、此上は公子<sub>久留米</sub>大阪邊へ御出掛の砌、勅を申下、此を以公子の出京を促し候外に手段はなしと被<sub>レ</sub>申事にて、我輩發勅の難題を數へ候處、此説も破れ、此上は決案を用る外術策なしと、何れも同論に歸し申候間、我が内實は一策御引合之爲に御尋申上候と、内情の始末を明し候處、大に喜び申され候。夫より東西併舉の手段を議論いたし、是以全備之説相定申候。尤三百位の人數無<sub>レ</sub>之候而者、不<sub>ニ</sub>相濟<sub>ニ</sub>と申候處、早速諸方之人數被<sub>ニ</sub>相調<sub>ニ</sub>候上、別紙<sub>別紙</sub>之通人數は別條なしと被<sub>レ</sub>申候。至<sub>ニ</sub>其期<sub>ニ</sub>入數不足いたし候向に候はゞ、國許へ御掛合被<sub>レ</sub>下候はゞ、應舉之者相應に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之旨約し置申候間、左様御心得可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。



和泉守は、久光の公武合體論者たることを聞いて、一時は愕然たるものがあつたが、此の時電光の如く彼の腦裡に閃いたものは、途に久光を擁し、勅命を下して勤王黨の首領となし、有馬新七・田中謙助等の一派と力を戮せ、京都に於て九條關白・酒井所司代を襲撃するにあつた。而して柴山・橋口等は、江戸に在つて水戸浪士及び其の他志士と通謀し、京師の義舉に東西策應して事を擧げ、安藤閣老以下を殺戮して、一舉に王政復古を執行するにあつた。而して和泉守は諸國奮起の志士を閲して、事を擧げるのに充分であると言つた。實に彼は渺たる區々の身を以て、薩の國父久光を見ること木偶の如く、天皇の勅を下すことを、架上の陳篇を左右するが如くに思つてゐるのである。其の意氣の壯なるを知られるのであらう。こゝへ、豊後岡藩の小河彌右衛門の使、高野直右衛門の來着を見た。

さ候而、議論最中之處へ、豊後より一介士到來小河彌右衛門より使之由。是枝柳右方へ使差越し、薩之形勢相分候に付、平野へ參候様との趣之由。一介士も隨分志ある者、我等へ是非面會致し度との事にて及其儀、彌右衛門方に一封出し置申候。尤一策委曲之儀は、厚見五郎安積差遣、結合相成賦に御座候。さ候而、此彌右衛門方より、我輩へ差向書狀被<sub>レ</sub>仕出<sub>レ</sub>候由、既に出立後に相成候半と存申候。其義に於ては御兩君御開封、返事に及ぶべき義に於ては、可<sub>レ</sub>然御返事被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>願候。尤彌右衛門子方へも、田中有馬之兩士より、返答可<sub>レ</sub>仕段申遣置候。さ様御得心可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候。さ候て、長州侯關東引拂ひ京都へ御出合之策は、能受合にて、平野彼地へ差越し、周布政之へ議論有<sub>レ</sub>之賦に御座候。尤一國の動に不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候ても、吉田松陰黨を語り、一舉の人數に引入賦に候。吾々出府

之上者、肥前藩枝善全助へ引合、長州侯同様京師出會之策を施す合に御座候。全助人物隨分頼有者と被<sub>レ</sub>察申候常々所論、主人もしも至<sub>レ</sub>二變<sub>レ</sub>後れ候時は、自分引下げ、勤王爲<sub>レ</sub>致候半と自分任じ居候由、夫故ケ程定策相究候上者、異論は決してあるまじくと平野など説に御座候。

長藩及び佐嘉を義舉に加はらしめることは、和泉守及び平野の主張で、平野は既に其の地を踏みて能く事情に通じ、和泉守亦二男主馬及び早川與一郎を佐嘉に遣はし、虚實を探つて居るから、此の言をなすのである。之れより柴山・橋口の二人は、和泉守の人物及び其の亡命後に關する進退に説き及ぼして居る。

楮、和泉子和泉守身上御聞取も候半、國譴相受候て、甚不自由の身に御座候。夫故突出之日に至り、追手の懸念有<sub>レ</sub>之候而、甚だ心配之筋に御座候。當人考も至<sub>レ</sub>其日ては御行列に御列れ被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候様、相計度合に御座候。其儀相出來可<sub>レ</sub>申哉之相談承申候。就而者、貴公方へ計置候様、返答致置申候。如何可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>哉。誠得難き人品に候間、一變之日は是非謀主にても、御頼相成度譯と存じ、可<sub>レ</sub>成は表向御召列相成候様御周旋奉<sub>レ</sub>希候。迎も其儀不<sub>レ</sub>相出來<sub>レ</sub>候はゞ、御行列に紛れ込様御都合可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候。當人願は、晝は御行列雜兵に取紛れ、夜は御同宿被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候様有<sub>レ</sub>之候はゞ、爰許にても一度薩公御行列に列り候と唱へ候へ者、決而追手をも掛候儀は無<sub>レ</sub>之と申事に御座候夫丈の事は無<sub>レ</sub>難相出來候半と申置申候間、此事は御引受御周旋奉<sub>レ</sub>希候。さ候而、疾に嫌疑も相受居候に付、自然進退究候はゞ、闇々と國縛に掛候而は、甚だ残念之事に候間、其折は御國へ走入、大事一舉迄相潜り度旨も承申候間其折は、御兩兄へ御引合被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候はゞ、何様とも御都合相出來候半と申置候間、是以自然其儀に及び候はゞ、可<sub>レ</sub>然御



盡力奉願上候。

柴山・橋口の二人は、和泉守を義擧の謀主に仰がんと云つて居る。僅の一會見に於て、彼等は偉大な和泉守の人格に打たれたものである。而して和泉守自身の決心の程も、此の書簡によつて知ることが出来る。又彼は晝は雜兵の間に伍するも夜は久光と同宿して、大に大義名分を説かんとする、盛んな彼の意氣も窺ひ知られるのであらう。

五 悲壯なる上野の訣別

柴山・橋口の二人は水田を去るに臨んで、一策を残して、『久光の寵臣大久保一藏は、今京都より歸還の途にある。ここ七日を出でざるに、羽犬塚驛を過ぎるであらう。君願くばこれを道に要して大義を説き、薩藩の振起を促して貰ひたい』と。これは素より和泉守の望むところで、且つ羽犬塚の人馬次山口嘉兵衛は、和泉守の門下生であつて、淵上郁太郎の姉嬢に當り、而かも勤王の志が深く、彼に頼らば大久保に面談することも容易であらうと、和泉守は直に平野及び郁太郎の二人を嘉兵衛方に遣はし、宿驛の前觸れを檢めさせたところ、四日の夜大久保が早飛脚で通過することがわかつた。因て和泉守は平野に、『われ若し羽犬塚に大久保を逸したら、汝は瀬高迄之れを追跡せよ』と命じ、四日夜淵上郁太郎の口供に據ると三日夜平野・淵上を隨へて、竊に嘉兵衛の宅に赴いた。同夜大久保は果して同驛を過ぎ、

到つて離盃を汲み、更に太宰府に行きて撫物を請ひ受け、老母柳子及び延壽王院信全・小野加賀等に別れを告げ、東上の途に就いた。

次いで十四日には、淵上郁太郎・角照三郎の二人が北行した。郁太郎は平野に代つて長州に赴き、吉田松陰門下の子弟に遊説して、義擧に加盟せしめるためで、照三郎は下關・小倉の邊に於て田中河内介の西下を途に邀へるためであつた。郁太郎は牟田大助、照三郎は川崎三郎と變名した。

六 和泉守白晝亡命を企つ

翌十五日は、田中河内介が青蓮院宮の令旨を奉じて水田を過ぎる約束の日となつてゐた。和泉守は終日待ち盡したけれども何等の音沙汰もなかつた。而して夜に入ると、久留米藩の捕吏十數名が水田に来て、和泉守の動勢を窺ふ様子が見える。これは此の頃四方の志士が頻々として水田に來り、且つ郁太郎・照三郎の二人は既に亡命したとの訴へに接した爲である。村人は何故に捕吏の向つたかを知らず、耳目を敬て、何となく物々しさが加はつた。

翌十六日早朝、和泉守は未だ起きないのに、里正城崎源介が來て、山梶窩を敲くことが惶しい。和泉守漸く床を離れ、『何しに來た』と尋ねると、『照三郎が亡命したといふことだが、先生は御存じか』と言つた。『照三郎・郁太郎の亡命のことは聞いて居る。けれども今更どうすることも出来ないでは



ないか』と答へたので、源介は其の儘立去つた。

次に大島金吾が來た。『昨晚から澤山の警吏が來て村中を取り巻いて居る。聞くところによると、先生が薩摩に入られるといふので、藩府から命令を下して先生を捕へるといふ話である』と語つた。和泉守は此の言によつて、最早一刻の猶豫も出來ないと思ひ、直に使を羽犬塚の山口嘉兵衛に急派し自分は下川瀬兵衛を招き、金吾と共に二人に誓書をなさしめ徐ろに語つて曰く、『事甚だ急である。予はこれが爲に三策がある。第一は捕吏のなすが儘に任せ、牽かれて藩廳に到り、直言以て以て有司に天下の形勢を説き、我が久留米藩をして義舉に與せしめることである。第二は自首して藩廳に出で同じく天下の形勢を説きて、我藩の振起を促すことだ。第三は捕吏の包圍を脱して、亡命南に走ることである。二人はどう考へるのか』と。これに就いて瀬兵衛は第二策を勧め、金吾は第三策を壯なりと言つた。而して和泉守の欲するところは第三策であつた。此の間に和泉守は米を磨いで釜をかけた漸く御飯が出來上つたところへ山口嘉兵衛が遣つて來た。彼は陣笠を戴き、草鞋を穿き、身ごしらへ甲斐々々しく、自宅に

武士の道はしらねど大丈夫の君が御ために捨つる命ぞ。

の一首を留め、和泉守の南行に隨はんとして來たのである。瀬兵衛は嘉兵衛の此の扮装を見て、直に和泉守の志のあるところを知り、再び第二策を勧めなかつた。

和泉守は悠々として自ら食膳を運び、金吾・瀬兵衛と離盃を汲み交はし、食事を了り、心切に菊四郎の到るを待つた。けれども菊四郎は來ない。金吾と瀬兵衛との二人は膝を進め、和泉守に向つて、夜に入つて亡命せよと勧めた。嘉兵衛は傍にあつて、『それは斷じていけない。白晝挺身して圍みを脱しなければ夜は却つて危険である』と、凜然として言ひ放つた。和泉守亦之に同じ、伊賀袴を穿ち、黒頭布を戴き、白木綿の鉢巻をなし、大鳥居家所藏の槍を提げ、鞘を拂つて起つた。嘉兵衛亦銃を取り硝薬を装填し、切火繩を携へて之に従うた。時に淵上謙三が馳せつけ、和泉守の兩掛を肩にかけた。和泉守は山樞窩を出るに臨みて、

やがて世の春にはほはん梅の花かた山里の一重なれども。

と一首の和歌を遺し、庭前に下り、劍を抜いで榊を兩斷した。これ羈旅の安全を祈らんがため、阿須波神に捧げたのである。斯くて一行は悠々として蟄居を脱し、下妻村に出て、柳川領中山村に入り、銃を路傍の民家に託し、瀬高を経て熊と中島村に迂回して、松村大成の家に向つた。捕吏は彼等の山樞窩を出るのを見て、其の周圍を包んだけれども、擬勢に恐れて近づく能はず、柳川領の境界まで追跡して逐ふことを罷めた。之れより和泉守は馬を備ひ、臚々たる春月を浴びて、大成の家に著いたのは翌十七日の黎明であつた。此の行孰れも變名して、和泉守は上瀧峽助、謙三は西牟田十郎、嘉兵衛は吉武助左衛門信と稱した。和泉守は又二人に旨を含めて、若し誰か行旅の目的を問ふものあらば、



京都三條殿の使者薩摩に下向するものと答へよと言つた。

久留米の眞木家に於ては、河内介が青蓮院宮の令旨を奉じて下向すると聞き、外記・主馬の二人は十四・十五の兩日は、相携へて樓上に登り、四方を展望して、今か今かと待ち受けたけれども、何等得るところがなかつた。菊四郎は父和泉守より、未だ南行の報に接せず、堪り兼ねて十五日水田に到り、明日旅装を整へて到ること約して、一たび家に歸つた。翌朝出發するに臨み、母睦子は彼を御成屋樓上に導き、主馬・小棹等と離盃を汲ましめた。適々同家に鴨の獲物があつたので、之と野菜とを調理して、菜鳥の吸物を供した。蓋し國音楽鳥は、名取に通じ、彼の大名を揚げんことを祈つて、其の首途を祝つたのである。小棹亦菊四郎のために、木綿羽織の後を裂きて、所謂武士裂羽織となして與へ、彼は之を着して欣然として家を出で水田に急行した。

菊四郎が水田に着いたのは午の刻近き頃であつた。到れば山樞窩には叔父敬太の妻琴柱と、下川根三郎の二人が居るのみであつた。菊四郎は『父上は如何なされた』と問ひしに、琴柱が『今少し前にお立ちなされた』と、首途の膳を指した。因て菊四郎は直に父の膳に就いて、晝餉を喫し、根三郎を東道として父の跡を追ひ、下妻川を渡つて根三郎と袂を分ち、瀬高に出で、本街道を南に馳せた。捕吏亦菊四郎の姿を認めしも逐はず、菊四郎は原の町まで急行したけれども、和泉守等は熊と中島村に迂回した爲、遂に其の姿を見ることは出来なかつた。因て同町より早追にて安樂寺村に至り、大成の家

に入つたのは八鼓だつた。此處にも父の姿が見えないので、菊四郎は大成に事情を告げ、和泉守は熊本に出たのではなからうかと、馬を借つて之に跨り、植木驛まで馳せたが、何物をも認めなかつたので遂に馬首を回らして大成の家に歸つたが、此の時父の一行既に到着し、東肥の志士宮部鼎藏・熊谷馬之丞・永鳥三平・同太郎三平の弟堤松左衛門・松田重助範義贈從四位等十餘名に迎へられて、盛んに盃を擧げつゝあつたところであつた。菊四郎はこゝに和泉守の一行と邂逅して、互に無事を祝した。

和泉守は高瀬川を下つて、海に泛び、日奈久に赴かんと欲して、大成に船を囑した。船到るに及んで和泉守は提げ來りし槍を大成の家に留め、將に辭去せんとするに際して、大成は一詩を賦して其の行を壯ならしめた。和泉守亦韻を次ぎて、酬いるところがあつた。和泉守の次韻に、

次ニ空谷君見贈

莫問新知與舊知。人間不恠合還離。笑把酒杯何日在。共期南殿花開時。

是より一行は高瀬川の南岩に赴き、十七日日没に至つて船上つた。時に細雨蕭々として征衣の袂を濕した。

引用參考書目

哀慕錄。

莊山舍人勤王誌。

眞木和泉守遺文。

薩摩日記。

感涙錄。

平野國臣傳記及遺稿。

清河八郎遺著。

米藩志士履歷書



壬戌志士口供。

義舉録。

白石正一郎日記。

久光公記。

順聖公事蹟。

島津齊彬傳。

肥後藩國事史料。

維新史料。

幕府衰亡論。

幕末政治家。

日本近世時代史。

文久物語。

大久保利通傳。

文久二年曆。

眞木家系譜。

下川みち談話。

## 第十八章 弟敬太の殉難

### 一 亡命後の水田と久留米

猛虎は遂に檻を破つて遁れ去つた。豫め此の事あるを知つた水田警護の捕吏は、虚勢を張るのみで之を捕へることは出来なかつた。次に菊四郎の來るのに會つても、包圍して捕へんと犇くのみで、近づくこと能はずして彼の馳せ去るに任せた。而して彼等は和泉守父子の去るに及んで、愕然として驚き、下川根三郎の菊四郎と下妻川に袂を別つて歸るのを待ち、犇き合うて繩を打ち、猿轡を喰ませて里正城崎源介の家に牽き、續いて莊山舍人・大島金吾・淵上祐吉等を拉し去つた。彼等は鯨鯢を獲んと欲して、僅に雜魚數尾を得たに過ぎなかつた。

これよりさき、水田に和泉守を訪うて、共に入薩せんと約した小河彌右衛門は、同藩志士の奮起を

促さんがため、率ゐ來つた下僕竹五郎を豊後に回し、肥筑志士發奮の狀を報じた。此の時彌右衛門は竹五郎に向ひ、『俺は十五日には水田に到るから、汝も其の頃迄に同地に行きて俺を待合すやうにせよ』と吩咐けた。竹五郎は命を果して約の如く十五日大鳥居家に到つたが、彌右衛門の姿は見えなかつた。彼は同家に主人を待合はすことにして、其の夜は泊つて懇遇を受けた。翌朝も亦酒が出て、遂に飽醉して倒れ臥し、眠より覺めたのは午後であつた。然るに四隣何となく騒がしく、大鳥居家の狀が平生と異なるところがあつた。彼は審つて家人に對し、『主人彌右衛門は未だ見えぬか』と尋ねた。家人は『未だ見えない。然るに和泉守は小河氏を待つに違なく、今朝幽居を脱して薩摩に亡命した。捕吏の追跡が甚だ急であるから、汝も逡巡して此處に留らば、累を及ぼさんも測り難い。速に久留米に去つて安全を圖るがよい』と言つた。竹五郎大に驚き、直に久留米に赴きて、眞木家に據る。主馬想へらく家君は既に幽居を脱せられた。難が我家に及ぶは必然である。若し竹五郎にして縛せられる如きことあらば、彌右衛門の入薩を阻むことゝなる。竹五郎を他に移すに若くはないと、船に乗せて筑後川の向岸に渡し、知人の家に潛ませた。然るに警吏遂に之を探り、翌日曉天彼を縛して獄に投じ、荷物・兩掛等を檢め、糺問甚だ峻辣を極めた。竹五郎は素力士であつて、頗る辯才に長じ、且つ敏捷の性であつたから、其の多くを語らず、知らざる眞似にて他を言ひ、夕刻顔役預けとなつた。

筑前山家驛にあつて、田中河内介の西下を待ちつゝ、あつた廣瀬謙吉は、竹五郎と邂逅せんと獨り水



田に入つたのは、十六日の薄暮であつた。到れば形勢甚だ穩かならず、謙吉は和泉守が縛に就いたのではないかとの疑念を懷き、大鳥居家の玄關に立つて訪うたけれども、更に應ずる者もなかつた。時に琴柱の弟慈孝、竊に裏木戸より現はれ、一語をも發せず、廣瀬の袖を引いて門外に拉し去つた。廣瀬は審かりつゝ、四邊を見れば、十餘名の捕吏忽然として現はれ、彼の身邊を取卷いた。廣瀬は其の常ならざる有様に驚いたが、熊と平靜を装うて再び玄關に立ち、『飯田槌兵衛家來は來て居らぬか』と大聲に怒鳴つた。するとささの慈孝物蔭に潛んで『來ては居らぬ來ては居らぬ』と應へた。廣瀬は已むなく捕吏の重圍を脱し、其の夜は羽犬塚驛に一泊して、翌十七日松崎驛に於て小河彌右衛門とめぐりあひ、水田の異變を物語つた。彌右衛門も同じく和泉守が縛に就いたのではないかと憂慮し、且つ下僕竹五郎の身の上を案じ、直に廣瀬と水田に急行して、敬太の妻琴柱に面會することを得、始めて和泉守の薩摩に亡命したこと、竹五郎の久留米に去つたことを詳にし、二人は又もや踵を回らして眞木家に到り、竹五郎の難を聽いて久留米藩廳と折衝し、廿一日竹五郎及び荷物・兩掛を奪還することを得た。竹五郎は何故に辛辣なる糺問を受けたかと言ふに、其の荷物中に和泉守が貴重な何物かを託したのではないかとの嫌疑であつたさうである。

ささに山梔窩に於て、橋口・柴山の二人、和泉守と會談中來訪した豊後の高野直右衛門は、それから一たび岡藩に歸つたが、小河彌右衛門は廣瀬謙吉と相携へて發足した後であつた。直右衛門は再び

肥筑の間を徘徊して、十六日黄昏再び水田に來つて山梔窩を敲かんとしたが、四方が何んとなく騒がしく穩なささの日とは様子が違つて居た。よつて彼は大鳥居家に行つたところ、家人は聲を潛めて和泉守の亡命を語つた。直右衛門は、『然らば小河殿は見えなかつた』と尋ねしに、家人は『まだ見えな』と言ひ、直右衛門を暫く一室に休息させて後、團飯數個を其の袖に入れ、『速に引揚げ下さい。さうしないと貴所にも危険が及ぶかも知れない。本街道は捕吏で一ぱいであるから危い。問道をお出でなさい』と、田圃の小道を詳に説き聞かせた。直右衛門は和泉守亡命の狀を精しく聞かんと欲せしもそれもならず、そこ／＼に大鳥居家を辭して門外に出たが、捕吏は東西に馳せちがうて喧騒を極めてゐた。彼は其の包圍を恐れて問道を傳ひ、荆棘を分け雜草を踏み、漸く街道に出で、一たび豊後に歸り十九日また郷關を出て彌右衛門の跡を追うた。

和泉守亡命前、大鳥居菅吉は眞木家に來り、小棹に向つて、竊に『世の中も大分面白くなつて來た諸國の志士が水田に來てお前のお父さんと大事を企てゝゐる。京都中山家の臣田中河内介は、近く令旨を奉じて薩摩に下るといふことだ。其の時河内介は水田に來て、お前のお父さんを尋ねるといふ話だ』と語つた。小棹は此の言によつて天下の風雲急なるを知り、

あづさ弓春はきにけりますらをの 花のさかりと世はなりにけり。

と口吟んだ。さうして叔父外記及び兄主馬に示したところは、二人は愕然として、『汝は此のたびの



大事を誰から聞いたのか。もしもうつかりして他人に語ると大變なことになる。どんな禍が眞木家に及ぶかも知れない。必ず他言してはならぬ』と、固く其の口を噤ませた。和泉守亡命の日、ヒョッコリと平野が眞木家に訪れた。此の日平野は久留米から馳せて来て、下川瀬兵衛の家に就いて密に和泉守の脱走した状を尋ね、また直に久留米を指して回つたのである。そこで彼も亦京・攝の間にでんと欲して、同家に頼んで置いた火打袋と鎧衣とを取りに立寄たのである。主馬は平野と對座して、父和泉守が首尾よく水田を脱したことを告げると、平野は欣然として、『それはうまく行つた。天下の大事も近いうちには何とか決るであらう』と、喜色滿面に溢れたさうである。時に主馬は小棹の和歌を口吟して、『愚妹がこんな歌を詠んだ』と語り、『これを御身の首途の贖としよう』と謂つたら、平野は筆と紙とを請ひて。

ますらをの花さく世としなりぬければ 此の春ばかり楽しきはなし。

數ならぬ深山櫻も九重の 花の盛りに咲きは後れじ。

の二首を留め、やがて平野は眞木家を辭し、水田に行きて和泉守亡命の後を窺ひ、肥後に去つた。これは餘談であるが、其の後大阪藩邸廿八番長屋に於て、志士稠座の際、有馬新七は身を起してつと席をにじり出て、和泉守に向つて、『御息女よりたよりがありました』と言つて、雙手を後に突き、少々反身となつて、音吐朗々として小棹のあづさ弓の和歌を披講した。一座の志士はいづれも感奮せぬ

者はなかつたとの事であるが、これは新七が平野から此の和歌を傳聞して、斯くは朗詠したのである。維新の始土佐の志士宮地宜藏 正覺贈 正五位 『歎泣和歌集』といふ一冊を撰んだ。其の中に小棹の此の和歌を載せ『父の門出を送る』と題して居る。

眞木家に於ては、和泉守亡命の報を得て、宮原・川口の兩家に人を馳せ、和泉守の二人の姉駒子・成子に其の事を告げ知らしめた。之を聞いた二人は、直に眞木家に駆け來り、泣き悲しみ、『妾達は和泉守の水田蟄居後は、一日も早く其の罪を宥されんことを祈つて止まなかつた。それに最早十年も過ぎたから、近いうちに歸るであらう。さうしたらゆつくり話をしようと思しんでゐたら、これは何と言ふことか』と、愁嘆にくれた。小棹は傍よりこれを見るに忍びず、竊に兄主馬に私語して、『少しく實を告げたらどうです』と言つたら、主馬はむづかしい顔して、『それは斷じていけない』と首を掉つた。

## 二 門下生の亡命と一門の羅織

和泉守は亡命に際して、甥大鳥居次郎に向ひ、『予等脱藩を全くしたら、汝は久留米藩廳に至り、狀を寺社奉行渡邊内膳に訴へよ』と吩咐けた。次郎は其の言に従ひ、馳せて久留米に到る。適々途に古賀簡二と出會つた。次郎は簡二を呼び止めて、『伯父さんは亡命したぞ。君等も早く行け。若し遅



ると、捕縛せられるに違ひない』と言つた。簡二は『さうかそれでは斯うして居られぬ』と、蒼皇蹶を回らし、急に同志に報ずるところがあつた。

和泉守の門下生、古賀簡二・酒井傳次郎・原道太・中垣健太郎・鶴田陶司・荒卷羊三郎の六名は、前月十六日山柵窩に會して、和泉守と脱藩を約し、密に機を熟するを待つてゐた。折よく羊三郎は二月十七日を以て、江戸勤番を命ぜられたから、彼は之れを天意に基くものとして、大に喜び、密に着込鎖帷子・小手脛當・小旗等を用意し、鎖帷子には『赤心報國・筑後久留米住荒卷羊三郎直刀、年二十二』、小旗には『殺身以爲仁・筑後久留米住荒卷羊三郎真刀年二十二』と記し、京都の義舉に與して、王事に身命を捧げんことを期した。かゝるところへ簡二が慌しく馳せ來り、和泉守が首尾よく水田を脱したことを告げた。一同は勇躍して立ち上り、原道太は水天宮に到つて、主馬に別れを告げ、翌十七日には、一同羊三郎方に集つて、其の江戸勤番を送ると稱して、酒を汲み交はし、古賀・酒井・原・中垣・鶴田の五人は、荒卷を圍繞して街路に出で、いづれも醉態を裝うて盛に高歌放吟し、途々酒盃を傾けながら羊三郎を送る真似して、彼等は遂に國境を越えて豊後國日田に出で、原・荒卷の二人は他の四人と袂を分つて英彦山の嶮阻を越え、藩吏の追及を遁れて豊前小倉に出で、海を渡つて馬關竹崎に白石正一郎を訪ひ、平野の添書を示して、其の家に潛んだのは同月廿日であつた。古賀・酒井・中垣・鶴田の四人は、同じく捕吏の眼を晦まして豊前の國に出で、海路直に大阪に赴いた。荒卷

の脱藩に就いては、其の父半吾は、甥永田正左衛門・男荒卷桂太をして、其の跡を逐はしめなければならぬ。

和泉守亡命後の水田は、物情囂然、里正城崎源介の家は、忽ち糾彈の場所と變じ、庭前に荒菰を敷き、大島金吾・莊山舍人・下川根三郎・淵上祐吉等を牽き來り、辛辣な訊問を試みた。此の際に於て最も心を勞したのは淵上郁太郎の新婦政代であつた。彼女は新婿の夢未だ圓かならざるに、最愛の良人は國事に勤めんと家を出で、弟謙三亦薩摩に走り、舅祐吉は之に座して糺問に附せられて居る。彼女はひたすら姑ともを慰めてゐたが、下婢は難を恐れ、一家の不幸を見捨て、逃げ去つた。祐吉の家は此の頃油を鬻いでゐたが、近隣の人々は連累となることを恐れて近づかず、政代は深夜竊に書類を燒棄して、證據の湮滅に力め、禍の舅姑に及ばざらんやう神佛に祈願して已まなかつた。

大鳥居次郎は、十六日四鼓家を發して久留米に赴き、寺社奉行に謁を請ひ、和泉守亡命の次第を訴へた。内膳は、『明朝其の顛末を詳記して再び訴へ出でよ』と。次郎家に歸り、翌日書を挾んで再び内膳の家に到る。内膳訴状を受理し、且つ曰く、『其の方にも不審の廉がある。予が家に幽居を命ずると。大小を奪ひ、一室に拘禁せられることとなり、内膳の従士に導かれて一室に到ると、其處には次郎の従兄眞木主馬が入れられてゐた。而して其の夜二人は各内膳の鞠問を受け、別室に幽せられることとなつた。翌十八日には次郎の母琴柱も亦内膳の宅に喚問を受けた。彼女は梅鉢定紋付・臙脂掛花



色の衣服を着けてゐた。櫛・笄の類を奪はれ、番卒二人を跟けて、別室に禁錮された。次郎は母の來るのを見て、慄然たること久しかつたけれども、琴柱が番卒と談笑常の如くなるのを見て、始めて安堵の思ひをなした。

和泉守の末弟外記は、十七日脱藩して筑後川を渡り、肥前に入り、脊振山を越えて間道を傳ひ、筑前に出でんとしたけれども、久留米藩は捕吏を派して、郁太郎・照三郎及び原道太等の一行を追跡する事が急で、道が塞つて進むこと能はず、十九日家に歸つて縛に就き、寺社奉行の宅に牽かれた。此の外真木家の僕政吉・大鳥居家の僕百太郎も捕へられ、盜賊方の吟味にあつて、棒責の拷問にかけられた。早川與一郎も亦和泉守に隨ひて薩に入るの約を履んで、密に脱藩の企てをなし、河内介の西下を待つてゐたところ、和泉守の亡命が唐突に出たから、遂に其の期を失し、廿一日自宅から羅致せられて、吉田丹波方に禁錮詰問を受けた。和泉守等脱藩後の久留米は、捕り方四方に馳せちがひ、人心穩かならず、時人は和泉守以下を呼んで亡命の徒と稱した。而して和泉守を逸した警吏等は、再び一行を肥後に追跡したけれども、彼等は既に高瀬川より船上り、南に走つたので、手を空しうして返つて來た。時人また之を傳へ聞いて、『和泉守は天保學の首魁だけに、變幻出沒自在にして、天狗の如く空中を飛び去つた。だから捕吏の及ぶところではない』と言つた。

淵上郁太郎・角照三郎の二人は、十六日馬關竹崎に達して、白石正一郎方に潛み、郁太郎は翌十七

日早駕籠を飛ばして萩に到り、城下に抵つて、周布政之助兼翼贈 正四位・前田孫右衛門利濟贈 正四位の二人を敲き

しも、周布は藩讒を被つて閉居を命ぜられ、前田復病に伏して、郁太郎を延くことが出来なかつた。

遂に土屋矢之助根贈 正五位・久坂玄瑞後義助通武 贈正四位に會して、和泉守脱藩の顛末を語り、且つ其の興起を促し

た。維新史料の土屋矢之助傳に、郁太郎遊説の狀を掲げて、

其十九日久留米の人川上三郎郁太郎の 變名の誤、肥後の人宮部鼎藏の介書を以て、蕭海土屋 別號の家に來り曰く、方今天下多事、

米藩久留米 根藩小人要路に在り、事成す可らざるを以て、同志の土藩を脱し江戸に至り、藩主を擁し爲す事あらんとす。

聞く長藩有名の士堂に滿つと、故に來り事を謀らんと。蕭海曰く、子等の事に處する忠烈の致す所と雖、甚危激に出づ。且當路の小人事を爲す、羅網殊に深し。今子等の事を聞き、逮捕最も嚴ならん。乞ふ熟圖せよ。三郎曰く、事

成らずんば屠腹するのみ。今長藩獨立公武の間に斡旋するは、其事たる重大にして、後來の得失、人心の向背にも

關す。故に公明の處置に出でずんば、恐らく天下の疑念を生ぜん。當時薩藩は人才を登庸し、義學をなさんとする

は、數々往來して知悉する所なり。故に薩長聯合を謀れば、天下の耳目を一に歸し、事の成功も亦期すべきなり。

若し意あれば島津和泉に面するを介せん。蕭海曰く、子の如く一身を潔くするは何ぞ避けん。然れども禁を犯し事

に處するは平生の意に慊とせず。長藩人才寥々と雖、言論は事の疏密に由らず、危言激論は越權を以て罪に處せず

故に子の意旨を政府に通ずれば、復顧慮する所あるべし。三郎又曰く。尊王壤夷は如何。蕭海曰く。尊は固より言

はずして可なり。攘に至りては未だ明言する能はずと。三郎色を變じ、激論良久し。遂に三郎の氣勢を殺ぐ。三郎



解顔、眞木和泉等脱藩の始末を談ず。蕭海曰く、今土州の人吉村寅太郎重郷贈、正四位、越後の人本間精一郎の有志來り、瓦町の旅舎に在り、之に面せんか。三郎曰く、其の名を聞く已に久し。然れども今事の急なるあり。一瞬の間なし。今より赤間關に至り、同志と謀り、他日蕭海に報知せんと。後事を托して去る。

郁太郎は始め詭辯を用ひて土屋を説いた。蓋し長藩は當時長井雅樂勢力を占め、江戸・京都の間に往來して、幕府・朝廷に公武合體を説き、藩主毛利慶親も亦之れに左袒して、殆んど藩論の如き傾きを生じてゐた爲である。而して郁太郎は、遂に尊王攘夷を主張して、口角泡を飛ばし、長井雅樂の公武合體を粉塵し去つて、薩長聯合を説き、此の如くして天下の人心耳目を一にすれば、成功疑ひなしと言つた。和泉守の胸中此の時より既に薩長合衝を描いてゐたものと思はれる。之れより郁太郎は、和泉守の亡命及び義舉の將に行はれんとするを語り、長藩の奮起を促し、猶彼は久坂玄瑞・吉村寅太郎とも會談して大に彼等を鼓舞するとたろあつた。郁太郎の御僉議問答書に曰く、

私儀は長州へ駕籠にて罷越、前田孫右衛門・周布政之助尋候處、政之助は閉門被<sub>レ</sub>仰付居、孫右衛門は不快に付面會出來不<sub>レ</sub>申候に付、猶又有志之者聞繕、土屋彌之助・久坂玄瑞と申者へ面會咄合仕候處、兩人之見も間違も有<sub>レ</sub>之、彌之助申聞候は、薩州より御藩は如何と申聞書面參、同所は腰も居り居、然共自國に而は政之助者退役致し、色々心配之事有<sub>レ</sub>之候に付、未だ返答も不<sub>レ</sub>致、且又薩州へ一人遣吳候様申參居候へ共、是は遣不<sub>レ</sub>申、乍<sub>レ</sub>併勤王の二字においては、決而違背不<sub>レ</sub>申旨申聞、玄瑞者先年來國家之事に心を用候者に付、同志之者も有<sub>レ</sub>之、一人密かに同志之

者申會、下之關白石正一郎方へ罷越候に付、其内薩州より參候者も有<sub>レ</sub>之候はゞ、留置吳候様申聞候。

長州は尊公同志之國と聞及居候哉。土州より兩人罷越居、玄瑞より申聞候は、右土州生如何之儀申聞候哉。罷越承候而は如何と申聞候に付、玄瑞同道罷越相尋候處、土州には六十人許も同志有<sub>レ</sub>之、無<sub>レ</sub>志之者も引入、三月四日島津和泉守出府之節、待伏致引留候筈之旨相咄候に付、若し君公之御存無<sub>レ</sub>之に、左様之儀致候而は、叡慮にも不<sub>レ</sub>叶候に付、格別有志之者許下之關へ罷越候様申聞置候。薩州へ申遣候覺悟に而、引返居候處、被<sub>レ</sub>召捕、ケ様に相成候に付、其儀出來不<sub>レ</sub>申候。

照三郎も亦同十七日豊前小倉に赴き、田中河内介の下向を待ち受けた。此の日また白石方を訪れた一行があつた。即ち和泉守の弟大居敬太・同苗菅吉・宮崎士太郎の三人であつた。

### 三 壯烈なる敬太の最期

白石方を訪れた敬太の一行は、十九日馬關に到つて船に上り、將に上國に向はんとしてゐたところへ、久留米藩の足輕柳健藏・淺野爲三郎等藩命を帯びて、郁太郎・照三郎の二人を追跡し來り、船中の人名を檢めると、當面の人物はゐなかつたけれども、敬太の一行三人を認めた。柳・淺野の二人は、直に敬太に向つて、『和泉守は水田を亡命した。汝は其の監視の任にありながら、安閑として船上直に何事だ。速に引返せ』と詰り、一行の上陸を迫つた。敬太は既に免るべからざるを知り、『阿



兄が亡命した？、拙者が留守の間を見計つた大それたことをした。憎みても餘りある舉動だ』と、態と亡命を知らざる真似して、陸に上つた。柳等は之を藩吏に屬し、己等は留まつて郁太郎・照三郎の行方を物色した。

ときに敬太は竊に菅吉に私語して、『國に歸るか』。菅吉曰く、『吏を斃して上京しては如何です』敬太曰く、『汝の言ふところは尤もだ。けれども大事は既に破れた。汝が兄次郎も縛に就いたことであらう。吏を斃して進むのは容易だが、國典を輕んずるは予の欲せざるところである。此の行予は他事に託して藩の許可を得た。これ藩主を欺きしに外ならぬのだ。其の上官は阿兄和泉守を予に託する頗る嚴であつた。然るに今や亡命脱藩せしめてしまつた。これも藩主の命に背いた。此の二つともに決して輕罪ではない。此の行予は始めより再歸を期してゐなかつた。であるから自刃して罪を謝せんと思ふ。汝は家に歸つて母と兄とに此の事を告げ、兄と共に予が志を體して、一命を王事の爲に擲つて呉れよ。これが父が最後の頼みである』と。菅吉は憮然たることしばらく、稍々久しうして、『私は父上と生死を同じうせんと家を出たのである。然るに今諸共に死なば、其の御志に背くこととなる。私は此の死別生別の悲しみに對して、どうしていゝのかわからない。けれども私は父上の今はお頼を斥けることは出来ない。必ず生存して御遺志を繼ぎ、兄弟戮力同心、七死七生、以て身を國家の爲に捧げよう。御安心下さい』と、腸を絞るが如き悲痛の聲を湛へて答へた。

敬太は之れを聽いて微笑を含み、『汝の言や善し。其の志を忘れてはならぬ』と言ひつゝ、酒盃を菅吉に囑し、『これは永訣の盃である。快く飲め』と言つた。菅吉は謹んで數杯を傾け、吏に伴はれて一行三人は久留米に向つた。

翌日、轎輿將に黒崎驛に達せんとするに當り、敬太は菅吉を摩き、『予は轎輿が厭になつた。暫く汝と代らせて呉れ』と言つた。菅吉は父の命の如くにして。而して行くこと一里餘り、菅吉は轎輿を捨て、再び父に代らしめた。行くことしばらく、轎夫忽ち驚きの聲を發し、色を失うて菅吉を呼ぶ。菅吉馳せて其の傍に到れば、鮮血淋漓として迸り、轎中には敬太既に自刃し、刃先は深く喉を貫いてゐた。菅吉は悲涙を呑みつゝ、大聲に父敬太を呼ぶこと兩三回。敬太は微かに『オ、』と應へた。菅吉は又父を呼ぶこと數回。敬太は漸くにして眼を曠き、苦悶の聲を絞りながら、『若し國境に入らば自刃は困難となる。故に自ら屠つた。汝泣くのではないぞ。勤王の大義を忘れるな』と。其の言懇々切々、終に息全く絶えた。土太郎は少し遅れて其の場に馳せ付け、二人は涙滂沱として瀧の如く、かたみに敬太を呼べども、答ふるものは松籟の謾々たるのみで、恰も其の死を弔ふもの、如くであつた。藩吏亦此の狀を見て、涙に咽び、無情の轎夫も聲を飲んだ。藩吏曰く、『敬太の遺骸を此の地に葬つてはどうだ』。菅吉は之を遮り、且つ曰く、『それはいけない。遺骸を率ゐて藩廳に示し、家君の罪を謝するさまを知らしめねばならぬ』と。遂に死骸を鹽漬として、久留米に歸つた。藩廳は之れを莊島



獄の傍に埋め、菅吉・土太郎の二人を獄舎に投じた。菅吉時に十六歳であつた。

原道太・荒卷羊三郎の二人が、白石正一郎方に達したのは恰も敬太自刃の日であつた。正一郎は久留米藩吏の追窮急なるに鑑みて、二士を深く潛匿し、又萩に赴いた郁太郎と、小倉に在る照三郎の二人に急飛脚を立て、禍難を未然に妨ぐやうにと警告した。然るに正一郎の苦心は遂に水泡に歸し、郁太郎は其の前日萩よりの歸途、同地を距る五里餘の秋吉臺に於て久留米藩吏の爲に押へられ、照三郎も亦小倉に縛せられて、久留米藩廳に引かれるところとなつた。

寺社奉行渡邊内膳は、番頭吉田圖書と共に、足輕目付三人を隨へ、同月廿四日より主馬・琴柱・次郎の鞠問を開始し、外記も同じく糾問せられることとなつた。始め主馬等は、若し實情を陳ずるときは、京都に傳聞して和泉守等義舉の妨げとなるであらうと思ひ、口を噤んで語らなかつたけれども、番卒共より久光上京のことを聴き、主馬は不圖父和泉守が亡命に先つて、『汝も藩公に陪從して都に上り、久留米藩をして勤王の先鞭たらしめねばならぬ』と言つた言葉を思ひ浮べ、自ら進んで和泉守等上京の真相を陳じ、久留米藩も率先して京都に赴き、王事に盡されるがよいと力説した。主馬の陳述によつて實情を得た内膳は、之れより主馬・琴柱・次郎の三人を同房に收容することとなり、主馬と次郎の二人は、始めて琴柱の傍にあつて幽情を慰めることが出来た。内膳は素天保學の同志で、宏量な人物であつたから、三人に對して多少の同情を寄するところがあつた。

或日内膳は、三人を幽室に敲きて、『汝等の幽居も早や四旬の久しきに及んだ。さぞ退屈であらう此方へ来て少し寛いではどうだ』と。彼等を其の家の北庭に誘つた。内膳の邸は城内の北端にあつて、繞らすに外濠があり、遠く竈門山と相對し、また肥筑の連山蒼然として翠滴るが如く、眼下には菜花燎亂して黄金の波を湛へ、堤上の松籟は天然の樂を奏し、耳目を樂ましめるところが多かつた。次郎は之れを見て、喟然として、『囚人始めて春色を知る』と言つた。越えて五月癩疹の大流行を見た。次郎はこれに冒されて重體に陥つた。母琴柱は病床に侍して看護大に努め、内膳また其の病を問ふこと甚だ懇であつた。而して此の月廿八日彼等は漸く歸宅を許され、尙ほ一箇年の自宅謹慎を命ぜられた。幽囚の久しき實に百餘日に亘つてゐた。彼等が恩命を拜して將に辭去せんとするときである。傍を顧れば菅吉・土太郎の二人も其處に悄然として佇んで居るのを見た。琴柱・次郎之れを怪しみ、『オ、菅吉・土太郎ではないか。お前等は どうしてこんなところに居るのだ。父上にはお變りはないか。何處へ居られるのだ』と、慌しく問うた。菅吉は黯然たること稍々久しくして、『お變りはない』と言つた。次郎曰く、『さうか。何處へ居らるゝ』。菅吉は、『矢張詮穿方に居られる』と。而して菅吉も赦されて同じく家に歸るのであつた。

敬太の妻琴柱は、家に歸ると慌しく下僕を呼び、敬太の衣服を整へて眞木家に遣した。これは菅吉の言を信じて詮穿方にある良人の許に送らんが爲であつた。數刻の後下僕歸り報じて曰ふ。『衣服



は既に眞木家の祖母君から届けられてあるから用はないと仰せられた」と。さきに送るところの物を持歸つた。始終のさまを目撃した菅吉は、最早堪り兼ねて、ワツと聲を揚げて泣き出した。琴柱・次郎の二人も、菅吉の雷ならぬさまに不審を懷き、『菅吉何故泣くのだ。父上はどうなされた……』と責め問ふのであつた。菅吉は遂に包み切れずして、黒崎驛に於ける敬太自刃の一條を物語り、『之れより兄弟戮力同心して、王事に勤めよと、最後の言葉を遺された』と、嗚咽して語り續けた。次郎は之れを聞くと、『父上の御最期に出逢はなかつたのは千載の遺憾である』と、天を仰いで浩嘆した。恸して悲涙は一家に漂ひ、暗然たる愁雲は大鳥居家を鎖した。然るに琴柱は忽然として席を立ち、傍にある刀を取つて咽喉に擬せんとするのであつた。兄弟は愕然として左右より之れを遮り、菅吉は再び涙を拂ひ、『母上暫らくお待ち下さい。父上御生害のみぎり、私をお側近く召されて、汝家に歸つて此の事を語りなば、汝の母は思ひ迫つて自害をなすやうなことがないとも限らぬ。其の時は汝は屹度之れを思ひ留まらせねばならぬとの仰せであつた。父上最後のお言葉であるから、どうか思ひ留つて下さい』と、母琴柱の手に絶つた。琴柱は之れを聞いて、『父君の臨終のお言葉とあれば思ひ留らう。それではお前達も必ず父上の言葉を守らなければならぬ』と言つて、刀を以て頭の黒髪を斷つた。兄弟はこれに因つて始めて安んずる事を得た。越えて翌日、藩廳は敬太の遺骸を葬ることを許したが、次郎がまだ謹慎中であるから、下川瀬兵衛が久留米に行き、水田來迎寺に葬つた。敬太時に四十六。

外記・早川與一郎・大島金吾・下川根三郎・莊山舍人・淵上祐吉・同郁太郎・角照三郎等の赦され歸つたのも、次郎等と殆んど同時であつた。孰れも同じく自宅慎みを命ぜられた。和泉守の亡命は、此の上太宰府にも波及して、小野加賀は福岡藩廳の嫌疑を被り、三月十一日藩吏數名太宰府に向ひ、加賀を延壽王院に禁錮し、嚴しき糾問を加へたけれども、彼は何事も與り知らずと答へ、幽居に端座して、京都に於ける和泉守等の義擧に萬神の冥助あらんことを熱禱し、且つ久留米・水田に於ける一累の速に赦免せられんことを訴へて止まなかつた。斯くては彼は延壽王院に幽閉されること凡そ二百日。八月十七日漸く赦されて、家に歸ることを得たが、尙ほ謹慎を命ぜられ、猥りに人を延くことは出来なかつた。而して十二月十一日を以て、漸く赦免されて青天を仰ぐことが出来た。要するに和泉守の水田亡命は、弟敬太の碧血を以て彩られた一篇の哀史であつた。

引用參考書目

- |          |           |          |          |
|----------|-----------|----------|----------|
| 哀慕錄。     | 壬戌癸亥志士口供。 | 莊山舍人勤王誌。 | 感涙錄。     |
| 維新史料。    | 白石正一郎日記。  | 文久元・二年曆。 | 西海忠士小傳。  |
| 米藩志士履歷書。 | 米藩人物志料。   | 眞木直人系譜。  | 荒卷羊三郎履歷。 |
| 義學錄。     | 下川みち談話。   |          |          |



### 第十九章 薩摩に入る

#### 一 和泉守島津久光に建言す

和泉守一行の南征は、頗る困難を感じた。即ち後には藩吏の追跡が急で、彼等を捕へんとし、前には嶮山大河の横はるあつて、道岨しく、況して薩摩に於ては、櫻田の變以來固く關を鎖して、猥りに他藩士の出入を許さない。彼は何が故に斯かる艱難を敢て冒さんとはするぞ。言ふまでもなく雄藩の力に據つて名分を明かにし、大義を貫かんと欲する爲である。和泉守一行は十七日高瀬川を下り、日奈久に赴かんとして河口に泊したが、翌日は風雨が甚しかつたので、已むなく陸行して大濱に到り、賃駄二頭を備つて河内山中に入つたのは、夜の九鼓であつた。雨はいつしか雪と變じ、寒風颯々として膚を裂き、燈火は滅して路を失ふに至つた。和泉守は水田を出て僅に二日、早くも行路難に際會したのである。其の吟詠に、

#### 脱走入薩途中作

寒風凜凜雪霏霏。自挈行燈往又歸。軟脚如何不從意。神魂獨向九天飛。

ふくる夜の雪のふどきの寒ささへそでにおぼえぬわが誠かな。

小夜深くしらぬたび路もひと筋に誠ばかりをしるべにぞゆく

彼は至誠天を貫くことを信じて疑はなかつた。果して一老翁があつて山麓から雪を犯して登り來るの會ひ、老翁は彼等の爲に東道の役をつとめた。一行は山を下つて大島町に達し、松橋から船を備うて海に浮ぶことが出來た。

廿日はまた雨。風浪激しく舷側を洗ふ。和泉守左の一首を詠じ、ひたぶるに水天宮を念じ、其の神符と共に海底に沈めて海若に捧げた。

和田海の神も守れよ大君の御爲に急ぐわが身ならずや。

忽然として天齋れ、風和ぎしも、しばらくで又小雨となつた。時に船頭天候を卜して、『これより後は風いよ／＼烈しくなる。船を回して難を避けるよりいたし方はない』と言つた。血氣の菊四郎・謙三は之れに應ぜず、『早く船を遣れ』と怒號した。船頭は耳を假さず、船首を回らさんとした。二人は大に怒つて太刀を按じ、船頭の首に擬し、『船をやらなければ汝の首を斬つて海神に捧げ、運を天に任せて進むがどうか』と脅した。和泉守は二人をなだめ、且つ船頭を慰撫して船を進めたところ、果して風雨ますます／＼加はり、天地晦冥、巨濤山の如く舷を掠め、船體掀翻將に覆へらんとするばかりになつた。菊四郎・謙三・嘉兵衛は、運を天に任せて進むより外はない。已むなくば海底の幽鬼と化するのみであるといつて、起つて帆を十分に張つたところ、忽ち烈風を孕みて、八代灣を馳すること箭の如く、しばらくにして天草島南岸の牛窓に達した。一同は勇躍して海若の冥助と喜び、其の夜は



同所に泊し、翌廿一日朝順風を得て日島灘を横断して、遂に夕方薩摩領阿久根に着くことが出来た。和泉守は飛脚宿藤元林助の家に入つて、鹿兒島に入りたいと頼んだところ、林助は諾して關所に赴き歸り來つて、『國法が嚴で入ることを許さない』と言つた。和泉守は嘗て高山彦九郎が入薩せんと欲して關吏に示した、『薩摩人いかにやいかにかるかやのせきもとざぬ御代と知らずや』の一首を認め再び林助を遣はして、此の歌を關吏に示し、『自分は往來切手は所持せぬけれども、小松帶刀・大久保一藏の兩士に所用あつて來たものである。久光公の出發前に、是非共逢ひたい。因て故を藩廳に傳へ、諾否の裁決を仰いで貰ひたい』と、言はしめた。聽て關吏白濱助右衛門は林助の家に来て、和泉守と會見し、遂に其の言に従つて鹿兒島に急飛脚を立てることとなつた。それで和泉守は、小松・大久保の二人に與へる書翰を認めてこれに託した。

越えて廿五日夜、白濱助右衛門再び來り、入薩の允許を得たことを告げた。因て一行は、翌日阿久根を發し、廿七日伊集院驛に有馬新七の叔父坂木六郎を訪ねたところ、折悪しく不在であつたので、其の子藤七郎に逢つて、柴山・橋口の書翰を授け、七鼓鹿兒島に着し、飛脚宿原田郷兵衛の家に入つた之れを傳へ聞いた有馬新七・田中謙助の二人は、夜に入つて和泉守を訪れ、相見て喜びの言葉を述べた。文久壬戌日記に

廿七日。夜。有馬新七・田中謙助來訪。亦有紫山・橋口所託之書致之也。約數々來話而去。

翌日大久保一藏が來て、和泉守と密談數刻に及んだ。其の來意を聞かんが爲である。和泉守は左の願意三箇條を陳べた。

- 一。京都表極々差迫り候様子にて、此節田中河内介等重き御品物持參可致趣に付、和泉久様差急御出立有之度事。
- 一。此節諸侯一般同志も御座候由。天下の一大事に付、中務大輔様久留米藩主慶頼御事二番と御下り不被遊様、晴雲院様頼永御續柄を以て、被仰合候様奉願候事。
- 一。私儀再犯の身分、進退致方無之候間、御上京の節は如何之手にても御差加被下度事。

和泉守の志すところは如何。彼は薩筑聯合の策を按じ、己が藩主慶頼をして、久光と共に大義を唱へしめんと欲した。彼の舊主を想ふの情の切なるを知られるのである。且つ彼は久光上京の爲、兵革の沙汰に及ばんことを察して、三策を久光にすゝめるところがあつた。同年四月廿四日藩主慶頼に上つた書中の一節に、

右三ヶ條大久保へは口上、其他兵革の沙汰にもおよび候はゞ、三策可有之、漢文にて相認、和泉様心存一書並俗文一書差出候。

と言つて居る。而して大久保の和泉守に答へたところは如何。和泉守の日記に、

廿八日。陰。大久保一藏來。問所以予之來。予以三條囑之。一唯々而去。明敏な大久保は、たゞ唯々として去つた。然れども其の主持するところは、根本的に見解を異にする



公武合體論である。和泉守の言を容るべき筈がない。遂に逆旅に命じて彼と有馬・田中等との面晤をさへ禁じた。和泉守の日記に、

廿九日。晴。朝、有馬・田中來。主人不<sub>レ</sub>允<sub>レ</sub>面。

管に夫れのみならず、和泉守一行は、此の夕下町會所へ移された。

同會所は巍然たる巨屋であつて、麿州賓館中の第二位にある。町年寄酒匂十兵衛・小林彦左衛門等四名は、美酒佳肴を聯ねて、一行の款待にこれ日も足らぬ有様であつた。而して和泉守は此の賓館に抑留せられること、翌月廿九日迄約一ヶ月の久しきに亘り、酒饌の美に飽滿せざるを得なかつた。吉武助左衛門山口嘉兵衛の『薩摩日記』に記せる饗應の次第は左の如くである。

三月朔日朝。

本膳

セン大根

フキ

一、繪狸々ノリ

味噌一汁

木クラゲ

作り身

蒲鉾

々

一小皿

香ノ物

々

椎茸

セン牛房

一、平花麩

一飯

木ノ芽

切身

々

三月朔日晝。

一、小皿

香ノ物

一、木手鹽フダン草  
ゴマ醫油

一、皿

小鯛煎付

一、飯

々

三月朔日夕。

針生カ

芽イモ

一、皿

若シソ

味噌一汁

小海老

鯉作り身

々

一、小皿

ナラツケ

竹ノ子

ハンペン

第十九章

一、和泉守島津久光に建言す



一、平 木クラゲ 切身 一、飯

フキ タワラゴ

セン人參

一、小盆銚子 一、吸物 アワビ海苔

一、三月朔日より同晦日まで三十日間、鹿兒島滯留中、賄の儀凡そ朔日同様の賄にて 一日兩度宛、茶菓子銘々引渡、菓子代壹人前凡金貳朱位には相見へ、誠に丁寧の御取扱に有之候事。月日は和泉守日記と差異あり

これは曩に大久保等が平野・伊牟田を遇せると同じく、表面頗る鄭重懇切を極めるやうであるが、町年寄四名を附したのは、時に和泉守一行の行動を看視せしめたもので、又宏莊な賓館に留めたのは、薩藩急激黨との面接を隔てる敬遠策に外ならなかつた。

三月二日。小松帶刀は和泉守を己が私邸に引見して、一行の速に鹿兒島を去らんことを言つた。

三月二日小松帶刀方より参り吳候様申來り候間、参り候處、心存打明し咄に相成候。右詞に此節和泉殿出府は、修理大夫様御参府御延引之御禮と申儀に有之、一體は和泉殿儀、是迄他地方へ参り候事無之、先づ江戸へ参り、諸侯方御申談申詰候上、奉安に御慮候事に取掛り可申候。就ては此節直に中務輔様へ御掛合難出來、貴様御同道之儀も是迄修理大夫様並和泉殿心存之儀、家中一般自然と相洩れ、我一に供致度願出、右取鎮め殊之外手入に候處、

貴様御出にて、亦々騒立候様子に付、御同道致候は、彌々以藩中動亂に相成、和泉殿發足も相止み可申外有之間敷候間、御斷り申候。併難澁之趣は尤に存候間、日州志布志より船差出、大阪表へ送り可申申聞候。

これと和泉守が、後に藩公慶頼に上つた書中の一節である。和泉守の入薩が如何に薩藩急激黨に偉大な衝動を與へたか、小松・大久保等は彼を恐れること虎よりも甚しく、和泉守を逐はんと企てたのである。和泉守は已むなく小松の言を諾し、更に一書を久光に呈せんことを託した。『呈薩周防公子書』はそれである。

保臣一羈客焉。而不遠千里而冒在右者何哉。明公致之也。保臣之賤而不才。無名於世。明公固不可知之。而謂明公致之者何哉。近年以來戎虜猖獗屢加失禮于我。天皇震怒。下詔攘斥。幕府不能奉之。而我虜之強梁日甚。一日其禍不可測焉。然有三條内府公在京而輔英烈。有水戸黃門公在東而參謨議。有薩之順聖公在西而倡諸侯。此三侯者天下之望。皆得其所。而竭其智。賤如保臣。宜高枕而臥也。皇天何者。三四年間。三公相繼薨逝。乃内之狂猾無所忌。外之戎虜縱其慾。駭々相逼。大禍將發。思之慘怛。中夜屢起。仰號乎天。而天漠然。俯泣乎地。而地不應。欲訴之官。而三公亡矣。腸斷魂消。死而復甦。如此幾日。忽有入告曰。薩有周防公焉。順聖公之弟。而今公之父。受順聖公之顧命。而輔今公之英略。保臣聞之大喜。不覺淚下曰。有是哉。我三千年之天下。至此而亡滅。此無其理。必當有其人而扶之也。蓋天任薩也。保臣之遠來而冒左右者爲之也。而保臣之欲陳者。明公思慮之未固。無足聞者。雖然保臣之愚。日夜焦思苦心。至誠之所動。神亦佑之。非無一言之可取也。明公察其愚忠。聽治之間。野莊之遊。吟月詠花之餘。召之階下。使貸前箸。以罄其說。幸甚



おくれなば色もさくらにおとらむいそぐぞ梅のほひなりける。  
もしきの軒のしぶのにすがりても露の心をきみに見せばや。

彼の表情は遂に久光に達せられなかつたやうである。翌日中山中左衛門が来て、辯疏甚だ力めた。和泉守はこれに就いて。

三日。晴。午前中山直介直介は尙之助にて來。報小松氏之意。而喋々説其國之末足舉事。蓋其意也。而頗有才力。奸乎未レ可レ知乎。

と記して居る。而して彼は薩摩の恃むべからざるを見て、

草枕たびのやどりのいたびさしいたきことのみおほきころかな。

と嘆聲を洩らした。

## 二、薩藩有司和泉守を恐る

四日。有馬・田中の二士は和泉守を其の旅宿に訪ひ、密談數刻に及んだ。けだし二士は、藩禁を犯して來たのである。其の語つたところの何であつたかは知ることが出來ぬが、和泉守は、久光及び小松・大久保等が、遅緩の説を懐くを以て、薩藩の頼むに足らざることを述べたやうである。二士は之れを千秋の恨事として、『西郷に會つて義舉を勧めたらどうだ』と言つた。仍つて和泉守は翌五日、

接伴役小村彦左衛門に、西郷と會見せんこと申出たが、折悪しく西郷は揖宿温泉に浴し不在でであつた。

こゝに少しく西郷に就いて語らんに、西郷は月照と相抱いて海に投じたが、蘇生した。其の後流されて大島に在つたが、國事益々多端となり、久光兵を率ゐて上京し、公武一切の周旋を爲すことに決した爲、大久保等は久光に進言して、西郷の如き有爲の材を絶海の孤島に朽ちさせるのは惜しい。是非共赦免あるやうにと説いたので、彼は謫居四年で此の年二月十二日鹿兒島に召し還され、赦されて徒目付の舊職に復した。西郷は鹿兒島に歸つて、先づ大久保を敲き、久光上京の企圖を聞き、熟々藩内の状勢を按ずるに、内には人心の一致を欠き、外には京都・關東に處する準備全く整はず、又諸藩との連絡も保たれず、道路には諸國の志士・浪士が充滿して、久光を擁して義舉を行はんとして居る。彼は之を見て、久光の上京は斷じて不可なりとの説を懐き、之れを大久保に語り、相携へて小松帶刀を訪ひ、中山も其の席に加つて、協議を凝らすところがあつた。之れより西郷は親しく西丸に出仕して久光に見え、『薩摩が單獨で京都を守護することは、不可能の事である』と述べ、『若し今回參府を決行し、途に京都に留る如きことあらば、志士・浪士は悉く公の周圍に集り來り、不測の禍を生ずるであらう。今日の薩摩は未だ之れに施すべき策がない。仍つて今回は參府延期の届を出し、固く守つて時期を待ち、徐ろに大藩諸侯と氣脈を通じ、合縱連衝を計り、然る後京都に出て、公武の間に周旋



なすつたらよからう』と言つた。而して最後に、『公は未だ江戸・京都の地をお踏みになつたことがないから、諸侯の信頼も先代齊彬公の如くでない。事を行ふに甚だ困難である』とまで極言した。此の時久光は、既に此の月廿五日を以て出發の期と定めてゐたが、西郷の言によつて、三月十六日に延期し、西郷に命じて今日の場合如何に處したがよいかと、其の策を尋ねた。西郷はこれに對して、

第一策。飽迄參府辭退を本旨となし、幕府に向つて國內の人心頗る動搖し、殆んど命令を遵奉しないから、已むを得ず家老を名代として參府致させるとの届を出し、之れと同時に藩内にも參府延引の布告をなさるが善い。

第二策。參府の届既に幕府に達し、若し延期をなすことが出来なければ、汽船天祐丸もと英國商船、エングランドに今春長崎より買入れしものに座乗し、海路關東へ直航なさるがよい。然る時は假令京都に於て變動を生ずるも、單に志士・浪士の暴擧に止まり累を薩藩に及ぼすやうなことはない。

此の二策をすすめた。然るに久光は意既に決し、既定の藩論によつて行動することに定めて、西郷の意見に耳を藉さなかつた。故に西郷は、久光が時機を過るものとして、多少の不滿を懷き、暫く隱遁して身神を養はんと欲し、足痛を名として鹿兒島を去り、揖宿温泉に浴した。和泉守が西郷に會見を求めたのは、此の時であつた。天は遂に此の兩偉人の會合を許さず、由來再會の機を得ずに終つた。

此の日大久保は、和泉守に書翰を送り、明日を以て鹿兒島を退くやうにと言つた。彼は之れを諾し翌六日、一行と共に船上つた。藩廳は之れに送士を附して看視を怠らなかつた。日記に、

六日。陰。午後上レ舟。舟則官命レ之。有送士。晡時達濱市。步到國分。投宿次兵衛。馬商也。年々來羽犬塚。故吉武知之。乃託之郷書。

七日通山の農家に泊し、翌八日を期して日向路に向はんとした。此の朝未明。薩藩士原田金助卒然として逆旅に來り、『藩命を以て再び公等を鹿兒島に召還す。直に回られるやう』と言つた。和泉守は其の言に従ひ、九日復下町會所に入つた。彼の詠に、

春なればことわりなれど幾ひさしにほふさくらの島めぐして。

蓋し。此の行は鹿兒島を往返して、たゞ櫻島の噴煙と相對したのみであつた。和泉守は何故に鹿兒島に再び呼び返されたか。

十一日。小雨。朝小村導徂小松氏。小松氏曰。頃聞米藩追捕公等甚嚴。蓋以爲出薩也。則要之佐土原。亦不可知也。公若欲潛于此。則我拮据之。

曩には彼の、入薩によつて同藩急激黨の動搖を恐れて退去を迫つた薩藩有司は、今や豹變して溫言以て慰撫を加へ、久留米藩の追求急であると稱して、遽に庇護を與へるが如き態度に出たが、其の實は決して然らず、外界に於ける諸國志士の運動益々猛烈を加へ、久光の上京と共に、天下愈々多事ならんとするに當り、志士・浪士の巨魁たる和泉守を放つときは、如何なる事變を醸さんも測り難く、こゝに小松等は權謀を用ひて、彼を再び還らしめ、抑留せんとするのであつた。



當時天下の志士・浪士等は、動搖甚しく、嘗に鎮西の有志のみならず、長州・土州等の勤王の士も久光の上京を傳へ聞いて、鎮西義徒の義舉に加はらんことを欲した。これよりさき、此の前年文久元年六月、土佐勤王黨の巨魁武市半平太は、竹刀を肩にして、江戸に抵り、長州の久坂玄瑞・桂小五郎・高杉晋作春風贈正四位、薩摩の樺山三圓等と交り結び、各々一藩を提げて、正々堂々王事に盡さんとの誓ひを立て、明春を期して薩・長・土三藩は、いづれも藩主を奉じて京都に上り、相携へて大に爲すところあらんと約した。これ素より最高の理想で、完備の説ではあるが、各藩とも事情を異にし、其の實現は甚だ困難であつた。當時土佐には、參政吉田元吉あり、佐幕黨の巨魁で、半平太とは氷炭相容れず、常に權柄を持って勤王黨を壓してゐた。長州では長井雅樂がゐて、藩主毛利慶親に建白して、公武合體・航海遠路の策をすゝめ、雅樂の説は今や長州の藩是となり、三藩聯合の障礙となつた。然るに薩摩の樺山三圓は、翌年文久二年正月朔日。書を久坂玄瑞に寄せ、『國父久光今春兵を提げて上京せんと企て、居る。此の機會に於て、薩長合衝の策を講じては如何』との一大警報を傳へた。次いで肥後の宮部鼎藏・松村深藏の二人は、京都よりの歸途、萩城下に來り、執政福原越後元側贈正四位に逢つて、中山忠愛の檄文を示し、京都及鎮西の状況を説き、長州も薩摩と共に義舉を行つたらどうか』とすゝめた。之れと相前後して、和泉守の門下淵上郁太郎も萩に來り、久光の上京及び鎮西志士奮起の狀を語り、長藩同志の加盟を促すところがあつた。前年の約たる薩・長・土三藩聯合は、容易に行はれさうで

ないが、京都・鎮西の義徒大に動くに於ては、久坂等も默視傍觀する譯には行かぬ。久坂は遂に腹心松浦龜太郎を馬關に遣はし、土屋矢之助は自身馬關に急行して、形勢を探つたところ、鎮西志士の來往は織るが如く、天下の風雲は愈々急ならんとするものがある。故に長藩に於ては、長井雅樂の從弟來原良藏盛功贈從四位を薩摩に遣り、事情を極めしめることに決し、久坂等も亦同志と謀つて、堀真五郎を起し、同じく薩摩に入つて真相を探らしめることに決した。時に二月廿三日であつた。

來原・堀の二士は、途々九州諸藩の狀勢を探り、肥後の高瀬で、松村大成・永島三平と會し、熊本に入つたところ、宮部鼎藏・山田十郎信道又入薩に決し、來原等と携へて發足した。豊後の小河彌右衛門・廣瀬謙吉も、和泉守の後を追うて薩摩に赴くことに決し、熊本に於いて同志と會し、二月廿四日發足したが、佐敷驛にて高野直右衛門と邂逅した。互に奇遇を喜び合ひ、肥薩國境、神の川村に着いたところ、肥後の堤松右衛門・松村深藏と會つた。彌右衛門は是枝柳右衛門より美玉三平に與へる書翰を携へてゐたから、使を出水村郷士花北宋右衛門に遣はし、之れによつて入薩の目的を果さんと欲した。此の時堀真五郎が來て一同と會した。此のころ眞木和泉守が、故あつて水田を亡命して薩摩に來り、古河内關から鹿兒島に入ることを得たといふ風聞に接した彌右衛門は、直に人を派して、和泉守入薩の實否を確かめようとしたけれども、何等得るところがなかつた。廿九日郷士花北宋右衛門が來て、一同に面接し、『卿等の胸中は充分察して居るが、關内の通過は藩廳の許可がなければどうする



ことも出来ない。卿等は薩藩有力の士に知己が多いであらう。書を寄せて斡旋せしめてはどうぢや。我等書信の仲介をしよう。又久光公の發駕は三月十六日に延期となつた。安心されるがよい』と言つた。彌右衛門は大久保・西郷・有馬・田中に與へる書を宋右衛門に託した。其の中には、『必ず入關を許されるやうに。若しそれが出来なければ、誰か關外に出て面會されたい』と、認めてあつた。斯くて一同は水股驛に引返し、佐敷屋某に泊して、其の返報を待つた。

三月二日。彌右衛門への返翰はまだ來なかつた。彌右衛門等は一日も早く薩摩に入りたいと望んでゐた。然るに肥後人のみに限つて關内米の津まで入ることが出来たので、堤松右衛門を遣はして、宋右衛門の許に返翰の催促をさせたところ、程なく堤は息堰切つて歸り來り、『吾輩は米の津に於て、測らずも宮部鼎藏・山田十郎の二人に出會つた。宮部・山田は、過ぐる日來原と南行したが、來原は萩藩の使者だと言つて公に關門を通過することが出来たさうだ。其の時來原は二人に向つて、市原驛に來いとすゝめたので、神の川を下つて海に泛ばんと企てゝゐたところであつた。よつて宮部は余に對して、『卿等にして若し市原驛に向はんと欲せば、急ぎ神の川に來れと言つた。どうだ諸君出かけるか』と言つた。彌右衛門は之れを聞いて大に喜び、一行と共に直に馳せて神の川に赴き、四日朝、宮部等と會することを得た。宮部等の一行中には、山田十郎の兄松田重助も加はり、同じく入薩の望みを懷いてゐた。之れより一行は、船を艤して天草牛深に達し、日島灘を横斷して市來驛に着いたのは

七日であつた。

そこで一行は、關吏和田善右衛門に託して、書を大久保・西郷・村田新八に寄せた。其の夜美玉三平が來て、密に薩藩の事情を語るころあつた。翌八日には、來島良藏の鹿兒島より歸るに會つた。良藏は、『予は薩長交易を名として鹿兒島に到り、有志に面會を求めたけれども許されなかつた。それで已むを得ず踵を回らさうとすると、大山格之助・有馬新七が追かけて來て、具に藩情を語り、『眞木和泉守は阿久根から上陸して、去月廿七日鹿兒島に着き、近く志布志から上船して、海路大阪に赴くであらうと言つた』と、語り聞かせた。彌右衛門等は來原の言によつて、稍々薩藩の事情を知ることが得たが、來原が要路の有司及び急激派の志士と語ることが出来ざりしを遺憾に思ひ、來原に再び鹿兒島に入らんことをすゝめ、自分等も之れと携へて行かんと欲し、又も急飛脚を立て、小松・大久保に對して、是非共一行を鹿兒島に入れよと迫つた。此の時馬新七は、久光の小姓鈴木武五郎と共に、馬を飛ばして市來驛に遣つて來た。彌右衛門等は之れ要して、『一行を城下に誘ひ行け』と、言つて已まなかつた。有馬等は之れが爲、一たび藩命を仰がんとて引返し、十日田中謙助・村田新八の二士を携へて、再び市來驛に來て、『卿等を城下に伴ふことは出来難い。此處で大に談じよう』と言つた。仍て彌右衛門は、『然らばお尋ねする。薩摩は果して義舉をなすかどうか』と。有馬は之れに答へて、『久光公の上京は義舉を行はせられる爲ではないが、方今天下の形勢を按ずるに、決して傍觀座視す



べき秋ではない。しかのみならず、久光公は、先君齊彬公の御遺命を奉じたまひ、公武の間に盡力せられる決心であるから、其の時は卿等に謀つて、協力を請はれることと思ふ。藩士中には、久光公の駕に随ふこと能はざるを遺憾として、竊に脱藩上京を企てた者すらある。卿等は之れによつて我藩奮起の状を察したまへ」と言つた。一行は此の言によつて、思へらく、薩の藩論は陽に穩和を装ふと雖も、陰に大に決するところがあるやうである。久光が多數の兵士を率ゐ、大小の火器・武具を携へて出府するには、理由がなくてはならぬ。たゞ恐れるところは、軍機の漏洩にあれば、有馬等は口を噤みて真相を語らぬのであらうと、自身等にとつて頗る有利に解釋し、『果して然りとすれば、最早一刻の猶豫も出來ない。吾等も決心の臍を固めなくてはならぬ』と、一行は遂に入薩を思ひ止まり、翌十一日急ぎ歸途に就いた。

小松が一たび和泉守を鹿兒島より逐ひしは、彼の爲に藩内志士の動搖を恐れ故であるが、此の如く諸國志士の國境に來つて、關門を叩くこと頻々たるに及んで、若し彼を放つときは、忽ち熱狂せる諸國志士の頭梁となつて、其の牛耳を執り、形勢愈々不穩に陥り、久光の上京に害あるべしと商量して、通山より召還したのであつた。

### 三 和泉守鹿兒島に抑留せらる

和泉守は、此の時小河彌右衛門の傳言だと言つて、有馬新七から大鳥居敬太の訃音と、和泉守脱藩後の久留米・水田の状況を聞いた。實に心を痛ましめることの多いことである。同年四月慶頼に上りし書中に、

小河彌右衛門より私に傳言も仕、御國にて私家族御吟味之事、亡命之者御追捕、弟大鳥居敬太儀荒増承り、恐入申候。といつて居る。然れども豊後・肥後の同志及び來島來藏等の薩摩の關門を敲いたこと、諸國志士の大に動けること、及び薩藩京都留守居田中忠右衛門から井上彌八郎を鹿兒島に急派せしめた事情とは、和泉守をして一層上京の念を熾烈ならしめた。同じく藩主慶頼に上つた書中の一節に、

薩州京都留守居田中忠右衛門より井上彌八郎と申者差急ぎ差出申候。和宮御輿入御固めの爲、彦根侯御上京之節、幕府より奸史の分附參り申候趣に付、必定奸計可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。禁中にても御迫り之様子に付、早々御發駕可<sub>レ</sub>然哉之旨申來り候由。

又彼の日記に、

薩之京邸留守居田中忠。使<sub>二</sub>井上彌來告<sub>一</sub>曰。東使彦侯率<sub>二</sub>奸吏<sub>一</sub>入<sub>レ</sub>京。京師恟恟。予聞<sub>レ</sub>之。決<sub>二</sub>意入京<sub>一</sub>。

斯かる間に久光上京の日取は切迫した。大久保は諸國志士の鎮定には、西郷を措いて他に其の人なしと



思ひ、自ら揖宿温泉に抵つて、西郷と會見し、詳かに諸國志士興起の狀を説き、『憊る有様であるから、久光公一たび足を擧げられる日は、志士四方より集り來り、天下は動亂の巷と化するやも測られない。君起つて之れが鎮撫に任じたまへ』と、久光の命を傳へた。西郷は之れを否むことが出來ず、十三日村田新八を携へて先發し、馬關に停まつて劃策するところがあつた。

和泉守は久光の發駕が目前に迫れるを聞いて、菊四郎一人を久留米に歸し、己れは吉武助左衛門・淵上謙三の二人を隨へ、久光の駕に隨つて、上京せんことを懇請した。これは西郷出發の翌日であつた。

十四日。晴。小村導祖二小松氏一請遣三弦菊四于國一且予等加中鹵簿上。皆用二劄子一。

小松の意は和泉守を留めて發せざらしめるにある。其の請を許すべき筈はない。而して小松の意中には、外には西郷を派して諸國志士浪士の鎮定に任じ、内には其の謀主たる和泉守を抑留して、出發を阻む。久光の上途は一路坦々として砥の如くなるであらうと、蓋し微笑を禁じ得なかつた。然れども久光は尙ほ心中不安に堪へず、從士の面々に布令を發し、一藩結束して事に當るのであるから、決して他藩の志士・浪士と交はつてはならぬと嚴命を下した。

去る午年外國通商御免許以來、天下之人心紛亂致し、各藩の有志と相唱へ候者共、尊王攘夷を名として、慷慨義烈の説を以て交を四方に結び、容易ならざる企を致し候哉に相聞え、當國にても右之者共と私に相交り、書翰の往復等致し

候者有之哉に候。畢竟勤王之志に感激致し候處より、右之次第に及び候筈に候へども、浪人輕卒の所業に同意致し候ては、當國の禍害は勿論、皇國一統の騷動を醸し出し、終に群雄割據の形勢に至り、不忠不義此上もなき儘にて、別して輕からざる事と存じ候。拙者にも公武の御爲に、聊か所存の趣有之候に付、右様の者共を一切相交らず、命令に従ひて周旋有之度事に候。若又私の義を重んじ、絶交致し難き者共は、其筋へ申出候へば、其譯に應じ、何様とも處置致すべく候。尤も此節の道中筋、且つ江戸滯留中に、右様の者共推參致し候とも、私に面會致す間敷候。乍併據なき譯に由り應接致し候とも、敢て議論を致さず、其筋の者へ談判致し候様に返答可致候。乍此

上二不勘辨一の旅有之に於ては、天下國家の爲に、實以て然るべからざる事に候條、遠慮なく罪科可申付候事。和泉守等は、十五日に辨天町山本某の別業に移された。けだし下町會所が、久光隨從諸士の宿所に充てられた爲である。翌十六日。久光は豫定の如く、小松帶刀・中山中左衛門・大久保一藏以下九百八十餘名を率ゐ、火器武器亦之れに稱ひ、儀容堂々として陸路鹿兒島を發した。これと同時に鹿兒島灣口に碇泊せる御用汽船天祐丸も、錨を抜いで下の關に向つた。

和泉守陪駕の歎願は、雷に聽入れられざるのみならず、小松は何等答へるところなくして立去つた而して和泉守等は、二十一日再び下町會所に移された。其の間和泉守は琴を弾じ、菊四郎・助左衛門謙三等は腕押し、座り相撲などを試みて、僅に春の日永を消した。彼等脱藩の主意は、果して何であつたか。而かも京攝の間には、志士浪士雲の如く集り、皇威伸張の氣運は磅礫として天地に漲り、一



行を待つこと既に久し。和泉守は悶々の情醫するに由なく、詩に托して胸中鬱屈の情を陳べた。

麿府偶成

包胥出<sub>レ</sub>楚意空酸。客舍三句恥<sub>二</sub>素餐<sub>一</sub>。跛鼈豈無<sub>二</sub>千里志<sub>一</sub>。窮猿何投<sub>二</sub>一枝安<sub>一</sub>。天公不<sub>レ</sub>佑憂世功。人事反看得<sub>レ</sub>便難。  
夢惡枕頭驚坐起。風燈閃々白龍寒。白龍保臣所<sub>レ</sub>佩劍名

春 晚

閒庭鶯老只煙霞。麿浦三句歎<sub>二</sub>井蛙<sub>一</sub>。任佗華海春潮晚。已後嵐山第一花。

和泉守は久光出發の翌日、曩に差出した劄子の返報を請うたところ、藩廳は何等の答へをもしなかつた。彼は廿九日再び小村・堀内の二人に簡して、官意を探らせたところ、小村が来て、『卿等出發の官允を得た。明日にも立たれて差支ない』と言つた。助左衛門の『薩摩日記』には、其の狀を左の如く述べてゐる。

小村彦左衛門より申聞候は、御願の儀も追々吟味いたし候得共、和泉様久<sub>光</sub>御立後は、如何相成候哉相分不<sub>レ</sub>申候處  
小松帶刀受持居候て、其儘上京致候様、昨今相分り申候間、只今より同人へ掛合御答申候ては、往來三十日餘も相  
掛り候に付、どふで御上京の御積りに候はゞ、京師にて同人へ御逢被<sub>レ</sub>成候方可<sub>レ</sub>然存候間、明日にも御出立に相成  
候ても差支無<sub>レ</sub>之様、取計可<sub>レ</sub>申段申達候様、彼筋より申聞候間、左様御承知可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下旨申聞候事。

薩摩に残つて藩主茂久輔佐の任にあつたのは、喜入攝津であつた。和泉守は鹿兒島に入つて、既

に三句を費し、久光出發後半ヶ月を経た。攝津は最早和泉守一行を抑留する要はないと思つた。今彼を放つても、時機既に失し、久光には何等の害も及ばさなまいと思ひ、こゝに始めて一行の上阪を許すことになつたのである。

薩藩有司の羈絆を脱した和泉守は、翌三十日、蒼皇として鹿兒島を發し、上京の途に着いた。薩藩では、之れが爲に足輕・裁料等を附し、船を熾して福山に送り、船中に於て饗宴を張り、留別の意を表した。一行の鹿兒島滞留は、陽に懇遇款待を受け、陰に甚しき壓伏抑止の逆待を受けたのであつた。彼等はこれより日向の都城に入り、宮崎を経て猿川の關門を出た。

引用參考書目

- 義舉錄。 薩摩日記。 久光公記。 文久物語。
- 大久保利通傳。 維新士佐勤王史。 防長回天史。 西郷隆盛傳。
- 眞木和泉守遺文。 感涙錄。



第二十章 寺田屋事變

一 諸國志士の動搖

久光上京前後の馬關は、鎮西志士の往來織るが如く、實に殺氣横溢の概があつた。此の間の詳密な消息を知らんには、馬關竹崎の白石正一郎の日記を一讀するに如くはない。文久二年の一月より四月中旬までの間、同家を訪れた志士の數は、實に幾百人に上り、毎日數人の志士は、必ず其の家に立寄り、久光の東上に就いて、或は同所通過の志士に就いて問ひ糺し、己れの向ふところを決せんとした而して雷に鎮西の義徒のみならず、山陽・南海の有志も正一郎の家を敲き、鎮西志士の熱烈な回天運動を試みんとするに鑑み、風を望んで蹶起することゝなつた。

長州萩藩の久坂玄瑞は、吉田松陰門下の子弟及び同志を糾合して、『薩摩にして果して勤王の義旗を中原に翻すに於ては、我が長州も之に對して、一步も譲ることは出來ない。速に突出して王事に盡さなければならぬ』と、激勵一番、遂に議を凝らして政府の有司前田孫右衛門を訪れ、一藩の奮起を促した。前田又之に同意を表し、藩主毛利慶親父子の江戸にあるのを危険に思ひ、北條瀨兵衛を遣して藩主父子を國に迎へることゝなし、毛利將監を兵庫奉行に任じ、浦靱負元襄贈 正四位を之が輔翼たらしめ、周布政之助の塾居を赦して、出府を命じ、三月廿三日、田北太中に兵庫先發を命じたところ、藩中壯

年の士隨行を願うて已まず、岡部富太郎・栗原右源太・山中源之助・高瀬與三・佐世八十郎後の前原一誠・

榎崎彌八郎清義贈 從四位・境篤藏・中谷正亮・久坂玄瑞を兵庫守衛に任じ、二十五日出發せし

めた。然るに其の選に洩れた福原乙之進信久贈 從四位・寺島忠三郎昌昭贈 正四位・入江九一弘毅贈 正四位・榎崎忠助・天

野清三郎・中谷茂十郎・中谷彪次野・小倉梅三郎・伊藤傳之助・品川彌次郎後の子爵・香川助藏・山縣小介

後の有朋公爵・白井小助船越衛當時小出勝雄と變名すの諸士相踵いで亡命し、京攝の間に走つた。

土佐の吉村寅太郎は、もと構原村の一里正であつたが、坂下門に於ける安藤閣老襲撃の警報を耳にし、有爲の男兒が、碌々として一小村吏を以て甘んずべき時に非ずと發奮し、決然職を抛つて暇を請ひ、同志官地宜藏と共に長門に到り、土屋矢之助を訪うて天下の形勢を觀望しつゝあつたところ、瀨上郁太郎の遊説に來れるに會ひ、鎮西志士の奮起の狀を聞き、去つて九州に渡り、肥筑の野を徘徊したが、又もや平野次郎と邂逅し、義舉の愈々切迫せることを知り、『土佐の同志を率ゐて大阪にて再會せん』と約し、同月廿七日高知に歸り、武市半平太を訪れて蹶起を促したけれども、武市は一藩を擧げて王事に勤めるのを己れが任となし、抱負が大で吉村の言に従はず、吉村は遂に官地と携へて馬關に出で、更に京攝の間に赴いた。

鎮西に於て最も奮つたのは、豊後の岡藩であつた。小河彌右衛門は、薩摩市來驛から岡藩へ引返し要路の有司及び同志と議を凝らし、藩主中川修理太夫は折悪しく參府中なりしより、單なる藩府聞置の



形式を取り、若し義舉にして成功した暁は、岡藩の名を顯し、不幸にして不成功に終つた場合は、彌右衛門等單獨の行動として、其の責めに任ぜん事を誓ひ、同志田近陽一郎・赤座彌太郎・堀謙之助・夏目惇平・安野藤次郎・井上金吾・樋口勝之助・堀田左一・森玉彦・田邊龍作・福原武三郎・宇野關藏等を誘ひ、折柄彌右衛門方へ泊り合せてゐた平野次郎共々馬關へ急いだ。同藩士高野直左衛門・高野善右衛門の二士も、一行の出發を聞くと、直に發足して其の後を追うた。

久光に先發して白石正一郎方に在つた西郷吉兵衛は、既に述べた如く、馬關に於て鎮西志士の情勢を察するにあつて、森山・波江野等と密議を凝らし、諸藩の志士と面談することを避けた。然るに平野は西郷と月照踏海の際袂を分つてより、既に五ヶ年を経過し、且つ安政・戊午以來の舊識であるから、西郷は快く平野に面會を許し、舊交を温めるところがあつた。西郷は熟々鎮西志士奮起の状を察するに、彼等の決心は牢として拔ぐべからず、到底尋常一樣の手段では鎮撫することが出来ぬと觀破したので、自ら死地に入つて活を求めるより外、策なしと思ひ、平野と會談するに當つて、『予は月照と相抱いて海に投ぜしも、死することが出来なかつた。今度こそ卿等と共に國家の爲に斃れる時である請ふ。互に努力して戦死しよう。予の生命は五年以來の借金として残つて居る。此の期に及んで潔く返濟するのだ』と、暗に志士浪士の味方をなすが如き口吻を洩らした。而して彼は心中に於て、馬關の形勢此の如くなれば、久光にして京坂の間に達せんか、彼地に雲集する志士浪士は、忽ち白熱化した。

て、必ず大事を起すに違ひない。速に上京して鎮撫に従事しなくてはならぬと、必死の覺悟を定め、遂に西郷は久光を馬關に待つべき約を履まないで、村田・森山を従へて、蒼皇として即夜馬關を出發した。

久光は鹿兒島を發して、肥後川尻にさし蒐りしに、熊本の川上彦齋其の駕を迎へ、切に大久保に會ひたいと願出た。けだし大久保によつて久光の眞意を知らんが爲である。大久保は態と面會を避け、供頭代つて川上に面會したので、彼は久光の意中を知ることが出来なかつた。此の時川上は供頭に向つて、諸國有志は續々として上京しつゝあれば、久光着京の暁は、必ず一大事を引起すであらうと言つた。久光は此の報に驚き、急に有村武次を先發せしめ、『京阪の状況を視察して、姫路に於て我等の駕を迎へよ』と命じた。久光の駕が漸く進んで竹崎に入りしに、白石は事態の容易ならざることを告げて、馬關來往の志士の状況を演べた。大久保は大に驚き、志士の動搖が此の如くならば、彼等は久光の業を破るものであると痛心し、小松・中山等と凝議して、久光に謁して建言するところあつた。久光も同じく困惑の色を浮べ、且つ西郷が命に背きて上京したのを憤り、こゝに改めて、大久保を上京せしめて、京阪の事情を探らしめることを命じた。大久保は命を奉じて、廿九日先發し、久光は四月一日天祐丸に座乗して、威風堂々として上京の途に就いた。

此處に少しく久光上京以前の京阪の形勢を演べんに、柴山愛次郎・橋口壯介の二人は、二月十五日



京都を過ぎ、田中河内介・清河八郎・伊牟田尙平等と會見を遂げ、久光の上京も彌々間近になつた事を告げ、水田に於て議した義舉の方策を語り、『吾等は江戸に於て京都の義舉に策應するであらう』と、出發せんとしたが、伊牟田も之と同行して、水戸藩士を煽動して、同じく江戸に於て京都の義舉に策應すると言つて出發した。

河内介と清河とは、更に協議を遂げ、小河彌右衛門・眞木和泉守・松村大成等に急飛脚を立て、速に上京する様にと促した。同月下旬、豊後岡藩の加藤條右衛門・渡邊彦左衛門の二人が京都を過ぎ、河内介及び清河等に面して、『吾等は江戸に於て同志を募る』と言つて、袂を分つた。

次いで是枝柳右衛門も上京して、河内介方に潜むことゝなつた。又京都三條御幸町に住む備前の畫工藤本津之助眞金號鐵石 贈從四位は、清河より今回の壯舉を聞き、同盟に加はりたいと申出た。其の後に於て、伊牟田が江戸より歸り來り、『柴山・橋口等が東西併舉の策は、薩藩江戸留守居堀仲左衛門の阻止するところとなつた』と語つた。

和泉守の門下鶴田陶司・中垣健太郎・古賀簡二・酒井傳次郎の四人は、脱藩後豊後中津から乗船して、三月十日ごろ京都に入り、始め西村敬藏儒醫贈 從五位の家に潜み、後河内介の家に移つた。

此のころ京都には、皇妹和宮關東降嫁の御禮として、彦根侯入洛の風聞が傳はつた。其の爲京都所司代は、浪士の取締を一層嚴重にした。

時に中山忠愛は密書を河内介に送つたが、使者が之を途中に遺失し、遂に幕吏の手中に落ち、河内介を捕へんとして物色甚だ急となつた。河内介は其の逮捕を恐れ、養子瑳磨介・義弟中村主計北有馬太 郎の實弟・姪千葉郁太郎・清河八郎・伊牟田尙平・鶴田陶司・古賀簡二・中垣健太郎・酒井傳次郎の諸士を率ゐて、三月廿日の夜竊に淀川に泛び、大阪に下つて江戸堀の旅舎兵庫屋に入つた。然るに同地では、柴山・橋口の二人が江戸に於ける東西併舉の策が成らず、京都の義舉に加はらんと欲して、同藩士益満新八郎を携へて、江戸から亡命して來てゐるのに出遇つた。柴山等は一行に向つて、『御身等は大阪の薩藩邸に入つてはどうだ』と言つた。河内介は、『それは好都合である。薩邸に入る事が出来れば願うでもない仕合だ』と、快諾の意を示した。

之より柴山等は、大阪薩邸留守居松崎平右衛門に交渉を重ねたけれども、頑として應じなかつた。時に堀仲左衛門が江戸から大阪に來て、河内介一行を薩邸廿八番長屋に收容することを許した。次いで和泉守門下原道太・荒卷羊三郎も來阪し、藤本津之助及び京都の醫士飯居簡平等と前後して廿八番長屋に入つた。

西郷は村田・森山の二士を隨へ、三月廿七日大阪に着し、幕府の嫌疑を憚つて、深編笠を被り、加藤十兵衛の家に潜み、淀川を溯つて伏見に到り、薩邸の留守居役本田彌右衛門の役宅に入つた。諸藩の志士は之を聞き知つて訪れ來るもの引きも切らず、西郷は其の應接に困しみ、本田等の骨折によつ



て、村田・森山と共に、宇治の萬碧樓に潜んだ。平野は小河彌右衛門の一行と共に、西郷等より一日早く即三月廿六日大阪に上陸し、土佐堀の讚岐屋に投じ、廿八日廿八番屋敷に入った。薩藩士弟子丸龍助方行贈 從四位・伊集院直右衛門後の子 兼備贈 從四位・橋口傳藏兼備贈 從四位・西田直五郎正基贈 從四位・町田六郎左衛門・木藤市助・河野四郎左衛門・永山萬齋等も、江戸藩邸より亡命して、此の日大阪に着し、中の島の旅店魚屋太平の家に入った。又薩藩亡命の五士森山新五左衛門・坂本伸左衛門・大脇彦左衛門・指宿三次・山本四郎は、豊後岡藩士廣瀬謙吉・矢野勘三郎等と同船して、廿七日大阪に着いた。薩摩の美玉三平も少しく後れて來阪した。曩に江戸に赴いた岡藩士加藤條之助・渡邊彦左衛門の二人も、此の頃大阪に來り、加藤は歸藩したが、渡邊は留まつて小河等と廿八番長屋にあり。同藩士野溝甚三郎も亦脱藩して小河と合した。佐土原藩の富田猛次郎は、幽囚中の池上隼之助陳敬贈 從四位を起して、共に亡命上阪して弟子丸等と同じく魚屋太平の家に入った。秋月藩の海賀宮門は、幽囚を脱して馳せ參じ、四月五日ごろ、小河を訪れて廿八番長屋に入った。

長州の久坂玄瑞・寺島忠三郎・堀真五郎・入江九一・品川彌次郎・山縣小助等の一團約二十人は、其の名兵庫の警衛にあるも、實は義舉に加はる目的であるから、同藩亡命者の一團と合して、大阪の萩藩邸にあつて、竊に機を熟するを待った。此の頃土佐の吉村寅太郎・宮地宜藏の二人も着阪して、同藩の有志吉村縁太郎と合して、四月六日萩藩邸に入った。

肥後熊本藩では、宮部鼎藏・轟武兵衛等は、一藩を擧げて義舉に應せんと主張したが、當時藩論二派に岐れ、佐幕黨多數を占め、剩へ藩侯細川齊護國に非ず、齊護の弟澄之助・良之助の二人、切りに藩士の輕擧を誡めたので、松田重助及び松村大成の門下竹下熊雄・内田彌三郎の三人のみ上阪し、松田は河内國富田林に入つて士氣を鼓舞し、京都の義舉に應せんと謀り、竹下・内田の二人は、薩邸廿八番長屋に入った。

此の外、是枝柳右衛門は亡命の士だから、薩邸外に寓居して、互に氣脈を通じて義舉を策し、いづれも久光の上京を待った。此等志士は意氣衝天の概があつて、火藥・彈丸・旌旗等を製する者、或は町に出でて、公然戎器・武具を購ひ來る者あり。廿八番長屋及び其の他の旅宿は、恰も軍營の如く、酒を仰いで酣醉する者、刀を抜いて技を試みる者あり、いづれも今回の壯擧を天下の至快と稱した。

堀伸左衛門は何故に志士を廿八番長屋に收容したか、志士を庇護して事を擧げしめる爲ではなく、一之と反對に、志士にして一たび暴發し、久光到着前に急激な行動に出るが如きことあれば、久光の素懷は立ちどころに根本より粉碎されるので、堀は故らに彼等を慰撫して廿八番長屋に留め、久光着阪を待つて、徐ろに處理せんと欲したからである。



二 天下の英才眞木和泉守

西海・山陽・南海の志士續々として京阪に蝟集しつゝある間に、長州の長井雅樂は、三月三日中老格に準ぜられ、十日江戸を發して京都に入り、議奏正親町三條大納言實に謁して、再び公武合體及び航海遠略の建言をなした。同大納言は之を闕下に伏奏して、叡感を辱うした。雅樂の江戸を發するに臨みて、藩主毛利慶親は雅樂に向ひ、『島津久光將に上京せんとの説がある。汝久光に逢つて建白の主意を述べ、且つ久光の意見を叩き、機を見て鹿兒島・熊本に赴き、藩主島津茂久・細川齊護等の意見を徴し、成算を立てよ』と言つた。當時雅樂の主張は、公武合體に於ては久光と意見を同じくしてゐたが、航海遠略の策は未だ久光の説かざるところで、雅樂は我國は一たび外國と通商條約を締結せる上は、猥に破棄する時は其の曲われにある。故に暫く彼と條約を結び、徐ろに兵備を整へ、然る後外國を攻略しなくてはならぬ』と言つた。而して雅樂は、公武合體及び航海遠略の策を始め幕府に説き、次いで朝廷に入説し、幕府を主體として朝廷に及ぼしたのである。久光は之と反對に朝廷を本體として、次に幕府に臨まんとするにあつて、其の方法に於て、多大の相違があつた。雅樂は入洛と共に、同行の従弟來原良藏及び、同藩士時山直八直卷贈 正四位を大阪に遣り、西郷吉兵衛・橋口壯助・小河彌右衛門等に就いて、久光上京の真相を聞かんとしたけれども、いづれも實を告げずして、『幕府の匡正は口舌の

なし得るところでない』と、暗に雅樂の主張の行はれざることを諷刺し、小河彌右衛門の如きは、自ら大阪の長州邸に久坂玄瑞を訪ひ、『大奸雅樂を屠れ。若し卿等にして手を下すことが出来なければ吾等之を斷行しよう』と迄言つた。久坂も又雅樂の説を喜ばざる一人であつたが、眼前に大事を控へるのを以て、『雅樂を處置するは容易いことだが、今暫くの間陰忍せよ』と、小河を慰撫し、己れは専ら雅樂の公武合體説を挫くに努めた。長藩邸の留守居役宍戸九郎兵衛・竹内正兵衛も、同じく雅樂の説を悦ばず、久坂を助けて諸藩の有志と通謀せしめ、暗に義舉をすゝめ、久坂は藩府より、しばしば召還を受けなければ、宍戸・竹内等は能く之を庇護して還さなかつた。

薩藩士中の急激派は、久光の所説を奉ずる堀仲左衛門を惡み、長井に左袒するものとして悦ばず、西郷の如きは、堀と伏見に會つた折、彼を痛罵して、『今日の場合智術を以て事を行はんとするは誤つて居る。長井雅樂は長州の有志に刺殺すやう勸めて置いたから、汝若し雅樂と同論なれば、先づ汝を屠つて亭主振りを示さなければならん』と言つた。

けだし西郷は、諸國志士の今回の義舉には與しないけれども、他日必ず諸國志士を用ふべき場合があると信じた。寺田屋事變前に於ける京阪の情勢は、諸國志士義舉の企てと、久光・長井雅樂の公武合體論と相錯綜し、激流一時に相合して渦を卷くかの感があつた。

堀仲左衛門は、西郷の言に快からず、久光を迎へんとして播州に行つた。之れと入違へに大久保は



大阪に先着し、四月六日淀川を朔つて、西郷を伏見の薩邸に招き、彼が久光の許可を仰がずして馬關を出發したことを詰つた。西郷は、『それは尤もだが、さうは行かなかつた。今度諸國から集まつてゐる志士は、孰れも生國を捨て、父母に別れ、妻子と離れ、久光公の御志を慕ひ、一命を王事の爲に抛たんとする死地の兵である、死地の兵を制御せんとするのは、己れも死地に入らなければならぬ。俺が鹿兒島で想つてゐたところ、今日の有様は大變に違つて居る。若し此の好機會に乗じて、諸藩士を善用することを得れば、幕府を制壓して朝威を恢復することも、國是を定めることも容易いことだけれども、諸國志士は動もすれば輕舉妄動して大事を破らんとする恐がある。それで俺は馬關を去り京阪の間に出で、彼等を説き、其の鎮定に努めてゐたのである。若しも俺が此の地を去るやうなことがあれば、到底無事には納まるまい』と言つた。大久保は西郷が毅然として任ずるところあるを見て、頼もしく思ひ、『さういふ考であつたか。それならよろしい。今後も足下自ら任じて諸國志士を制御し、時機の熟するを待つて斷然處置したまへ』と、談論曉に及んだ。

平野は、大阪に於て有村武次とめぐり合つた。二人は安政・戊午以來の舊知だから、互に話を交へ平野は西郷と馬關に於て會見した顛末を語り、『西郷は此のたび月照と踏海以來の借金を果すさうである。一命を捧げると言つてゐた』と言つた。斯くて平野は、四月六日の夜小河彌右衛門を同道して七日朝早く京都に入り、錦小路の薩摩屋敷を叩いて西郷を尋ねたがゐないので、遂に伏見引返して留守

居本田彌右衛門の役宅を訪うて、西郷・村田・森山・大久保の四士と會し、平野は西郷に向つて、此の度の決心を語り聞かすと、西郷は莞爾として、『愈々君と死を共にする時節が來た。決策が行はれる日は、君と僕と俱に戦死すべき時だ』と言つた。平野は之を聞き、欣然として京都に出で、翌八日曉を犯して大原左衛門督重徳の家臣、曇華院村雲御所の候人吉田玄蕃重義に見え、密に『回天三策』を出して、朝廷に上る手續を依囑し、再び淀川に泛びて大阪へ歸つた。平野の『回天三策』は次の如くである。

上 策

一。島津和泉滯阪中、綸命下り、直に華城を抜き、彦城を火し、二條之城を屠り、同時一勢に率て、和泉將師として上京し、幕吏を追拂ひ、栗田の宮の幽囚を解奉り、參廷の上聖駕を奉じ、蹕を華城に奉遷、皇威を大に張り七道之諸藩に命を賜ひ、陛下親しく兵衆を率ひ給ひ、直に函嶺を以て暫く行宮とし給ひ、幕府之科を正し、即前非を悔、罪を謝する時は、官職を剝ぎ、爵祿を削て、諸侯之列に加へ、若し命に叛き候時は、速に征伐するもの、第一上策とす。

中 策

一。和泉出伏之上、綸命下り上京。直に幕吏を拂ひ、栗田宮の幽閉を解き、二條城を抜て是に據り、大に皇命を四方に下し、義侯を募り、其後華城を抜て、大駕を還し奉りて幕罪を正す。是を中策とす。

下 策

一。和泉出京、陽明殿へ參殿之上、漸次決議にて、幕吏を攘て、栗田宮之幽閉を解き、二條之城を抜て是に據り、



官軍を募り、皇威を張て、幕罪を正し、華城を抜きて、尊攘を議するものを下策とす。

此の『回天三策』は、吉田玄蕃より大原左衛門督重徳に呈し、左衛門督は近衛忠熙に勧め、尋いで乙夜の覽を辱うしたと傳へられて居る。『回天三策』は、『尊攘英斷録』の縮圖に過ぎない。而して『英斷録』は、和泉守の『大夢記』・『密書草案』より出で來つたものであつて、此頃和泉守は、其の足漸く鹿兒島を離れ、海上に泛んで未だ京阪に達せざるに、彼が平生の宿論は、既に平野によつて早くも搢紳堂上の間に發表せられ、辱くも天閣に達したのである。平野は又書を吉田玄蕃に與へ、和泉守を推して、『天下の英才だ』と言つた。

當時天下の英才と奉<sub>レ</sub>存候は、米藩眞木和泉にて御座候。其外にも定めて數多可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候得ども、外に特別是ぞと申人は、狹<sub>二</sub>隘交<sub>一</sub>にて、いまだ見當り不<sub>レ</sub>申候。

吉田玄蕃様

平野國臣

平野は志士中に於て、最も面識に富んで居る一人である。しかも此の言をなして、和泉守を稱揚措かないのである。以て和泉守が如何に志士中に重望を擔ひしかを察し得られる。

伏見に於て西郷・平野等と別れた大久保は、再び淀川に泛びて狐の渡に上陸し、男山八幡を拜して橋本から又船に上り、大阪を経て播州大藏谷に着いたのは、翌八日であつた。此の夕久光の駕は大藏

谷に着いたが、さきに西郷の直言に會つた堀仲左衛門は、久光に目通りして諸國志士不穩の狀を訴へ、『總て西郷の煽動に出づるのである』と言つた。有村武次も亦大阪にて、平野より聞いたところを陳べて、『西郷は五年以來借金を返す積りで、今度は討死の覺悟ださうである』と、具申した。久光は此等の言を聞いて、西郷は自分を蔑ろにするものと憤つた。久光の最も信頼せる權威勢力の中樞人物たる中山中左衛門も、亦西郷を憎むところより、『西郷は斷然處分なさるがよろしい』と、彈劾した。之は火に油を澆ぐが如きもので、久光は遂に左の四ヶ條の罪を數へて、西郷を處分することに決した。

- 一、諸國浮浪の士と計つて決策を立てし事。
- 二、年少の士を煽動して血氣を鼓舞せし事。
- 三、久光の滯京を計りし事。
- 四、久光の命に背きて、馬關より大阪に出でたる事。

大久保は之を聞いて大に慨歎し、小松・中山・堀等と論談するところがあつたが、久光は西郷が先候齊彬顧命の臣たる故を以て、己れを侮蔑視しつゝあるものだと思ひ、遂に其の怒りを解くことが出来なかつた。

久光は翌日儀容を整へて兵庫に達し、横目役志々目獻吉に西郷捕縛の命を傳へた。西郷は平野が『回天三策』を朝廷に上つた當日に、伏見を出で大阪を経て、九日兵庫に來て捕縛された。十日大久保及び



奈良原喜左衛門・有村武次に命じ、西郷・森山・村田の三士を大阪に護送せしめ、十一日汽船天祐丸によつて歸藩を命じた。三士は同月下旬薩摩の山川港に着船したが、上陸を許されず、六月に至つて西郷を徳之島に、村田を鬼界ヶ島に流した。森山新藏は獨り罪案定らず、憤慨に堪へずして、山川港の船中に於て自ら腹を切つて死んだ。久光が諸國志士の鎮撫を命じた西郷は、未だ何等の目的を達するところなくして遂に退けられた。

三 諸國志士に間隙を生ず

久光は姫路に於て、堀仲左衛門から諸藩志士を廿八番長屋に收容したことを聽いて、一時は驚いたが、暴發を未然に防ぐ策略に外ならぬと、漸く安堵の胸を撫で、九日兵士一千餘名を率ゐ、肅々として行列を練り、兵庫より大阪に向つた。久光の大阪入りに就いては、道路の風説は喧しく、京阪の間に集つた志士等は、彼を擁して義舉を決行する日の近づいたことを喜び、『快舉に後れてならぬ』と敦圍き、士氣大に昂つた。又京師の摺紳近衛忠房は、嘗て大久保に向つて、久光の上京を阻止したけれども、其の時と今とは時勢も大に異るところより、使を姫路に遣して、久光に一日も早く上京せよと促した。岩倉具視も亦公武合體によつて、朝威の恢復を願ふものであるから、堀仲左衛門を延見して、久光に與へる書を託し、『速に京都に入り、公武の間に周旋するやうに』と勧めた。之れに反して江戸

薩摩邸の家老代若年寄菱刈李之助・同留守居汾陽次郎右衛門の二人は、痛く久光の上京を憂ひ、馳せて大阪に來り、久光に見えて、『入洛の儀は思ひ留り、直に江戸に參府さるゝやう』と諫めた。久光は此の言を用ひずして、却つて二人を國元へ追ひ歸してしまつた。支藩佐土原侯島津忠寛も、菱刈等と同意見を抱き、使者を派して京都に入らず、直に參府せらるるやうと勸告した。此等は久光今次の上洛が、如何に世上の耳目を聳動したかを知ることが出来る。

久光の上京を聞いて、最も驚いたのは幕府であつた。久光が一千の手兵を率ゐること既に只事でない。況して京阪の間には、西海・山陽・南海の志士浪士雲の如く集つて、久光の來着を今や遅しと待ち詫びてゐるから、如何なる大變が醸されるかわからない。實に幕府は、久光が一大野心を包藏して出府するものに相違ないとの臆測を下した。殊に京都所司代酒井若狹守忠義は、此等の狀勢に鑑みて、輦轂の下に於て如何なる變事が出来るやも測られないとの想像を描き、十日書を廣橋一位成光・坊城大納言俊克の二卿に寄せ、公卿摺紳の諸國志士と會見しないやうにと忠告をなし、『自然午年八月八日の覆轍を踏み候様の儀有之候ては、以ての外の次第に可有之』と迄威喝を加へ、廷臣の猥りに動搖せざるやうに注意を與へた。然れば堂上摺紳中には、京都は今にも擾亂の巷と化し、雷霆の頭上に落ち來るが如く恐れをなしたのもあつた。

久光の着阪と共に、志士浪士は士氣大に奮ひ、久光の駕に陪從して京都に入らんことを望んで已ま



なかつた。久光は麾下の士十二組を二つに分ち、其の一半を大阪に留めて暗に志士・浪士の牽制に充て、柴山愛次郎・橋口壯助の二士を遣り、『伏見邸は狭隘で、我が従士さへも收容することが出来ない。因つて已むを得ず、其の半ばを裂いて大阪に留めること、した程であるから、諸子を率ゐて上京することは以ての外である。諸君は暫く大阪に留つて、我が爲すところを見よ。今に諸君を用ひるところあるであらう』と諭さしめた。然るに志士・浪士等は久光の甘言に惑ふものに非ず、いづれも快擧の期に後れんことを恐れ、諭告を諾する模様はなかつた。久光は再び奈良原喜左衛門・有村武次の二人を遣はし、『吾等も諸君と同じく大阪に留るものである。若し快擧が行はれる時は、斷じてその機を逸せしめるやうなことはしない。安心して居るがよい』と言はしめた。而して久光は高崎佐太郎・藤井良節の二人を大阪に留め、専ら志士の行動を看守せしめ、久光自身は、兵士の一半を率ゐて十三日淀川を溯り、伏見の薩藩邸に入つた。

久光大阪出發の前日、薩摩廿八番屋に於て、田中河内介・小河彌右衛門・平野次郎・清河八郎・藤本津之助・伊牟田尙平・富田猛次郎等は、久留米の原道太・荒卷羊三郎・鶴田陶司・中垣健太郎・古賀簡二・酒井傳次郎等と集つて事を議した。此の半ばに於て海賀宮門慌しく外間より歸り來り、『大變が起つた。大變だ。大變だ』と連呼する。皆怪みて、『大變とは何事だ』と、視線を宮門に集めると、宮門は額ににじむ汗を拭きながら、『筑前侯（黒田美濃守長）今參觀の途中にあつて、近く大阪

に着かれるといふことだが、侯は久光公が幕府の嫌疑をも憚らず、入洛されるのを氣遣つて、之れは實家の一大事で、傍觀するに忍びないと言つて、伏見に急行して久光公の入洛を諫止されるとの話だ』と、秋月藩邸の田中萬太夫より聞いて來たところを述べ終つた。平野は是を聞くと面色を變じ、『それはいかん。それなら一策を設けねばならぬ』と、遽に起ち上り、『道太一緒に行け』と、原道太を伴つて駈け出さうとした。其の様子を見て清河は矢庭に遮り、『平野待て。筑前侯は御身の建策を容れられることであらう。けれども御身には亡命の罪がある。若し捕へられたらどうするのだ』と。平野奮然として、『尤もだが已むを得ない。只今は大事の場合だ。艱難を躡まなければ、非常の功を立てられぬ。俺は決心した。留めて呉れるな』と。斷つて行く氣か。それなら御身一人で澤山だ。原を連れて何とする。若しも捕へられた場合は御身一人ならず、原にも迷惑をかけねばならぬ。眞木先生も追つ附け上京されることだから、その前に原を失うては先生へ申譯がない。原は連れて行くことはならぬ』と言つて。清河は原に向ひ、『原おぬしは行つてはいけない』と、強て引留めた。平野は又一座を顧みて伊牟田に向ひ、『それぢや伊牟田行け』と、之れを誘ひ、清河は重ねて抑止せんとしたけれども肯入れず、二人は大阪を發して西に向つた。

黒田長溥は、南部侯南部信順と共に島津重豪の男で、久光の大叔父に當つてゐた。久光が諸般の改革を斷行して、齊彬願命の老臣島津左衛門を斥けるに及び、二侯は之を不可なりとして諷諫するところ



ろがあつた。

久光は之を用ひず、それより互に感情を害ひ、私の交際は殆んど斷絶の姿となつてゐたが、久光今回の行動は、實に島津家の存亡に關する大問題で、長溥の傍觀するに忍びざるところ、しかも長溥は、前月廿七日福岡を發して、江戸參觀の途に就き、今や播州路にさしかゝつて居る。久光諫靜のことあるは、素より其の當に然るべきところである。故に平野は長溥に久光諫靜のことなからしめるには、其の駕を筑前に回させるに若くはないと想ひ、十三日大藏谷に赴き、自ら建白書を作り、伊牟田を薩摩の使者と偽り、機密内用の公文を上ると稱し、長溥の旅館に就いて之を上らしめた。建白書の内容は、『今や諸藩の志士京攝の間に充滿し、久光を擁して義舉を行はんとしつゝある。因つて我侯長溥も此の機會に乗じて、久光を携へて京都に入り、戮力皇事に勤められるやう』とあり、又『苦し我侯にして久光の快舉を控制さるゝが如きことあらんか、侯の目前には鮮血迸り、井伊大老櫻田事變の覆轍を踏むが如きことあるやも測り知らない』と、附加してあつた。長溥主従は、之を閲して大に驚き、果して然らば供連れ尠き我が一行にては、防ぐこと能はず、駕を回らすに若かずと一決し、平野・伊牟田を慰撫して退かしめた。二士はうまく行つたと喜び、驛の宿舎に入つて自ら其の勞を慰め、祝盃を傾けてゐるところへ、適々薩摩の藩吏が追跡し來り、二人共に縛し、伊牟田は脱藩の罪によつて國に送し、流刑に處し、平野は長溥の旅館に送つたが、長溥は之を見て縛を解き、衣服を與へ、此のたび

の參觀は恒例によるもので、扈從の士卒少く、非常の難に遭つては如何ともなし難い。因つてこれより一旦歸國して充分の儀衛を整へ、再び出で、朝廷の御爲に盡すつもりだと、優旨以て平野を諭し、長溥の駕に陪せしめて、十五日大藏谷を發し、廿九日福岡に歸着した後、平野を捕へ城西榭木屋の獄に投じた。

廿八番長屋に於ける志士は、いづれも結束を固くして事に當る筈なりしも、自ら其の間に緩急二派を生じ、急激派は、久光恃むに足らず、寧ろ志士のみ結束して義舉を行はんと唱へ、緩漫派は飽く迄久光を擁するのを目的となし、彼の入京を待つて事を擧げるの説にして、其の間に稍々軋轍を生じたのは遺憾であつた。茲に越後の浪士に本間精一郎といふ者があつた。頗る辯才に長じ、此の年の始に長州に出で、諸藩志士の義舉を企てるを聞き、其の一員に加はらんと欲して大阪に來り、身を長藩邸に寄せ、常に廿八番長屋に出入してゐた。然るに訥朴な薩摩隼人及び西海諸藩の志士は、彼が喋々として口舌を弄するのを見て、浮才薄行、力めて容色聲貌を飾るものなりと指彈して已まなかつた。本間は一清河を叩き、相携へて魚屋太平の家に入つたが、此の時橋口傳藏は酒を被り、怒氣を含んで本間を斬らんとした。清河は其の何の故たるを知らなかつた。こゝに適々益満新八郎入り來り、『本間は法螺吹きだ。出鱈目を言つて人を欺き、慷慨以て己れを利するものである。故に薩人は彼を憎むこと甚しい。君は本間を誘うて早く歸りたまへ』と言つた。此等は志士が諸國より集り來りしだけ、



各々風俗習慣を異にし、且ついづれも激越慷慨の士で、感情も従つて鋭敏なれば、事に觸れ、物に當り、行き違ひを生じ、憎惡の念の増したものであらう。

十三日。清河・本間・安積・藤本・吉村の五士は、船を天保山沖に泛べ、妓を乗せ酒を命じ、放歌高吟して傍に人なきが如く、船番所前を過ぎんとした。番士が之を誰何したら、本間・安積の二人は酔に乗じて奇名を名乗り、『之れは長藩の船だ。吾等は松平大膳大夫の家臣だ』と言つた。番士は怪しみながら船を通したが、此度は船中より扇を翳して磨き、恰も番士を擲擻する如きさまをなした。番士は再び之を誰何したるに、本間・安積の二人は、矢庭に船番所に押上り、長劍を掲げて威喝を試みたので、番士等は其の權幕に恐れて遁げ出した。清河等は大笑して再び天保山の邊に泛び、鼓を打ち、絃を鳴らし、唄ひつ舞ひつ、十二分の歡を盡して、薄暮舵を回らして還つた。番士等は潜に一行に尾行して、薩長兩邸に入るのを見届け、薩藩吏につきて一部仔什を物語り、其の何人たるかを質すところがあつた。柴山・橋口等は之を聞いて悦ばず、『彼等は輕躁で、俱に大事をなすべき人物ではない』と言つて、遂に河内介及び小河彌右衛門に謀り、清河等を廿八番長屋より逐ひ出してしまつた。これは一に本間が薩藩志士に憎惡せられたるに外ならざるも、一面に於て急激派と緩漫派との間に間隙を生じた結果であつた。清河は同夜直に安積・本間の二氏を拉して京都に去り、藤本また清河を知れるが故に、義舉に加はりしを以て、清河と行動を共にして同じく京都に去つた。然るに飯居簡平も

藤本と親善で、藤本と同行して大阪に赴きしを以て、獨り留ること能はず、清河等と同行して京都に去つた。而して彼等は竊に久光擁立の義舉を待つたが、寺田屋事變の爲に蹉跌を生じ、各々袂を分つた。

#### 四 久光志士鎮定の命を拜す

四月十四日。近衛忠房は使を伏見に馳せ、久光に向つて、公卿と武士との接見は、所司代の禁ずるところであるが、若し卿にして幕府の嫌疑を恐れることがなければ、吾等も亦議奏中山忠・正親町三條實の二卿と共に、卿と會見したいものだ』と申入れた。久光は此の言を喜び、十六日伏見を發して京都錦小路の薩邸に入り、直に近衛邸に抵つて中山・正親町三條の兩議奏に見えた。時に岩倉具視も會して、久光の意見を徴したので、久光は一篇の意見書を提出するところがあつた。而してその意見によれば、久光は穩和なる公武合體論者で、諸國志士の急激行動は、却つて皇國一統騷亂の基となり勤王の趣意にも適はず、外夷の術中に陥るやうなものであると言つた。且つ之と同時に左の如き建言を附け加へた

一。粟田口宮青蓮院宮・左府公近衛・應司御父子前關白政通・御愼被爲・解度、於關東、一橋・尾張・越前等御愼解有之候様被二仰渡一度事。



一。右御愼解之上、左府公關白職被<sub>レ</sub>仰出、關東は越前中將殿松平慶永大老に被<sub>レ</sub>任度、此儀は家格に付、先例は無<sub>レ</sub>之筈に御座候得共、非常之時節、非常之處置有<sub>レ</sub>之候様、被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候事。

一。田安中納言後見之儀、名有實無き事に御座候間、免許有<sub>レ</sub>之候様被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>度事。

一。安藤對馬守手疵致<sub>レ</sub>平癒愈々出勤仕候由、是は第一天下之人心に關係不可<sub>レ</sub>然事に御座候間、速に退役申付候様被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>度事。

一。久世大和守早々上洛仕候様被<sub>レ</sub>仰渡、前件之儀速に取行候様、屹度被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>度事。

一。前件之儀被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候に付ては、乍<sub>レ</sub>恐朝廷御威光不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>立候ては、幕役共遵奉仕候儀懸念に奉<sub>レ</sub>存候間、大名二三家へ御内勅被<sub>レ</sub>相下、若幕役共違救之趣も有<sub>レ</sub>之候はゞ、速に辨責仕候様被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>度事。

一。越前在職之上、上洛被<sub>レ</sub>仰付、將軍未若年に付、非常之時節、御懸念被<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>候間、一橋へ後見被<sub>レ</sub>仰付、於<sub>レ</sub>關東<sub>レ</sub>朝廷尊崇之道奉<sub>レ</sub>盡、邪正之辨、明白に相立、外夷御處置、天下之公論を以て、永世不朽之明制被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>定、皇威海外に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>振候様相成度奉<sub>レ</sub>存候事。

一。此以後は叡慮之趣、浪人等へ不<sub>レ</sub>相洩<sub>レ</sub>様、御取締有<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>度奉<sub>レ</sub>存候事。

一。浪人共之説、妄に御信用不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在様、乍<sub>レ</sub>恐奉<sub>レ</sub>存候事。

右之條々、至愚之身を不<sub>レ</sub>顧、存慮之趣申上候間、厚く御評議被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>盡、御取用に相成候儀に御座候はゞ、一日も早く敕命あらせられ度御事と偏に心願に御座候。

四月十六日

源 久 光 拜

敬 白。

中山・正親町三條の兩議奏は、之より直に久光上京の趣意を叡聞に達したところが、主上には嘉納あらせられて、尙ほ京都に留つて諸藩急激志士の鎮撫に努めるやうにと、左の勅諭を賜つた。

浪士兵蜂起、不穩之企有<sub>レ</sub>之候處、島津和泉取押置候旨、先以叡感被<sub>レ</sub>思候。別而於<sub>レ</sub>御膝元不<sub>レ</sub>容易<sub>レ</sub>儀於<sub>レ</sub>發起者、實は被<sub>レ</sub>惱<sub>レ</sub>宸襟<sub>レ</sub>候事に候間、鎮靜有<sub>レ</sub>之様思召候事。

久光上京の趣意は、幕政改革の勅を奉じて關東に下り、公武の合體を謀るにあつたが、諸國志士鎮撫の勅命を辱うしたので、久光は一旦伏見に退き、翌十七日堂々と錦小路の薩邸に入り、暫く京都に留ることゝなつた。

これまで勅諭を一諸侯に下して、志士の鎮撫に任ずるが如きは、未だ曾て其の例を見ざるところであつた。況して久光は藩主にあらず、たゞ薩摩侯の後見役で、一支藩主たるに過ぎない。それで此の如きは幕府數百年の歴史を破壊するの甚しきものと言はねばならぬ。當時國家の安寧は幕府の司るところで、京都の治安は一に所司代の職掌である。然るに直に勅命を久光に傳へるが如きは、實に幕府を輕視するの甚しきものである。しかも事ここに至つたのは、久光の入洛前、岩倉具視が密に所司代酒井若狹守に面して、久光上京の意味は、決して都下を騷擾せしめる爲ではない。志士・浪士の奮激を鎮定するには、彼を措いて他に然るべき人物がない。故に速に久光を招いて變を未然に防ぐこと、したらうであらうと説いた。所司代も亦思ふところがあり、近衛忠房等の久光引見を默認すること



した。又京都摺紳の多くも、久光の穩和な公武合體論を聞いて、彼の意見に従ふ時は、京都の勢力を増し、且つ諸國志士の騷擾を避け得るものと思ひ、最も機宜に適した議論なりとして歓迎した。而して朝廷に於ては、久光の建言に基いて、十七日傳奏より命を所司代に下し、閣老久世大和守に上洛するやうにと關東へ傳へしめた。

之より久光は小松帶刀・中山中左衛門等を中山・正親町三條・岩倉等の摺紳家に入らせしめ、専ら公武合體の周旋をなさしめると同時に、勅諭を畏みて薩藩志士中の急激派及び諸國志士浪士の鎮撫に任ずることゝなつた。十七日久光は堀仲左衛門・鶴木孫右衛門に命じて、藩士中の急激なる者に對して、己れが近衛家に伺候した顛末を報じ、暫く陰忍して時期を待つやうにとの書を送らしめ、尙ほ之れのみでは満足することができないので、奈良原喜左衛門・有村武次の二人を下阪せしめ、親しく諸士に會して、『久光の大策總て嘉納せられ、朝議によつて久世閣老を京都に召すことになつたから、快舉を思ひ止るやうに』と、告げしめた。

志士等はこの言を聞いて痛く失望し、『自分等の取る物も取り敢へず、急ぎ上京したのは、久光に對して大なる望みを抱き、一刀兩斷、以て皇政一新の舉に出づるを欲した爲である。然るに久光今日の有様は何事ぞ』と罵り、不覺の涙を流し、有馬新七・田中謙助・田中河内介・小河彌右衛門等は、久光の言を聞いて大に憤慨し、『吾等は始より一命を捨て、皇國に盡さんと欲して居るのだ。然るに此の

期に及んで逡巡せば、絶好の機會を逸してしまふことになる。之は寧ろ權道を以て京都に上り、一舉して九條關白・酒井所司代を襲ひ、相國寺に赴きて青蓮院宮の幽屏を解き、宮を奉じて參内し、詔を久光に下して滯京を命じ、三百諸侯に檄して其の上京を促し、集議によつて國是を決し、幕府に朝命を下すこととしよう。幕府が若し朝命を拒むなら、違勅の罪を責めて立どころに誅伐を加へよう。此の如くすれば、吾等の權道は久光の正道と相倚り、初めて大義を貫くこととなる。今日の場合は非常の手段を行はねば、非常の功を奏することは出来ないのだ』と、意氣大に昂り、之を各藩志士に告げ、いよ／＼十八日の夜を以て快舉を行ふことに決し、竊に其の準備に着手したけれども、整はずして廿一日に延期した。

一方に於て久光は、奈良原・有村の二士を遣したるも、志士等鎮定せざるを以て、十九日更に大久保を下阪せしめた。大久保は橋口・有馬・田中河内介・小河等を慰撫して、『久光公にして盡力せられるところがあれば、従つて御身等の尊王心も達せられるといふものである。而して之より皇城の守備も嚴重にしなくてはならないから、御身等は進んで其の任に當るべきである』と言つた。志士等は之に對して、『成る程言はれる通り、皇城の守衛に當るのは、臣子の分として面目此の上もないことである。けれども吾等は一身の榮辱によつて義舉を行ふものではない。邦家の大事を思へばこそ思ひ立つたのである。今や天下は無事で、人々は因循姑息に陥つて居る。よつて吾等は先づ奸徒を屠り、泰平



の酔夢を醒すのである』と言つた。大久保また、『御身等の言ふところは尤もである。けれども急激な行動は成功の道でない。先づ朝廷を輔佐して皇威の恢復を圖るに若くはない』と、飽く迄も緩慢な公武合體を述べ、志士の期する幕府討滅・王政復古とは、同日の談ではなかつた。柴山・橋口等は、大久保の言に徴し、到底議論によつて久光の意見を翻へすこと能はざるを知り、唯々として大久保の言に服するものの如く粧ひたれば、大久保は廿一日京都錦小路の藩邸に歸り、橋口・柴山等との會見顛末を報告するところがあつた。

五 和泉守の着阪と志士の首途

志士等は久光の命に服するどころか、之と反對の行動に出で、遂に議を凝らし、京都進撃の部署を左の如く定めた。

第一隊を先鋒隊とし、魚太にある薩藩志士、及び廿八番長屋にある諸藩志士の一部を以て之に充て、第一隊は先發して淀川を溯り、伏見寺田屋に入つて準備を整へ、直に京都に向つて進撃し、九條關白邸を襲ふこと。

第二隊は小河彌右衛門以下岡藩の人数を以て之に充て、一同は夜に入つて伏見に上陸し、直に京師に進撃して前軍を翼くすること。

第三隊は長州勢を以て之に充つ、第一隊・第二隊と策應して、九條關白邸に火揚るを待ち、酒井所司代に討入ること。

此の中久留米藩の原道太以下六人は、田中河内介の第一隊に加はり、九條關白邸を襲ひ、土佐の吉村寅太郎等三人は、機に臨みて應援することになした。而して柴山・橋口等は、若し機密漏洩するときは立どころに失敗に終るであらうと、總てを秘密裡に進行せしめた。久光守衛の任にある激派の巨魁有馬新七・田中謙助等は、十二組の久光守衛隊中の人物を物色して、竊に快舉に加はらんことを勧め、左の十七士の締盟を得た。

永田佐一郎・谷元兵右衛門・大山彌助巖後の公爵・橋口吉之丞・林庄之進・岩元勇助・是枝萬助快・有馬休八・岸良俊助・西郷眞吾従道後の侯爵・深見休藏・吉原彌次郎重・三嶋彌兵衛通庸後の子爵・柴山龍五郎景綱・森新兵衛・篠原冬一郎國幹・吉田清右衛門

此の外、薩藩より醫術修業に上阪した松田東園も加はることを約した。此に於て一同は廿日夜船を備ひ、天明を待つて出發せんと欲し、之を大阪長州邸内の堀眞五郎に通じ、眞五郎は又京都長州邸に移つた久坂玄瑞に報じた。玄瑞は之を京都留守居役宍戸九郎兵衛に謀りしに、折良く浦靱負父子手兵數百を率ゐて伏見に達したるを以て、突戸は靱負に快舉のことを語り、靱負は禁闕の守衛に任じて、陰に義舉を援くることを約した。

然るに茲に端なくも機密の漏洩を見た。佐土原藩の志士富田猛次郎・池上隼之助の二士は、義舉の期日切迫せるを以て、大阪の佐土原藩邸に就いて旅舎の費用を借り、且つ同邸に残せる武器を取出さんと思ひ、相携へて留守居を訪れしに、留守居は早くも快舉の日の迫れるを察し、人を派して京都錦小



路の薩邸に斯くと急報した。之によつて久光の警戒は益々嚴重となり、横目に命じて虚實を探らしめることとなした。

志士等は廿一日を壯舉の期日と定めるところ、準備整はずして翌廿二日に延期し、宮地宜藏を上京せしめて、長州邸の久坂と連絡を取らしめたるに、宮地の下阪廿二日朝となり、此の日も壯舉を行ふこと能はず、再び廿三日に延期し、又海賀宮門を遣し、久坂に其の旨を通ぜしめ、海賀は久坂の一隊に加つて、京都より出動することとした。

快舉の期既に迫り、志士等は書翰を認めて郷里に送り、父母兄弟に永別をなす者もあり、詩歌を留めて辭世となす者、或は刀槍を磨く者などあつて、意氣軒昂であつた。大山彌助の如きは槍術では一流の名人だつたから、長槍を提げて快舉に加はらんと欲するも、槍は什長藥丸半左衛門の部屋にあつて、容易に取り出すことが出来なかつたのを、彌助の友人是枝萬助之を聞き、從士等の眠りに就きしを待つて忍び入り、竊に半左衛門の枕頭より奪ひ去り、溝渠より出して彌助に與へ、彌助は欣然として長槍をかつぎ魚屋太平の家に飛込んだ、

此時に當つて、和泉守は男菊四郎・門下生淵上謙三・吉武助左衛門の三人を隨へ、卒然として大阪に着いた。實に廿一日であつた。

和泉守は前月三十日薩摩藩廳の允許を得て鹿兒島を發し、海上大風雨に遭ひしも善く艱難に堪へ、六

日土々呂に到り、海路七日で佐賀關に達し、更に漁舟を備つて海に泛ぶこと七日、廿日初めて兵庫に着し、一たび湊川に到つて楠公の墓に詣で、再び乗船して廿一日大阪に着いたのである。彼は先づ薩摩邸を訪れて、留守居役松崎次右衛門に面會を申入れたところ、松崎は病氣と言つて會はなかつた。因て同藩邸の永井清左衛門に會つて、『有馬新七に逢ひたい』と、申入れたけれども、義舉切迫の際なるを以て、『そんな人物はゐない』と、面會を斷はれた。和泉守は已むことを得ず同邸を出ると、途上に於て一人の武士に出逢つた。武士は暫く和泉守を凝視して、『眞木先生ではありませんか、しばらくでした』と、慇懃に會釋した。和泉守も近づいて之を熟視すれば、嘗て水田來迎寺にあつて、祖芳と稱した禪僧であつた。和泉守も、『これは暫く』と、會釋を返した。此の祖芳は元薩摩の出で、今は還俗して鶴田應助と稱し、藤井良節工藤左門に隨つて上阪し、薩邸内に留る一人であつた。よつて和泉守は鶴田を頼んで、己が來阪せる次第を藤井に通ぜしめ、和泉守自身は、薩邸の西隣松屋に投じた。暫くすると柴山愛次郎・橋口壯介・田中河内介の三人は、大急ぎで松屋に遣つて來た。

和泉守の着阪した時は、河内介等の義舉策既に熟し、將に明日を期して發せんとする際であつた。

河内介は翌廿二日和泉守を廿八番長屋に延き、義舉策の方略を洩した。彼の日記に曰く、

廿二日。晴。朝柴山來曰。有事急。請公一人會東隣。到焉。田中河州・小河彌已下皆在焉。我諸氏亡命者六人。亦在于此。簇々如霞。相逢喜甚。此所謂二十八番塾也。



廿八番長屋には、田中河内介の一行、小河彌右衛門の同志廿餘名、柴山・橋口等薩藩亡命の者數名、和泉守門下の原道太以下六名も座にあつた。是枝柳右衛門は、たま／＼附骨疽を患ひ、切斷治療を施しながら、病苦を冒して席に列つてゐた。

河州南面。是枝・柴山・橋口西面。小河北面。予東面。座定。河州謂予曰。泉公久之學甚緩。而搢紳之執奏者非其人。又九條公多私。恐不能了。勸旨也。欲襲九條家而斃之。以擬搢紳之膽。使中之革面一新矣。

河内介先づ開口一番して、『久光公の公武合體は吾々に取つて甚だ手緩いことだ』と、痛罵を浴せかけ『此の如くして、何ぞ王政復古の大業を成し遂げられようぞ。そのみならず、執奏の公卿以下其の人を得てゐない。因て吾等先づ九條關白を襲つて反復諸卿の膽を挫き、然る後に搢紳堂上を革面一新し、勤王の大業を達成しなくてはならぬ』と演べた。

予低首思之。未了其意。曰。斃九條公甚易。然未見其佳。非固奏大舉。則不能成事也。豈有納約之屬耶。

和泉守は未だ京阪の事情が充分に飲込めてゐなかつた。故に彼は諸藩大舉して京都に上り、有爲の公卿を得て、其の志のあるところを天閣に達し、勅命を久光に下して、彼を急激派の首領に擁し、秩序的に事を擧げるものとばかり思つてゐたから、何故斯かる非常手段に出でなくてはならぬかと反問した。

河州佛然易色曰。納約之屬即在焉。今日之事。非口舌之所能動也。特當以業成之而已。是枝亦喋々。小河

開卷于予左以示之。予拜而讀之。蓋奏案也。其書曰。天下之事。業既如此。臣等宜以權討某氏之奸。且擁

一品親王青蓮院宮入朝。陛下與親王決議。遽辟島津委之。予讀訖曰。始了焉。蓋今日之妙策也。予雖不肖。率

我子弟而從事也。

河内介は、『今日の場合非常手段に訴へるより道はない』と言つて、久光が浪士鎮撫の勅命を拜したることを語り、『此の上は吾等は權道によつて事を擧げ、青蓮院宮を幽居より奪ひ、上奏を経て詔を下し、久光に遅緩の説を翻へさしめ、然る後討幕の擧に出るのである』と言つた。和泉守は既に前年の末に於て、『義舉三策』を脱稿して、義徒のみによつて事を擧げる得失を論じ、之を下策となしてゐた。然るに事情は今や眼前に迫つてゐて、如何ともなすべしやうがない。よつて彼は河内介の意を了して、『蓋し今日の妙策だ』と、賛意を表し、『身不肖ながら子弟を率ゐて従はん』と、誓約した。

柴山・橋口又謂予曰。昨當擧事。而有所碍。故期此夜。公幸來。願煩第一隊總督之任。予固辭。河州。是枝。小河強之。不を得已而諾。晡前租八軒長屋。宿京屋。夜原以下六人亦來宿。始爲二十人。

かくて和泉守は辛うじて義舉の前日に着くことが出来、而して仰がれて第一隊の總督となつた。第一隊は既に述べたやうに先鋒隊で、快擧の重任を擔ふものである。彼の選ばれて其の總督に推された所以のものを察するに、彼が如何に志士・浪士中に重望を負うてゐたかを知ることが出来る。

明くれば廿三日。和泉守は一行十人の外に、田中河内介・中村主計・千葉郁太郎の三名を加へ、船を



同じくして伏見に溯つた。有馬新七以下薩藩同志及び佐土原藩の富田猛次郎・池上隼之助等も亦相前後して出發した。

廿三日。晴。昨河州約買艇與予等借乘。船不來。促之。河州等步而來俟艇。艇遂不來。予買艇。皆乘之。實十三人矣。鼓旗火藥行燈亦載之。皆裸而不禡。予毀其疎鹵。

之は和泉守の日記による出發の光景である。大阪薩藩邸に於ては、彼等急激志士の行動を監視しつゝ、あつたが、頗る不穩の状があるので、直に京都に急報するところがあり、久光は再び奈良原喜左衛門・有村武次を派遣した。二士の大阪に着したのは廿三日朝で、有馬・田中助謙は同志を率ゐて四艘の河船に分乘し、和泉守等諸國志士と共に、既に淀川を溯つた後で、廿八番長屋には小河彌右衛門・田中瑛磨助二人留り、久光從士の室には守衛什長永田佐一郎又に伏し、冷き戸となつて横つて居るのみであつた。永田は始め有馬新七等の急激黨に與し、後其の輕舉を悔いて、將に發せんとするに臨みて、有馬等を諫めしも用ひられず、しかのみならず己れの部下有馬休八・岸良俊助等は急激黨に與して、有馬等に從つて脱出せんと企てた。永田は爲すところを知らず、槍を捻つて有馬・田中助謙を突かんとしたるに、却て座にある者相顧みて嘲笑するに至つた。茲に於て永田益々憤激して、槍を傍にある柱に突き立て、其の柄を纏つて柱の下に座し、小刀を抜いで自ら屠腹した。奈良原等は此等の有様に打驚き、高崎佐太郎正風後の男爵を京都に急派し、己れ等は小河・田中瑛磨助を詰問したるに、小河等は已むを得

ず義舉の實情を告げ知らせた。奈良原は益々驚きしも、態と小河等を慰撫し、今後の事は伏見の留守居本田彌右衛門に御相談下さるやう』と諭し、自分等は急いで淀川堤に出で、馳せて有馬新七等の一行を追うた。此の時まで大阪の薩藩邸に留つてゐた藤井良節・守衛頭北郷作左衛門等も、此等の急變に驚き、情を久光に報せんと上京の途に就いた。

### 六 寺田屋の争闘

薩藩急激黨を乗せた四艘の河船は、相前後して淀川に泛び、二番船は大阪を距る三里ばかりのところで溯つてゐた。堤上をひた走りに急いで來た奈良原・有村の二士は、近づくに従つて聲を揚げ、『其の船待つた。其の船留れ』と、幾たびか叫んだ。其の聲は漸くにして船に通じたか、次第々々に岸近く漕ぎ寄せて來た。舳には是枝萬助が突立つて居る。

是枝『船を停めるのは御身達か。何用だ。早く言へ』と、叱るやうに言つた。

奈良原『吾等は久光公の命によつて、御身等を停めるのだ。是より直ぐ様引き返せ』。有村『天下の事は一藩の力に恃まなければならぬ。御身達は輕舉を慎み、大阪に引返し、久光公の命を待つことにしなければならぬ』と。

船中の諸士は之を聞くと大に激昂し、



甲『久光公が何だ。公武合體が何だ。吾等は皇軍の爲に馳せ向ふのだ』。

乙『九條關白を屠るのだ』。

丙『所司代邸を焼拂ふのだ』。

丁『手緩い久光公のなされ方が氣に喰はぬのだ』。

戊『腑甲斐無い久光公だ』。

と口々に久光のなすなきを罵つて已まなかつた。奈良原は強て之を抑へんとして焦り氣味となり、『御身達は久光公の命を背くのか』と、一喝した。萬助は之を聞いて憤然として、備前祐定の一刀を抜き放ち、『公命が何だ。吾等は皇軍の爲に命を捨てるのだ。俺は嘗て御身に劍を學んだけれども、斷つて留め立てすれば師弟の情誼も糞もあるものか。御身等二人を斬つて首途の血祭にするのだ』と、劍を按じて奈良原を斬らんとした。奈良原も此の言を聞いて怒り心頭より發し、『何だ。小僧生意氣な』と、同じく刀を抜いで之に應ぜんとし、白刃將に交さんとしたが、船にあつては吉田清右衛門・篠原冬一郎・林庄之進等萬助を遮り、堤上にては有村、奈良原を抑へ、僅に事なきを得た。

斯くて奈良原・有村の二士は再び堤上を急ぐ。時に薩藩急激黨を乗せた第三番船復臻る。船中にある田中謙助は、二人を見て、彼等は吾等の壯舉を妨げるものに相違ない。若し急行して久光に報ぜんか吾等の大事は空しく去る。よし彼等を狙撃しよう、傍に在る十匁銃を取つて奈良原に擬した。謙助

は野村流の砲術に練達し、百發百中の名人なのだ。奈良原の一命は恰も風前の燈火の如く、かかつてこの一發にあつた。適々謙助火繩を忘れ、腰に下げた手拭を裂き、爐灰を入れて縋いて索となし、火を點して發せんとしたが火忽ち消えた。此の如くすること兩三回。奈良原遂に標的より遠ざかり、危い一命を遁れた。

四艘の河船には各々酒を積み、志士等は滿を引いて高聲に俗謠を唄ひ、或は詩吟をなす者もあつた。殊に江戸より來た者は、彼の地流行の俗謠を唄ふを以て、船中拍手して妙を稱した。程なく三番船まで淀川の大橋に着いたので、衆皆上陸して傍の茶店に憩ひ、鰻を嚙つて四番船の來着を待つことゝなつた。時に藤井良節早駕籠を飛ばして來る。けだし急を久光に告げる爲である。良節駕を駐め、素知らぬ顔して一行に向ひ、『御身達は何處へ行く』橋口壯介『京都へ行く。御身はいづれへ行かれるか』。良節給いて曰、『弟彌八郎上井病氣危篤と聞き、京都へ急ぐのだ』と。彌八郎も亦今回の壯舉に加盟の約をして居る者、壯介は其の病篤しと聞き、『吾等は今宵を期して快舉を決行するのだ。之を令弟に傳へて慰めて呉れ』と言つた。良節諾して去る。良節去つて一興復飛ぶが如くに來る。柴山龍五郎就いて問へば、高崎佐太郎であつた。高崎は此の間の情報を、京都の久光公に齎すのであつた。橋口壯介之を望み見て、『おゝ高崎だ。佐太郎を殪せ』と疾呼した。森山新五左衛門・阪元彦右衛門・山本四郎等聲に應じて起ち、刃を高崎に向けんとした。龍五郎は之を遮り、『待て。待て。一人の高崎を殪すも



何の益があらう。止せ。止せ』と言つた。高崎は之に因つて虎口を遁れるを得た。續いて柴山愛次郎等に乗せた四番船も到着し、一同は伏見蓬萊橋前の逆旅寺田屋に入つた。薩藩士の一行は其の數凡そ四十名に達し、寺田屋の階上に在つた。和泉守の一行十三名も薩藩士に少しく後れて伏見に着し、同じく寺田屋の裏座敷に入つた。

高崎佐太郎は同日申の刻入京して、久光に謁して志士等奮起の狀を語り、既に淀川を溯り伏見に到着したと告げた。久光はこれを聞いて大に怒り、『彼等は予の命に背くのか。予は浪士鎮撫の勅命を拜してゐる。然るに予の家臣より事を發するは恠しからん、違勅の責めは免れ難い』と歎息し、遽に小松帶刀・中山中左衛門の二人を近衛家に遣して、事情を陳べしめるところがあつた。時に堀仲左衛門來つて、久光に志士の處分を問ふ。中山中左衛門又歸り來つて同じく志士の處罰を促す。久光曰く、『其の罪は赦す譯には行かぬ。けれども其の心事は惡む事は出來ぬ。誰か遣つて首謀者數人を予が面前に率ゐて來れ。予は彼等を説服するであらう。人を遣るには大勢を向はせては爲に悪い。小勢を遣せ』と。堀重ねて問ふ。『若し命に應じなければ、如何しよう』と。久光曰く、『己むを得ざる時は臨機の處置に出でよ』と。是に於て堀等は奈良原喜八郎繁後の男爵・江夏仲左衛門・鈴木勇右衛門・大山格之助後の男・森岡清左衛門純昌の男・鈴木昌之助男爵・道島五郎兵衛・山口金之助の八士を選びて鎮撫使となし、伏見へ向はしめた。けだし此等八士は急激派の首領有馬新七・田中謙助・柴山愛次郎・橋口壯介等と

深交があり。必ず平和の解決を見られること、思つたからである。一行の將に發せんとするに臨み、上床源助は強て同行を望み、槍を提げて列に加つた。

寺田屋に入つた薩藩志士は、先づ晚餐を了つて人員を檢め、壯舉の方略を議して五人を伍となし、互に統屬することに決して部伍全く定る。仍て團飯を作らしめて腰に纏ひ、草鞋を穿く者、胴巻を着ける者、籠手脛當をなす者、或は蠟燭を串に貫きて夜討に便ならしめる者もあつて、準備漸く整ふ。時に鎮撫使の一行は竹田街道と本街道を二手に分れて伏見に着し、志士等の寺田屋に屯せることを探知した奈良原喜八郎・道島五郎兵衛・森岡清左衛門・江夏仲左衛門の四士は、先づ寺田屋に入り、主人伊助を麾いて、『有馬新七に會ひたいから取次いで呉れ』と言つた。寺田屋の僕は直ぐさま二階に上つて其の次第を告げた。すると、『新七は居ない。面會したいと言ふは一體誰だ』と。橋口傳藏の囁みつくやうな聲が聞えて、更に面會する模様がなない。江夏・森岡の二人が階段を登つて様子を窺ふと、志士等は今將に出發せんとして頗る雑踏を極めて居る。二士は適々柴山愛次郎の座にあるを視て、『其處に居るのは柴山ではないか。俺等は御身と田中・有馬・橋口壯介の四人に逢ひに來たのだ。別室で逢つて呉れまいか』と言つた。之を聽いて有馬新七は速に立ち、田中・橋口・柴山の三士續いて立ち、階段を降りた。奈良原喜八郎は四士に向ひ、『御身達は先づ我が言ふことを聞け。俺等は久光公の命を奉じて此處に來たのだが、公は御身達を錦小路の邸に召されるのだ。速に上京せい』と冒頭して、久



光の京都に於ける状を語り、且つ偽つて、『久光公も御身等と同説だから、一藩戮力して事を擧げなくてはならぬ。それまでは今度の企ては思ひ留るやう』と力説した。有馬等は之に對して、『俺等は中川宮の召によつて京都へ上るのだ。それが濟んだ後に久光公の命に従はう』と、いつかな肯き入れず、問答は再三繰返されたが少しも捗らなかつた。鎮撫使は次第に激昂して、

『何と言つても久光公の命に従はぬのか。國父の命に背く者は潔く切腹せい』。

『中川宮の命を果さぬ間は厭だ。それが濟んだら國父の面前に割腹しよう』。

『俺等は上意討ちの命を受けて居るがどうぢや』。

『苦しうな』。

道島五郎兵衛は憤然として、『御身等は何うしても肯かぬといふのか』。謙助曰く、『最早何うするともならぬわい』。此の言葉が未だ終らざるに、五郎兵衛は、『上意だ』と大喝して、抜打に謙助の眉間を斬つた。之より前、大山格之助・鈴木勇右衛門父子・山口金之進・上床源助の五士も、亦此の席にあつた。山口金之進は竊に刀を按じて柴山愛次郎の背後にあつたが、謙助の倒れると同時に、大喝一聲、紫電一閃すると見れば、愛次郎の肩に斬りつけ、双先は左右の肋に達した。新七は之を見ると大に怒り、忽ち鞘を拂つて五郎兵衛に迫つて來た。二人は闘ふこと三四合。互に淺手を負ひ、新七の刀は中段より折れ、新七は副刀を抜く違がない、徒手にて五郎兵衛に組付き、グングンと壁へ壓しつけた。そこ

へ階上より橋口吉之丞の降り來るを見て、新七は吉之丞を顧み、『オイ吉之丞、俺と五郎兵衛とを田樂刺しに刺殺せし』と言つた。吉之丞は聲に應じて二人を貫いた。

大山格之助は大刀を按じて、階下の傍に伏し、下り來る者を待つ。時に弟子丸龍助階下の喧騒を聞き、きて階梯を下り來る。格之助其の腰を薙ぐ。創甚だ深い。龍助屈せず、主水正清の刀を揮ひ、奮闘することしばらく、終に亂刃の下に斃る。橋口傳藏亦階梯を下り來る。格之助横に其の足を薙ぐ。傳藏重傷を被るも屈せず、奮闘多時、鈴木勇右衛門の横鬚を斬つて耳を落し、鋒先鋭くして當られなかつた。勇右衛門の男昌之助父に代つて闘ひ、遂に傳藏を殲した。西田直五郎は階梯の近くに座を占め、是枝萬助に牛皮卷を被せてゐたが、階下に争闘の聲起るを聞き、刀を提げて階梯を下ること一二段、上床源助槍をひねつて下より突く。西田轉落したるも少しも屈せず、双先筋の如くなるまで奮闘して息絶えた。森山新五左衛門は、鎮撫使の來れる時出でて厠に在つたが、有馬等一味の激闘するを見て、直に一尺三寸の副刀を抜いで敵中に驀進し、戦ふこと暫く、數十創を被つて斃れた。

橋口壯介は肩より乳まで斬り下げられ氣息淹々たるものがあつた。奈良原喜八郎も亦肩に創を負ひ返り血を浴びて壯介の傍に立つてゐた。壯介は喜八郎を顧みて、『水を一盃呉れ』と言つた。喜八郎諾して之を與へしに、壯介は快く一飲して、『お、奈良原か、俺はもう助らぬ。けれどもあとにはお身達か控へて居る。今より後天下の事は君達に頼んだぞよ』と、言ひ訖つて瞑目した。



## 七 和泉守薩藩急激士を諭す

寺田屋の變は、事唐突の間に起り、同家の羈客は劍戟相打つ音、白刃の閃くさまを觀て大に驚き、先を争うて遁れて蓬萊橋を渡る。適々大牛の車を牽いて橋上を過ぐるあり、轟々として羈客の器々然たると相和し、恰も軍旅の殺到する如きものがあつた。階上の志士は之を聽いて、『敵兵襲ふ』と言つた。中にも美玉三平の如きは、『伏見奉行は兵を派して、寺田屋を焼打にすることに決した。夫れ階上に梯子をかけた。各々御油斷あるな』と叫んだ。一座爲に戒心し、河野四郎左衛門・坂元彦右衛門・町田六郎左衛門の三士は各々白尾家の大柄の槍を握り、大山彌助・篠原冬一郎の兩士は、梅田家の細柄の長槍をしごき、其他孰れも刀を提げて之に備へ、富田猛次郎・池上隼之助も亦槍をひねつて、『敵は何處だ』と叫んだ。此の如くして淀川に面せる樓窓より下を覗ふ者あり、又階梯を下らんとする者あり、頗る雜踏を極めた。是枝萬助はさきに西田直五郎より被せられた牛皮の腹巻を着け終つて、階梯を下らんとして下を見た、階下には不斷萬助と仲の善い上床源助がゐた、源助は頻に首を左右に振つて、『下りてはいけない』といふふりをして見せた。萬助は之を見て稍々躊躇の色があつた。すると萬助の兄柴山龍五郎は兼定の一刀を提げ、萬助を押し除けて階梯を下らんとして階下を見下した。下には鎮撫使等各々血刀を提げ、衣服には紅を浴び、形相凄じく階梯を下るものを待つてゐた。

階下にある奈良原喜八郎は、龍五郎を仰ぎ見て手を拍き、『龍五郎待て』と言つた。『オ、奈良原か何の用だ』と、問ひ返した。奈良原は又、『龍五郎暫く待て。俺達は久光公にお考があつて御身達の企てを、思ひ留らせるやうに吩咐つて來たのだ。これより俺と一緒に京都の邸に參れ。若し命に背かば上意討に致せとの御命令だ。同志討としては皇國の爲にならぬ。俺の言ふことを聽け』。『さうか。それでは久光公の御考といふのはどうだ』。『公には御身達に御同意だぞ。新に計畫を立て直されて、御身達と事を共にされるのだ』。志士等は簇々として龍五郎の背後に現れ、『嘘だ。久光公の御意見は吾々とは違ふ。吾々之からひた押しに京都に出懸けるのだ』。奈良原は終に雙刀を地上に抛ち、一同に向つて、『止め。思ひ止つて呉れ。頼む。頼む』と言ひ、今度は合掌して、『御身達は未だ俺の言ふことを信ぜぬか。早く和解して錦小路の屋敷へ行け』と言つた。龍五郎思へらく、奈良原も素より勤王の志士である。然るに吾等を阻止すること此の如し。必ず深き理由の存するものがあるに相違ない。暫故に奈良原に向ひ、『久光公は果して吾等に同意か。それが誠なら俺達も皆と改めて協議しよう。暫く待て』と、龍五郎は座に復して、階上の同志と議するところがあつた。或者は曰く、『斯くなつては致方がない。久光公の面前に於て潔く割腹しよう』。他の者は曰く、『久光公に陳情して、吾々の志を遂ぐることしよう』。又曰く、『鎮撫使と刺違へて死なうではないか』と。議論紛々として容易に決すべくもない。奈良原は遂に階上に進み來り、御身等早く決心せよ。俺等は公命に従はぬ有馬・柴山・橋



口・田中の四人を斬捨てたけれども、御身等には何の罪もない。一刻も早く久光公の御面前に於て申開きをするがよい』と、説諭甚だ力めた。諸士再び議するも議論區々に別れ、決せざること始に同じく、時刻益々移る。奈良原は又曰く、『早く錦小路の御邸に參るがよい。公に頼つて再舉を計る決心をなすのだ』と、再三促せども、諸士等議決する能はず。奈良原に向つて暫く階下にあつて待たんことを請ひ、奈良原も已むを得ずして階梯を下る。

薩藩士と室を異にして、寺田屋の裏座敷にあつた和泉守の一行十三人は、孰れも晚餐の膳に向ひ、和泉守先づ酒を命じ、菊四郎等と相獻酬して竊に永訣の意を偶した。暫くして晚餐も終り、團飯を袖に入れて草鞋を穿き、準備全く終りたるに、忽ち喧騒の聲起り、啼くが如く、喚くが如く耳を掠めた。和泉守等は幕吏の闖入ではないかと危ぶみ、十三人聚つて一團となり、若し其の時は目釘の續く限り、戦つて斬死せんと覺悟を極め、再び耳を濟すと、罵聲怒聲相交つていよ／＼高く、竊に之を窺ふと、階下に於て數人亂闘して白刃を閃かし、撃つて火を發し、恰も電光の激するが如きものがあつた。和泉守は之を凝視して、『オ、あれは薩人同志の喧嘩だ』と言つた。すると酒井傳次郎は雙手を擴げて和泉守の前に進み、『先生の德音であの闘ひをお停め下さい』と言つた。暫くして闘は罷んだ。やがて原道太は後房を指し、『先生あちらに誰かゝるやうである。顔面を傷けられて血を浴びて臥して居る』と言つた。和泉守は之に近づき見るに、さきに道島五郎兵衛の一撃に倒れた田中謙助は、漸く蘇生し

てここに來てゐるのだつた。和泉守は、『謙助君ではないか。何うしたのだ』と訊ねた。田中は身を起さんとして藻掻きつつ、『刀を借せ。刀を借せ』と言つた。和泉守は再び、『何者にやられたのだ』と、問ひしに、『イヤ氣遣ひ給ふな』と、田中は襖の蔭に倒れ伏して氣息淹々たるものがあつた。原道太等は、手拭を割いて謙助の創を裏み、薬と水とをすすめた。然るに劍戟の聲新に起り、闘ふこと初の如く、和泉守は行きて停めんと思つた。時に戦再び罷み、やがて誰とも知らず、白刃を掲げて裏座敷に遣つて來て、『田中河内介殿に御意得たい』と言つた。それは鎮撫使の一人奈良原喜八郎であつた。奈良原のこゝに來りし所以は、階上の諸士決せざるを以て、河内介に久光の志のあるところを告げ、階上の諸士と共に、錦邸に伴はん爲であつた。和泉守之を諾ひて河内介を遣したるに、河内介は暫くして歸り來り、和泉守を麾く。和泉守座を起たんとしたるに、酒井傳次郎・吉武助左衛等同じく身を起し、和泉守を案じて、『先生お伴致しませう』と言つた。和泉守は手を舉げて之を制し、單身廊下に出でたるに、死尸狼籍、血滑かにして座すべきところもない。奈良原は和泉守を迎へて一揖し、『久光公も御身等と御同意だから、錦小路の屋敷へ參られて、御意見を陳べられるやうお願ひ致したい。又二階の者共が久光公の御前へ行かうとせぬのにはほと／＼困つてゐる。貴殿より今晚のところは思ひ止つて、京都の薩邸へ參るやうに諭して下さるまいか』と頼んだ。和泉守固より久光の同意を信ずるものではない。然れども今や薩藩急激黨の巨魁悉く殞れ、義舉策遂に頓挫したるを以て、其の已むを得ざるを思ひ、



奈良原の言を了承して別階より階上に現はれ、『諸君暫くお鎮り下さい。予は眞木和泉守で御座る。少しお話し致したいことがある。お聞き下さるやう』と言つた。是に於て諸士は喧騒を止め、和泉守の言に耳を傾けることゝなつた。因つて彼は徐に口を開き、『今奈良原氏より承れば、今宵の義舉は久光公も御同意と申すことだ。けれども今晚は時刻後れて致し方もあるまい。故に諸君は一度錦小路の薩摩邸に赴き、久光公にお詫致され。攻略のことは公に聽いて、明日を待つて御相談いたされては如何で御座る』と言つた。諸士始めて其の言に従ふことゝなつた。

和泉守は奈良原に諸士の諾したことを告げ、己は裏座敷に入つて、菊四郎等に已むなく錦邸に行くべきことを語り、傍を願れば田中謙助未だ死せずして氣息益々迫るを見た。和泉守、奈良原に向ひ、『門下生一兩名を留めて田中君の介抱致させよう』と言つた。奈良原は、『御志の程は有難く存ずる。しかし鎮撫使中にも數人の怪我人を出してゐる。就いては薩藩士七名を留めて介抱致させるから御介意なく』と答へ、遂に一同相携へて伏見を發した。和泉守は原道太・荒卷羊三郎を中途より京都の長藩邸に遣し、久坂等に寺田屋の事變を報じ、義舉の頓挫したことを告げ知らせた。之よりさき鎮撫使の一人山口金之丞は劍を裹みて錦小路の薩邸に歸り、『鎮撫使中道島五郎兵衛既に殞れ、森岡善右衛門重痕を被り、其他數士亦傷く』と、復命し、『早く鎮定の士を出されるやう』と言つた。久光はこれによつて更に奈良原喜左衛門・有村武次・吉井幸輔・松方助左衛門正義後の公爵・伊地知源左衛門正治後の伯爵。

志波藤九郎を鎮撫使として派遣したるに、途にて奈良原喜八郎等の諸士を伴ひ來るに會ひ、相携へて錦小路の邸に入つた。和泉守も同じく同邸に入りしに、門前には高張提灯を掲げ、守衛頗る嚴重を極め、時は移つて四更に達してゐた。

和泉守等は薩藩志士廿餘名と、同邸七番長屋に收容された。而して吉井幸輔・伊地知源右衛門等代るく監視の任に當り、警護甚だ嚴重なるものがあつた。之よりさき海賀宮門は、京都の宿屋にあつて義舉を待ち、土佐の吉村縁太郎も同地の長藩邸にあつて、久坂等と相携へて所司代邸に夜討ちをかけんと思つてゐた。是枝柳右衛門は病氣の爲に起居意の如くならざるも、強て一舉に加はらんと欲し輿にて淀川に出で、船にて京都の西村敬藏宅に入り、杖に縋つて河内介の留守宅に到り、快舉を待つてゐた。青水頼母も亦河内介の旨を含んで上京し、清河八郎・安積五郎・藤本津之助・飯居簡平の諸士と同じく京都に在つて、快舉の期を待ちつゝあつたところ、寺田屋の變事を傳へ聞きて、孰れも天を仰いで嘆息之を久しうした。

京都の長州邸に於ても、九條關白邸に火揚るを待ちしところ其の事なく、却て同夜錦小路の薩州邸り堀仲左衛門が來て、『拙藩急激志士等、諸國の浪士と謀し合せ、暴舉を行はんと致して御座るが、我が國父久光公、鎮撫使を伏見寺田屋に遣はして、首魁を討戮遊ばされ、其他は錦小路の邸に引取つて御座る。若し尊藩にても有馬新七等に同意し、氣脈を通ずる者あらば、速に罪科に問はれるやう』と、



言つた。長州邸にて之に面接したのは宍戸九郎兵衛で、暗に義擧の破れたことを嘆きしも、素知らぬ顔して、『我が藩士中には左様の企てに同意したものは一人も御座らぬ。御安心召さるやう』と、挨拶した。此夜四更原道太・荒卷羊三郎の二士同邸へ馳せ來り、久坂等に寺田屋事變を報じ、彼等も亦義擧の跪けるを知つて浩嘆久しうした。

寺田屋事變は諸國志士に取つては一大打撃で、今迄緊張した勇氣も頓に挫けてしまつた。小河彌右衛門と共に大阪廿八番長屋にあつた田中瑳磨助は、奈良原・有村の去つた後、小河の旨を受けて急を同志に告げんと早駕籠を飛ばしたけれども、寺田屋の變は既に瑳磨助の達する前に起つて、目的を達することが出来なかつた。

又茲に久留米藩上妻郡本分の人に松浦八郎寛敏贈 正五位といふ者があつた。始め池尻茂左衛門に學び、後東遊して安井息軒の門に遊び、土浦の長島仁左衛門に就いて田制を學び、夙に勤王の志を懷き、文久元年十月江戸に再遊を思ひ立ち、京都を過ぎて田中河内介を訪ひしに、河内介は、『明春京都に於て義擧を行ふ』と告げた。八郎は之を壯なりとして盟約に加はり、一旦江戸に出でて東海・東山諸道を歴遊して、翌年四月十五日大阪に取つて返し、薩邸廿八番長屋に河内介を訪ひ、京都に潛んで義擧を待ちつゝあつたところ、遂に寺田屋事變起りしも、己は尙ほ京都に留つて三條實美卿の館に入るなどした。又肥後の同志竹下熊雄・内田彌三郎の二士は、壯擧の日を待ちつゝあつたところ、其頃、流行した癩

疹に罹り、百姓善八の看護を受け、寺田屋に入ることを能はずして已んだ。

#### 八 和泉守大阪の久留米藩邸に移さる

小河彌右衛門は、岡藩の同志廿餘人を提げて淀川を溯り、廿四日八時に伏見に上陸、薩邸に留守居本田彌右衛門を訪れた。本田は小河に向ひ、『志士等暴發の報が京都に聞え、久光公は鎮撫使を遣はして、寺田屋に於て有馬新七以下數名を上意討ちに致され、其の外の薩摩志士及び眞木和泉守・田中河内介等は、盡く京都錦小路の邸に收容された。御身等も其の同志であらう』と言つた。小河は此の言を聽いて嘆息之を久しうし、悲痛の色を浮べ、あゝ大事既に去る。仰せの如く吾等はその一味なのだ。昨朝大阪に於て奈良原・有村の二士に出會ひ、伏見に來るやうと仰せられたから、此處迄參つたのだが最早いたし方もない』と答へた。本田は之に對して、『暫く此處に留るやう』と、遂に小河の一行を抑留した。

田中謙助・森山新五左衛門の二士は、重傷を被つて一たび息絶えたけれども、また蘇生して翌朝伏見の薩邸に送られた。久光は之に對して違命の罪を責めて自刃を迫つた。二士は前夜來の流血を洗ひ落し、身神を潔め、皇城に向つて泣然涙を垂れ、再拜して徐に口を開き、『臣等報國の微衷を貫くと能はずして、死に就くは遺憾此上もない次第である』と陳べ、又遙に西方を望み、薩侯の在城を



拜し、従容として刃に伏した。謙助は野津七左衛門後の子介錯し、新五左衛門は仁禮平助後の子之を介錯した。

長州邸の久坂玄瑞に、寺田屋の事變を報じた原道太・荒卷羊三郎の二人は、直に京都錦小路の邸に入つて和泉守の一行と合した。海賀宮門・千葉郁太郎・青水頼母等は、久光が志士に同意を表したことを傳へ聞き、必ず義舉の再企あるものと信じ、相携へて錦邸に入つた。此の朝、薩藩志士廿餘名は七番長屋より他に移され、久光は寺田屋事變の顛末を録し、且つ志士の人名を列舉して、近衛忠房を経て叡聞に達するところがあつた。而して大久保は田中河内介を延き、『久光公の御意見は公武合體である。朝廷の搢紳も既に之に同意されてゐる。然るに有馬等は公の命に従はずして暴舉を企てんとした。よつて公は之を殺戮された。これ即ち國父が勅命を重ぜられる所以である。此事は今朝既に叡聞に達したから、御身等も沈靜しなくてはならない。然らざれば叡慮に背くの罪大なるものがある』と言つた。河内介は之に對して、『御身の言葉は當らない。有馬等に何の罪があらう。搢紳執奏の任に當るものに其の人を得ざれば、焉んぞ眞の叡慮を仰ぐことを得ん。吾等が前青蓮院宮を入内せしめんとするのは、宮によつて眞の叡慮を仰がんが爲である。此の如くして始めて久光公の事業も眞の叡慮に基いて成し遂げられることとなる。有馬等は眞の忠臣である。何を以て暴舉と言ひ賊臣となすのである』と、言々進り、大久保をして顔色なからしめた。河内介は大久保と會見を終ると、直に取つ

て返し、和泉守に向つて、大久保との會見の狀を語り、慄然として涙を流し、昂奮して語をなさなかつた。之を聞いて和泉守も潸然として面を掩ふのであつた。

之より薩邸に於ては、志士に對して入るを許して出づるを許さず。警戒頗る嚴重となつた。ときに京都長藩邸に在る久坂玄瑞は、同志一人を伴つて錦邸に來り、吉井幸輔に面して和泉守に會ひたいと申入れた。蓋しさきに原・荒卷を遣して、寺田屋の變を報じた挨拶に來たのである。幸輔遂に之を許し、和泉守と久坂とはこゝに始めて相見ることを得た。久坂の語つたところは何か。和泉守の答へしところは何か。それは寺田屋の蹉跌を報じた單なる一應の挨拶に過ぎなかつたのであらう。けれども二人の心と心とは相結び、一見舊知の如く、後日相携へて回天の大業に粉骨し、殆ど日を同じうして身を馬革に裹むに至つたのは、端をこゝに發すると言つても可なるべく、玄瑞が和泉守を欽羨して、後年長藩に賓禮を以て迎へるに至つたのも、又源をこゝに發すると言はなければならぬ。

二十五日。野宮宰相中將定功は、勅使として錦邸に參向し、久光に對して志士・浪士鎮撫の功を犒つた。始め京紳等は、志士の壯舉を聽いて、雷電の頭上に落つるが如くに震駭した。然るに久光の鎮定功を奏し、漸く安堵の思ひをなし、所司代酒井若狹守も同じく事なきを得て、心竊に悦んだ。此の日有馬以下八士を伏見の大黒寺に葬り、鎮撫使道島五郎兵衛の遺骸を同所東福寺中即宋院に埋めた。和泉守一詩を賦して八士を弔ふ。言々句々、血と涙であつた。



弔 薩 八 子

所見高超不<sub>ニ</sub>世同。尋常争得<sub>ニ</sub>古來隆。用<sub>レ</sub>權計<sub>レ</sub>賊機誰識。乘<sub>レ</sub>勢酬<sub>レ</sub>邦義自通。伏水淋漓忠逆<sub>レ</sub>血。嵐山稷郁骨生<sub>レ</sub>風。天明魏闕陰氛散。旭日先光八子功。

和泉守等の壯舉討幕の策は、寺田屋事變に於て一敗地に塗れた。奈良原喜左衛門・松方助左衛門・有村武次の三士は、廿七日朝有馬新七等にくみした二十餘名の薩藩志士に對して、『諸君今より久光公の命を傳へることゝする。謹聽せられよ』と言つて、『公命によつて諸君を歸國せしめられる』と、嚴達した。一同は之を肯せずして、『吾等を歸國せしめるとは何事だ。久光公も御同意だといふから吾々は之を信じて錦邸に引返し、罪を謝したのだ。それに義舉の再企は愚か、歸國を命ぜられるとは何たる事だ。吾等は如何なる面目あつて再び故郷の山河に對しようぞ』と憤慨した。奈良原は慰撫大に力めたが、志士等は耳を藉さなかつた。時に供目付山口彦五郎は再び、『諸君は海路を経て速に歸國するやう』と、久光の命を傳へ、志士等は遂に抗争する能はず、出發することに決した。此時志士中の一人山本四郎本名神田橋直助は、感冒を病みて幕中にあつた。出發に臨みて輕卒數人ばらばらと駈け來り、四郎を縛せんとした。蓋し四郎は陪臣で、薩摩の藩法に、陪臣故あつて幽錮せられるときは、繯繼の辱を受けることに定められてゐた爲である。四郎は寺田屋の蹉跌を憤ること甚しく、而して今や此の凌辱を受けんとするを以て、益々憤懣に堪へず、突然副刀を抜いで左右を拂つた。事不意に出たため、輕

卒等狼狽して四散した。彼は其の刃を返して己が腹へ突き立てた。輕卒等は漸く間を偷んで之を捕へ竹輿に乗せたるも、彼は猶ほ死せずして、輿中に呻吟すること久しく、伏見の薩摩邸下に至る頃息全く絶えた。よつて伏見大黒寺の有馬以下殉難八士の傍に葬つた。四郎の自殺を聞き馳せ付けた横目上田軍六・鶴木孫兵衛は輕卒を叱して、『陪臣罪を犯すときは、縛に就く藩法なるも、今回の事は尋常一様の罪人と見做すことは出來ぬ。故に猥に繯繼の辱めを負はせてはならぬ』と言つた。志士中には四郎と同じく數多の陪臣郷士があつた。四郎自刃の爲に繩目の辱めを受けることを免れた。

田中河内介は、中山家の臣であるから、錦小路の邸より、同家に其の引取り方を照會したけれども、九條關白を襲撃せんと企てたのだから、之を憚つて引取り方を拒み、遂に薩摩に送ることゝなつた。海賀宮門も亦秋月藩に於て罪を被り、幽居を被つて亡命を企てたのだから、甘じて歸藩する譯に行かなかつた。故に河内介等と共に薩摩に據り、暫く彼地に潜みて時機の到るを待ち、再び大に爲すところあらんと志を懷き、薩藩志士の歸藩と行を同じうし、大阪より同藩の帆船に乗ることゝなつた。而して海賀宮門・千葉郁太郎・中村主計の三士は第一船に在り、河内介父子・青水頼母は第二船にあつた。五月朔日の夜播磨國乗水沖にさしかゝつたところ、満天墨を流せるが如く颶風襲來して、帆檣掀翻、船體飄蕩して木の葉の如くであつた。此時第二船警護の士は河内介父子及び青水頼母を顧み、『吾等は御身等を船中に害すべき命を受けて居る。覺悟召さるがよい』と言つた。河内介は神色自若と



して、自ら襟を寛げ、胸を開き、『疾く、疾く、』と、泰然として白刃の首に臨むを待った。警護の士は稍々逡巡したるも、遂に三人を討つた。河内介の如きは、左右より二人、前より一人、恰も鼎足の如く寄つて刺殺した。

ながらへてかはらぬ月を見るよりも死にて拂はん世々の浮雲。

これは河内介の辭世である。

第一船は日向國細島に投錨し、薩藩志士を輜輿に乗せて故國に向つた。海賀宮門・千葉郁太郎・中村主計の三士も亦之に従はんとした。警固の士は三士を摩き、『命によつて卿等を殺すのだ』と言つた。宮門は之を聞くと怒髪天を衝き、吾等は皇軍の爲に一命を抛たんと欲する者にて、汝等の毒刃に斃れる者でない』と、刃を抜き、躍進して戦つたけれども衆寡敵せず、宮門は傍の大木に縛せられて、亂刃の下に命を殞し、千葉・中村二士も害せられた。

各藩志士は、錦邸より京都・大阪の各藩邸に照會して、各々歸還せしめるところがあつた。即ち佐土原藩の富田猛次郎・池上隼之助は、同藩の權藤十右衛門外三人衆に引渡され、土佐の吉村寅太郎・宮地宜藏の二士は、土州邸に引渡し、歸國後禁錮に處せられ、吉村縁太郎は何等の罪にも問はれなかつた。是枝柳右衛門は蹉跌後薩邸に入つて、病癒えて後歸國を命ぜられた。美玉三平は一旦薩邸に入つたが、久光に義舉の企なきを察して、廿五六日頃何處へか姿を晦した。岡藩の小河彌右衛門・田近陽

一郎・樋口勝之助・森玉彦・渡邊彦左衛門・田邊龍作・廣瀬謙吉・福原武三郎・矢野勘三郎・宮崎關造の十士は、京師に留つて其の後の形勢を觀望するところがあつたが、其の他の十餘名はいづれも歸國した。

和泉守の一行も、諸藩志士と同じ運命に陥つた。廿八日午後横目箕田新平來つて、和泉守の一行を率ゐる、留守居田中仲右衛門の面前に赴いた。仲右衛門は和泉守を見て、『當邸内は狹隘で、且事務繁劇だから、御身等を浪華の薩摩邸に移す』と言つた。和泉守は之を諾つた。すると黄昏に及んで、箕田新平は同僚の門松覺兵衛と共に、衛卒三十名を率ゐ來り、和泉守の一行十名を駕籠に乗せて伏見に赴き、三艘の船に分乗せしめて澱江を下つた。和泉守等はさきに此の川を溯るとき、志士等はいづれも元氣横溢、回天の事業は將に熟せんとして、意氣衝天の概があつた。然るに今や肅條落魄、有馬等は亂刃の下に命を殞し、其の他諸國志士は離散して行くところを知らない。

和泉守は感慨轉た切なるものがあり、

思ふことむずひも果てずさめにけり伏見の里の夏の夜の夢。

と口吟んだ。吉武助左衛門もまた一首を和して、

夏の夜の伏見の夢を思ひ出でてなきこそわたれ山郭公。

と言つた。九腸寸斷血涙の滂沱たるものがある。



一行は翌廿九日朝大阪に達し、薩邸廿八番長屋に入つた。こゝは義舉の前日、和泉守が志士と會合して、一般方略を議しところである。彼は感慨に咽ばざるを得なかつたことであらう。此の日、大阪薩邸留守居松崎次右衛門は久留米藩邸留守居雨森傳左衛門を招いて和泉守以下十士の引取方を交渉するところがあつた。而して松崎は引渡後と雖も、穩便の取扱ひあるやうにと、左の覺書を交附した。

此度和泉<sup>久</sup>光様へ慕上候而、別紙之十人誠に奇特之志有<sup>レ</sup>之向に思召候。然處、今般此御方家中、有馬新七外三人之者共之企に被<sup>レ</sup>誘、無<sup>レ</sup>據其組に加はり候哉相聞得、則有馬新七等は段々被<sup>レ</sup>仰渡<sup>レ</sup>候趣も有<sup>レ</sup>之候得共、不<sup>レ</sup>相用<sup>レ</sup>候に付討果候様被<sup>レ</sup>仰付<sup>レ</sup>候。然は前文十人は、畢竟右之者共に被<sup>レ</sup>誘出<sup>レ</sup>候事而已に而、外に何も仔細は無<sup>レ</sup>之事に有<sup>レ</sup>之、然共右新七等へ一旦組致候此御國者共之儀は、一昨廿七日御國元へ被<sup>レ</sup>差下置<sup>レ</sup>候に付而は、右十人も右同列之儀に而、右に準候得ば、其儘に而茂難<sup>レ</sup>差置<sup>レ</sup>御情合も有<sup>レ</sup>之、夫故御方へ引渡申候様被<sup>レ</sup>仰付<sup>レ</sup>候。最も此節之暴動、其頭に立候有馬等之者共は打捨、其外は成丈取押、浪人鎮撫の叡慮に相叶候様仕度趣を以、早速御届にも相成たる譯柄之者に御座候得者、御取扱振之儀者、至極御丁寧に被<sup>レ</sup>成下、穩便被<sup>レ</sup>仰付<sup>レ</sup>候様無<sup>レ</sup>之候而者、御趣意にも不<sup>レ</sup>相叶<sup>レ</sup>儀に付、此旨譯て和泉<sup>久</sup>光様御沙汰被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>在候に付、右之者共へ御留守居より得と申渡、御趣意の程も難<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>謹而承知之上、穩便之御方同道に而、被<sup>レ</sup>引取<sup>レ</sup>候様有<sup>レ</sup>之度思召候。此段御談申候事。

別紙

眞木和泉守、同苗菊四郎、酒井傳次郎、鶴田陶司、原道太、荒卷半三郎、古賀簡次、中垣健太郎、淵上謙三、吉武助左衛門、

同夜八鼓、久留米藩邸の大阪留守居今井新左衛門は廿八番長屋に來り、和泉守等十名を引取つて、久留米藩の定宿堂島の森久屋に連れ戻つた。森久屋は弘化四年の即位式拜觀の際、和泉守の投宿した家であつた。此の時薩邸よりは箕田新平・門松覺兵衛の二士、輕卒三十名を率ゐて、和泉守等を十挺の駕籠に乗せて送り届け、茲に全く久光より久留米藩への引渡方を了つた。かくて和泉守の積年の宿望は、久光の自重によつて其の第一着手を誤つたけれども、天下の大勢上に與へた影響は尠くはなかつた。即ち一は堂上搢紳に幕府に對する久しい間の忍従から目醒めしめ、一は幕府の勢威漸く衰へたことを天下に領かしめ、列藩諸侯中にも之を覺らしめるところがあり、遂に維新の導火、復古集散の論を開かしめた。而して和泉守の聲望は隆々として列藩志士の上に臨み、彼を仰ぐに西海義徒の魁首と稱し、又時人は和泉守等を目して久留米十士と唱へ、其の名は四方に傳聞されにる至つた。

引用、參考書目

- |          |         |          |            |
|----------|---------|----------|------------|
| 白石一郎日記。  | 義學錄。    | 防長回天史。   | 維新土佐勤王史。   |
| 西郷隆盛傳。   | 大久保利通傳。 | 久光公記。    | 肥後藩國事史料。   |
| 文久物語。    | 柴山景綱事歴。 | 清河八郎遺著。  | 平野國臣傳紀及遺稿。 |
| 忠正公勤王事蹟。 | 明治前紀。   | 日本近世時代史。 | 徳川三百年史。    |
| 眞木和泉守遺文。 | 感涙錄。    | 薩摩日記。    | 荒卷羊三郎履歴。   |
| 松浦八郎寛敏傳。 | 下川みち談話。 |          |            |



## 第二十一章 押送及び再幽囚

## 一 大原勅使關東下向

寺田屋事變前、公武合體及び航海遠略の策を提げて京都に入つた長州の長井雅樂は、正親町三條卿に謁して入説を試みたけれども、遂に所志を達すること能はずして江戸に呼び戻された。是れ其の一は、安藤閣老が坂下門外に於て受けた瘡痕が漸く治癒し、再び國事を覽ることとなり、久世大和守と少々意見を異にした爲であつたが、其の外には時勢の變動著しく、長藩に於て彼の所論を決行するに躊躇の色を見せた爲であつた。

長州世子毛利定廣は、四月十三日味爽櫻田の邸を發し、四月廿八日京都に着して河原町の同藩邸に入つた。即ち京都の狀勢を察して、新に藩論の歸趨を定めるにあつた。時に中山大納言は長藩の老臣浦靱負を召し、世子定廣に優渥なる勅諭を傳へ、島津久光と共に急激志士の鎮撫に力め、禁闕守護の任に當り、父慶親の志を受けて、公武合體に周旋するやうにと言つた。之に對して定廣は急激志士の鎮撫には直に勅諭を奉ずる旨を答へたが、公武合體の周旋には稍々難色を示し、しばらくの猶豫を願ふと言つた。蓋し當時の世體、長藩從來の公武合體・航海遠略の國是と大に趣を異にするところある爲で

あつた。斯かる間に朝廷に於ては、久光の建言を用ひて、幕府に對して、久世閣老の上京を促し、且つ前青蓮院宮・近衛・鷹司兩卿の謹慎を解くやうにと命じた。然るに關東に於ては、薩侯隨屬の一支藩主たる久光の建言に基き、此等を處置するが如きは、幕威を失墜する虞れありとして、勅命に先んじて一橋慶喜・松平慶永・尾張慶勝の謹慎を解き、是と同時に會津藩主松平肥後守保容にも政治に參與することを命じ、前青蓮院宮・近衛・鷹司兩卿の赦免にも同意を表し、且つ久世閣老を上京せしめることに決した。

上京の勅命を拜した久世閣老は、堀田備中守・間部下總守等の先縦に鑑み、辭を設けて容易に上京しようとはしなかつた。

久光は時日を遷延するに於ては、何事か起らないにも限らぬとの疑懼の念を懷き、閣老の上京を止め、勅使を關東に下し、久光自身勅使に従つて江戸に赴き、公武合體の周旋をなした方が善いと考へ、再び建言書を朝廷に上り、一面に於ては小松・大久保・中山・堀等の腹心を遣して、堂上に入説せしめたので、久光の建言は程なく嘉納せられ、朝廷にては硬骨の聞き高さ大原左衛門督重徳を勅使に任じ、久光を隨行として、五月廿二日關東へ下すこととなつた。此の時久光の名和泉守は、閣老水野和泉守と同じきを以て、改めて三郎と唱へ、吉井幸輔・野津七左衛門を勅使の家臣に加へ、薩摩國平佐の領主北郷作左衛門部下の一隊を大原卿の警衛に充て、久光自ら大兵を率ゐて勅使に隨つたので、威風堂々と



して四邊を拂ひ、東海道の各驛を歴して江戸に向つた。

始め勅使差遣の議が定まつた時、主上には中山・正親町三條・岩倉の諸卿に 勅諭の草案を商量せしめ給うた。岩倉具視は大綱三條を記して諸卿の同意を得、伏原宣明に起草せしめて 主上の裁可を経た。之れが有名なる三事策で、大要は左の如くであつた。

- 一。將軍上洛して國是を決す。
- 二。島津薩摩・毛利長門・山内土佐・伊達仙臺・前田金澤の五氏に命じて幕政に參與せしむ。之を五大老と稱す。
- 三。一橋刑部卿慶喜を將軍の後見となし、越前中將慶永を大老となす。

此の中第一は長州の説。第二は朝廷の説。第三は薩摩の説であるが、岩倉具視は之を參酌按配して、一に 叡慮に出づると言つた。伏原宣明起草の 勅諭は左の如くである。

朕惟。方今時勢。夷戎恣猖獗。幕吏失措置。天下騷然。萬民欲墜塗炭。朕深憂之。仰恥祖宗。伏愧蒼生。而幕吏奏曰。近來國民不協和。是以不能舉膺懲之師。願降嫁皇妹於大樹。則公武一和而天下戮力掃攘夷戎。故許其所請焉。而幕吏連署曰。十年内必攘夷戎。朕甚喜之。抽誠祈神以俟其成功。昨臘和宮入關東也。使三千種少將・岩倉少將諭天下大赦之事。且告曰。國政仍舊大概委於關東。至如外夷之事。則國家一大重事也。係其國體者。咸問朕而後定議。或使三三外藩臣預聞夷戎之處置。幕吏對曰。宸意事甚重大。難遽奉行。請暫猶豫。既而列藩有獻謀議者。薩長二藩殊親來奏事。且山陽・南海・西國之忠士。既蜂起。密奏曰。幕吏奸徒日多。正議委地。而萬王家。陸夷戎。物貨潰溢。國用乏耗。萬民困弊之極。殆至受夷戎之管轄。不日而可知也。冀舉旌旗。奉鸞輿

於函嶺。誅幕府之姦吏。或曰爲除太平浸潤游惰之弊。誅京師之奸徒。又曰不顧幕府。下攘夷之令於五畿七道之諸藩。如其衆議。畢竟雖出千忠誠愛國之至情。事甚激烈。使薩長輩鎮壓。其他召幕老吏久世大和守。往復歷日未告唯諾。而先行昨臘所諭之大赦。夫大樹猶弱。何失之有。但幕吏因循偷安。撫馭失術如是。則國家傾覆可立而待也。朕日憂懼焉。所謂偷一日安。忘百年之患。聖賢之遺訓可鑑矣。當內修文德。外備武備。斷然建攘夷之功。於是斟酌衆議。執守中道。欲使德川興祖先之功業。張天下之綱紀。因策三事。其一曰。欲令大樹率大小名。上洛議治國家。攘夷戎。上慰祖神之震怒。下從義臣之歸嚮。啓萬民化育之基。比天下於泰山安。其二曰。依豐太閤之典故。使沿海之大藩五國稱五大老。爲諸決國政。防禦夷戎之處置。則環海之武備堅固確然。必有掃攘夷戎之功。其三曰。令一橋刑部卿慶喜。大樹。越前前中將任大老職。輔佐幕府內外政。當不受左衽之辱。此萬人

之望。恐不違朕意。決于此三事。是故下使於關東。蓋欲使幕府選三事之一以行也。是以周詢群臣。群臣無忌憚。各啓沃丹心。宣奏謚言。

之に據る時は、皇妹降嫁は一に夷戎の掃攘にあつて、國體に係るものは、咸 朕に問うて然る後議を定めよとあつて、幕府の實權は殆ど無視せられた觀がある。況して將軍は上洛して國事を議せよ。五大老を擧げて幕政に參與せしめよ。一橋慶喜を將軍の後見職となし、越前前中將を大老たらしめよといふに至つては、幕府は殆ど將軍職を褫奪せられたと同様である。朝廷が此の如く強硬論を吐くやうになつたのは、一に久光の力なるも、勅諭中に、山陽・南海・西國の忠士既に蜂起し、密奏して曰く、冀くば旌旗を擧げ、鸞輿を函嶺に奉じて、幕府の姦吏を誅し等の語を掲げあるより見れば、和泉守等志



士・浪士奮起の功も預つて力ありと言はなければならぬのである。

## 二 久坂玄瑞等和泉守の滞京を謀る

大阪堂島の森久屋に收容せられた和泉守等の起居は、半ば賓客の如く、半ば囚人の如くであつた。是れ一は 勅諭中に西國忠士と稱せられた爲なると、一は脱藩の罪を犯せる爲であつた。和泉守は斯かる間にも時勢の推移に眼を放たず、大原勅使關東下向に就いて、幕府は果して 勅命を奉戴するか。若し奉戴しないとしたら如何なる結果を見るであらうか。恐らく朝廷と關東の間には罅隙を生じ、旗鼓相見えるやうなことに立ち至りはせぬか。其の時こそ幕府討滅の好機會である。此の場合に於ては、藩主慶頼は島津久光公と提携して、幕府追討の任に當らなければならぬと、囚徒の身をも顧ずして進言するところがあつた。其の一節に、

萬一右 勅旨之儀、關東にて御請無<sub>レ</sub>之候はば、諸侯方へ追討之儀可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付、自然諸侯右追討御請不<sub>レ</sub>申候はば、薩州にて討ち可<sub>レ</sub>申旨和泉様より被<sub>レ</sub>申立候趣被<sub>レ</sub>申聞候。右之文面前後に相成候事も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、一々見分之所申上候。此趣を以被<sub>レ</sub>仰達被<sub>レ</sub>下候はば本望に可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存候。

彼が久留米藩をして勤王の魁たらしめんと冀ひしことは、既に薩摩に入つて、晴雲院夫人の緣故によつて、薩筑聯合を説いたことによつても知られよう。又水田亡命の際、男主馬に残した言葉によつても知

ることが出来る。而して今や彼は堂々と藩主に向つて之を力説したのである。然るに翻つて久留米藩當時の狀勢を窺はんに、藩主慶頼は、和泉守水田亡命の前より參觀して江戸に在り。久留米には執政有馬監物前名河内在城し、鎮西志士奮起の狀を聞いて、船曳大貳前名巖主・若林岡右衛門號殘の二士を、隣藩福岡・熊本に派遣して其の他の狀況を窺はしめ、又各藩志士の久留米に来る者に對しては、矢野幸太夫一を應接係として、各地の動靜を聽かしめ、又江戸に在る本莊仲太は同地の狀況を報道するところがあつた。然るに久留米藩慨世の士狩野左京之進三・姉川英藏行道贈從五位・半田門吉成久贈五位・木原貞亮・蒲池喜一郎・前田九一道正・園田三津二忠綱等は、和泉守等の亡命を壯なりとして、有馬監物に上書して、藩主慶頼を勤王の先鞭たらしめ、己等も隨從して上京せんことを願ひ出でた。監物は之に對して、兎も角も姉川・半田の二人を上京せしめ、京都の狀勢を探らしめることとした。又和泉守の同志池尻茂左衛門は、門人柴山文平と議して、要路の有司に大義名分を説き、一藩を擧げて勤王に従はんことを勤めて已まなかつた。監物は此の言によつて、一先づ茂左衛門・文平の二士も上京せしめることとした。ところへ適々伏見寺田屋の變報が傳はり、快舉の蹉跌を聞いたので、茂左衛門は一度上京を辭退したが、其の後の形勢視察の爲に、文平と共に上京を命ぜられ、五月十四日久留米を出發し、姉川・半田の二人は此の前日に着京した。和泉守は其の後此の二人が屢々搢紳家に出入して、諸國志士とも交りを結ぶと聞いて、大變に喜んだ。續いて國老岸相模・中老馬淵貢・番頭村上進・物頭石野矢柄・馬頭與頭郡友七



等上京し、和泉守は三度書を馬淵貢に與へて時勢を痛論し、久留米藩の奮起を促すところがあつた。斯かる間に楠公湊川戦死の五月廿五日は來た。和泉守は子弟と共に一樽を捧げて其の祭典を營み、自ら慰めるところがあつた。楠公を祭るの詩に、

千古急難華海東。征衣落魄慨孤忠。數行涕淚古今恨。依舊一樽聊祭公。

此の時同囚中の同志も、各々詩又は歌を作つて、楠公の遺靈を慰め、併せて自分達の感慨を吐露してゐる。

楠公をまつる長歌短歌

原 盾 男 道太

なぐはし櫻の花は、敷島の和大 皇國に、生立てこゝだくあれど、みよしの、吉野の山は、石上ふるき御世より、殊更に咲もかをるを、禍津日の神の心か、浮雲の覆ひかゝりて、あしき風いやふきしきる、雨さへにふりすさびつゝ、其の花を吹こそ散らせ、其の枝を降こそ折らへ、ほとゝくに其の木もかれむを、皇神の美稜威ふるはし、大詔冠りもちて、雨風をふせぎましける 人々はさはにはあれど、中にしものいよくすしき、楠の公のいさをは、いさぎよく清くこゝしき、心から守しませば、立おほふ雲もきえ行、降すさぶ雨も晴て、天つ日の光さやけく、あふぎ見る時にもやがて、成こしをさかしら言の 立かへりかへりし來れど、櫻の實の一つ心に、梓弓引もかへさず、湊川身は沈めても、萬代に清き操は、猶ながれけり。

五月山いやくすはしき橋の公のむかしを忍ぶけふかな

祭 楠 公

古 賀 磐 靱 簡二

千窟嶺兮兵庫邊。斃殲狼虎作回天。回天高業眞誰力。清酌楠公在鐵肝。

同

酒 井 重 威 傳次郎

老鯨掀海怒瀾騰。天日無光殆欲頽。賴有楠公振袂起。揮鋌躍馬斬蛟螭。義旗所舉威於虎。狗鼠望風走競先。精忠凜烈凌冰雪。永有芳名照簡編。不幸吾生百年後。踴躍不得執公鞭。况今復遇天地厄。海城莫處不腥羶。驟風吹散八洲雨。舉目乾坤暝暹烟。一念及此紅淚滴。感慨撐腸夜難眠。滿胸偉策雖未試。一片丹心如火然。勤王憤戰碎妖骨。乃是從公遊九泉。楠公生遇元建際。萬死自甘不顧身。精氣凜然貫天日。英圖偉策感鬼神。一虎雖斃一狼起。誤機常由廟議弛。姦曲如雲滿九閭。丈夫安得施奇揆。南風不競時可奈。遺憾千載死難瞑。嗟吁今有精靈在。一怒須清天地哩。柳營自一誤機宜。蠢爾夷蠻迫四陲。天變地妖曾不顧。荏苒遂致此孤危。神州從古稱雄武。兵威不震極萎芟。綱維無張國將滅。誰慨中原化蛟螭。人心幸有所依賴。天邊大月自英姿。夙憤權臣傷國脉。歎歎憾慨勞夢思。丈夫要貴識順逆。南木中將是我師。中將會遇鯨鯢躍。誓殲群賊定皇基。大義照然千古耀。壯士慕風揭彩旗。嗟吁願祐吾洪業。須使乾坤被聖慈。

同

荒 卷 眞 刀 羊三郎

楠子忠精輝古今。餘風凜烈勵人深。不才未遂平生志。齊戒誓公吾赤心。

同

中 垣 幸 雄 健太郎

想昔湊川奮致身。遺魂將釀帝城春。懷忠慕義中原到。更遇清醇氣益振。

同

淵 上 祐 利 謙三



毎侑庶羞感慨新。如今却恥作閑人。丹心未報空彈劍。怒憤誓公涕濕布。

同

同

人

萬世に流れて絶えぬみなと川清けき水を我もくまなむ

池尻茂左衛門・柴山文平二士の着阪は六月五日であつた。二士は直に森久屋に和泉守を訪ひ、舊を談じ、新を語り、慨世憂國の淚滂沱たるものがあつた。而して二士は深く和泉守の境遇に同情して、此の儘京都に留つて王事に勤めるやう慫慂して已まなかつた。彼も亦子弟と共に京都に残留せんことを欲してゐた。よつて和泉守は曇華院の候人吉田玄蕃及び京都長藩邸内の久坂玄瑞に與へる書を作り、二士の入京に託して、吉田・久坂と戮力して、和泉守滞京の策を講ずるやうにと頼んだ。吉田・久坂は之を快諾して幹旋大に努め、摺紳綾小路前侍俊良に謀り、綾小路卿また意を領して、京都久留米藩邸留守居を自邸に招いて、和泉守等を京都に残留せしめるやうにと勸告した。故に京都留守居は、之を大阪留守居に通じたところ、到底藩法の許すところに非ずとて其言に従はず、和泉守等京都残留の策は成立たなかつた。然れども彼は之より吉田・久坂等とます／＼交りを厚くし、其の後は數々文章の往復をして、彼等を鼓舞・激勵してやまなかつた。

和泉守は森久屋滞留中、『義舉策別篇』を草案した。彼は寺田屋の蹉跌によつて、將に久留米に牽かれんとしつゝある。而して藩法は彼を如何に處斷すべきか。其の運命のかゝるところは暗黒である。

然るにも拘らず、彼は一路皇威の伸張を企圖し、自己の運命に就いては何等顧慮するところがなかつた。『義舉策別篇』の内容は、大夢記・密書草案・經緯愚説等と殆どその軌を同じくせるが、水田亡命以來、直接に時勢と接觸した彼は、其の討幕の主張に於て、更に百尺竿頭一步を進めた感がある。彼は之を吉田・久坂に示し、且つ其の手を経て摺紳に託し、天闥に達せんことを希うて已まなかつた。茲に之を掲げて、當時に於ける彼の討幕論を窺ふこととする。

### 義舉策別篇

一。儒家の所謂仁心と佛家の所謂慈心とは格別にかはりたることにて、たれもしりたることなれど、事業の上に施すに當りては、とかくに紛るゝ事あるぞかし。一人を殺して萬人を活すは仁なり。一城を屠りて一國を安んずるは仁なり。桀猾を誅して訛誤を救ふも亦仁なり。されば殷湯・周武は桀紂を放伐して、天下萬民に六百年八百年の太平を樂ましめたり。さるを今彼幕を救ひ助けさせ給ふ事十餘年。少しの間斷もあらせ給はぬより、彼はます／＼其威力を恃みて、上を蔑にし、下を暴し、剩へ夷賊を率ゐて逆焰を逞うし、萬民を飢寒に殴り立つれば、神怒り、人怨み、最早滅却にも至る勢なり。是はいかなる御事ぞや。蠅もちの小兒に甘きものを嚼はせて斃るに至らしむるに均しく、所謂佛家の慈悲心にて、決して仁と言ふものにあらず。且これを溺者を救ふに譬ふべし。彼がみす／＼死するは、實に可哀ことなるが、溺るゝもの之を溺るゝものとして、前後左右の差別なく、救ふ者にしがみ付くものなれば、我も一人、彼も一人、一人の力はおなじくして、共に死するの外は他事なし。されば溺るゝははや天より絶たれたる



ものにて、これを救はば、我もまた天よりたれたん。しかれば其溺者の父兄か子孫のあらんを、天意を見はからひて、血食する様にはからひ遣はすこそ、これを助くる仁といふべきなれ。天より絶てるは如何にともすべき様なく、似者覆<sub>レ</sub>之とも云なるを、忠厚にのみ心を盡して、助けん、救はん、とする時には、かへりて彼みづから斃るゝに至るものなり。即今助けさせ給ふ御事を、かしこかれどもおしはかり奉るに、申そらと申ものにはおはしまさぬや。彼勅を背き奉る事幾度ぞや。きはめて御憤深かるべし。其御憤を忍ばせられて、又助け給はんとは、矢張彼の累世の威力を怖れ給ひて、彼によらざれば攘夷はなるまじ、侯伯も救を奉すまじとおぼしめすにはあらぬか。固より久しく勅を奉ぜぬ家風なるを、如何なる御徳を以て動かし給はんとおぼしめし給へるにか、覺束なき事なり。君上さへもかくのごとくなれば、まして自ら如<sub>レ</sub>帝如<sub>レ</sub>天心得て、人情世態もしらぬ諸侯伯なれば、彼を離れて遽に御みかたに集まるべきか。上より重きを歸し給へば、彼も自ら重しとおもひ、諸侯伯もいよく重しとおもふは、當りまへなれば、いつまでにも、上のおぼしめし通りになりゆく事はあるべからず。彼が天より絶たれたることは、幾らといふ數もしらぬことなるが、彼の宗室珍敷人才輩出したりけるを、自ら相賊したる一事にても、昭々乎としてしられたり。はやく此所に御眼を着けさせられて、彼を助け給ふことは、別にはからせ給はまほしくおもひ侍るなり。一。事を擧げんとおもふには、人才を得るにあり。人才なければ、勢ありてもこれを吹立て煽り立つるものなし。されど下位の人を遽に三公にもなし難く、卑賤の者を遽に近習にもおき難し。故に一時の處置にて、嵯峨天皇は藏人所を置き給ひ、後醍醐天皇は記録所を建て給へりとか。今しばらくはこれにならひて、搦紳家或は侯伯、或は堂下の士大夫にても、經綸の才あるもの五人ばかり拔擢して、一官署を設け、至尊日々其署に出御し給ひ、大政を議

せしめられ、又言路を開きて、いかなる卑賤の人にも、いかなる忌諱の事をも、少しも遠慮なく可<sub>レ</sub>申出<sub>レ</sub>よしを言ひ觸れて、其上書上言を此官署に受けこみ、直に叡覽に供し、天下の思慮を竭くし、天下の才力を宣ぶる様にすべし。しかし官制も封建・郡縣の差別あれば、必ず他日は大本の官制も改めねば叶はぬ事なり。此官のごとき、猶更一時の設にて、二三年の後はとりたむべし。箇様の官署を永く置きてはよろしからぬ事なり。

一。當時の事は軍國にさしかゝりたる事にて、猶更兵家の所謂拙速を貴ぶざなれば、假に設けたる官署に、大諸侯の留主居と申者を徴して奉書を渡し、

此節 思召の旨有<sub>レ</sub>之、其君を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召候間、其方國許に罷下り、其主人速に上京可<sub>レ</sub>致旨可<sub>レ</sub>申入<sub>レ</sub>候。尤

此節は無用之人數等連越に不<sub>レ</sub>及、隨分省略可<sub>レ</sub>致候。道路の遠近に依り候事ながら、一日も早く候方宜しく候。是所可<sub>レ</sub>申入<sub>レ</sub>候。云々。

奉書之文

御直に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>旨有<sub>レ</sub>之候條、差急上京可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致候。仍天氣執達如<sub>レ</sub>件。

戌某月某日

何 某 奉

何 某 殿

御 館

尙以其近國小諸侯之儀は、本文之旨を以可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申傳<sub>レ</sub>候。

一。侯伯上京、遠近或は勤怠にて遅速もあるべければ、十侯集まりたらば、これを小御所に召し、先づ天顔を拜せしめ、御杯を下し賜はり、然る後に近くめして親しく德音を發し給ふべし。其德音の御旨。



十年來西洋夷賊猖獗之儀、朕甚恥辱に存候。屢々攘斥致すべく征夷府に詔すといへども、違勅するのみならず、益々相親しみ、只今に至り候ては、言語同斷に候。依<sub>レ</sub>之 朕親征可<sub>レ</sub>致合に候。攘斥に決定致候上は、内政を不<sub>レ</sub>修候ては不<sub>レ</sub>相成、征夷府之有司心得違之者有<sub>レ</sub>之候間、一々其罪を糺し度、近々東國巡狩可<sub>レ</sub>致存立候。各も能々 朕が意を體し、天下之爲に一時之苦勞頼入候。

一。追々集まり候諸侯、何れも十人宛右の通りに御扱ひ被<sub>レ</sub>遊、後には二十人宛にてもよろしかるべし。

一。所可代並御附武家・二條御番・兩番頭・町奉行等を官署に召し、

其方杯當時御用無<sub>レ</sub>之候間、御暇被<sub>レ</sub>遣候。今日申引拂可<sub>レ</sub>申候。尤兩大番頭は、番士與力同心共左様相心得候様可<sub>レ</sub>申付、銘々所持之器械之外は、其儘内に可<sub>レ</sub>差置候。取紛候儀無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>致候。

一。京地諸家警衛人數之儀は、是迄之通り受持場嚴重に相固め可<sub>レ</sub>申旨申<sub>レ</sub>渡之。尤彦根人數六門警衛之分は御免に相成候。速に引拂可<sub>レ</sub>申候。

一。大阪城代加番町奉行等急に上京爲<sub>レ</sub>致、官署に召し、

大阪城之儀、當時 渡御被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候間、皆々引拂可<sub>レ</sub>申候。城中不都合無<sub>レ</sub>之様有<sub>レ</sub>之度、一日之猶豫被<sub>レ</sub>仰付候間、一同速に引取可<sub>レ</sub>申候。尤城中在來武器等は其儘致し置可<sub>レ</sub>申候。

一。大阪城引拂申付、即日在京之諸侯二三十萬石之者兩人許差越、委敷見分受取候て、其儘城中に居住致し、渡御を奉<sub>レ</sub>待。

一。京・大阪町奉行之儀は、在京之五萬石以下之諸侯にて材幹有<sub>レ</sub>之を選び、一人宛申付、右家來之者と引受勤め

さすべく候。尤當時之事にて、永制には無<sub>レ</sub>之候。

一。吉日を選び、御發輿。伏見より艇にて華城渡御。兩岸は大諸侯四五侯にて警衛可<sub>レ</sub>致候。皇子・親王・法親王・後宮・搢紳一般、御供にて引移。尤家族之分は、三五日之内、存寄次第引移可<sub>レ</sub>申。艇等は縣官より被<sub>レ</sub>相渡候。

但。親王家初搢紳家邸宅之儀は、寺院並町家等借揚申候。

一。華城渡御之即日、住吉並地方之神社に奉幣可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。

一。渡御三日之内、搢紳諸侯混同、大宴可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付候。古實被<sub>レ</sub>用、舞樂等も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>用候。

一。大宴翌日、義徒並陪臣等、此節骨折候面々、宴享可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付候。宴儀は大抵前日同様。

一。大宴之後、一日大評議有<sub>レ</sub>之、親王・公卿・侯伯并義徒之首魁たる者一同列座。

一。議定之上、東巡先鋒後陣並留守等部署相濟。一三萬石之諸侯兩人、道路宿驛御止宿之城々等見繕之爲、兩三日以前出立、箱根山上陣屋取立、一人は小田原に罷在、一人は三島に罷在候て行幸を奉<sub>レ</sub>待。

一。華城御發輿。先陣・二陣・左右・後陣・殿等夫々列を正して出立。鳳輿之左右は、義徒弓矢鎗等にて相固むべし。

一。御道中五里以上七里以下。隨分靜に御通行。參議等より問疾苦使と云ふ官を六人許も立て候て、民間難儀之者等賑恤之儀申渡。且御通行にて小民難儀に無<sub>レ</sub>之様精々指揮すべし。

一。御通行拜見御許容。尤失禮之儀無<sub>レ</sub>之様、且田島等に邪魔不<sub>レ</sub>致様、地方侯伯に十分可<sub>レ</sub>申付候。

一。御通行地方の名山・大川・大社等は、奉幣あるべし。

一。天龍・大井・阿部川等、總て假橋を設くべし。



一。糧米は前以て尾張・伊勢に金貨を渡し、人數積り立、買求め候て、地方侯伯に分配致し置くべし。惣人數旅籠幾多と定め、是亦一同地方侯伯に分配、其邊百姓難儀に不<sub>レ</sub>及様、精々入念可<sub>レ</sub>遣候。

一。人馬等可<sub>レ</sub>成丈少なく相用、民間難儀に不<sub>レ</sub>相成<sub>二</sub>様可<sub>レ</sub>致候。附。荷車相用候て、重荷等は人馬之代りに可<sub>レ</sub>致工夫可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。

一。陣法。此節格別之評議を以、戦士卒之外、可<sub>レ</sub>成丈相略し、兵之精練を宗と致し、人之衆寡を不<sub>レ</sub>論候様兼々申渡し、家老・番頭等兼て從卒多く養ひ候分は格別にて、其他十人連とか、十五人連とか相定、平士は總て鎗持一人のみ。且自身鎗を携へ候も差支無<sub>レ</sub>之旨、急度可<sub>レ</sub>相觸<sub>二</sub>事。

一。騎馬は六衛府判官以上、藩中にては、番頭以上と可<sub>レ</sub>相定<sub>二</sub>候。

一。近衛府は搦紳侯伯打交、前驅後乗可<sub>レ</sub>相勤<sub>二</sub>候。

一。四家親王並法親王材力有<sub>レ</sub>之分、一切御從行有<sub>レ</sub>之度候。

一。華城渡御後、御道中等は、車駕始、文武之差別無<sub>レ</sub>之は勿論、後日は文武混同に不<sub>レ</sub>相成<sub>二</sub>候ては、國體嚴正は六ヶ敷候間、官制・禮儀・服色等御制作可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は當り前に候へ共、今日直様左様之事迄御施行と申儀は行届候譯も無<sub>レ</sub>之候間、此節は先づ混同の手始めとして、只假と申譯にて、上下一般のみ烏帽子、鎧直垂、絲卷之太刀と被<sub>レ</sub>仰觸<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>然。尤鎧直垂の色と地合、菊とち等に少し尊卑の差別可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>用候。御召料は赤地之錦に日月五星等之織出し、紐は五色之啄木、御烏帽子は雲龍之浮線綾杯と申様に致候て、可<sub>レ</sub>然哉に被<sub>レ</sub>存候。卒以下は緋之烏帽子・麻布之直垂、上許にて、下は小袴相用、太刀を不<sub>レ</sub>帶、打刀相用可<sub>レ</sub>申候。從者小者之儀は、小烏帽子・

布羽織・小袴・大柄脇差等にて宜敷候。

一。御道中之儀は、直様陣押之格にて、大鼓にて歩し、鐘にて止り候様、十分嚴正に有<sub>レ</sub>之度候。勿論諸手混雜無<sub>レ</sub>之様、夫々旗旗相用可<sub>レ</sub>申候。號炮は中軍のみにて可<sub>レ</sub>宜候。朝に御發輦前、蝦蟇目等も被<sub>レ</sub>用度事に候。

一。川越は諸手相紛不<sub>レ</sub>申候様、一手々々川端にて打敷候上、太鼓にて列を正し渡可<sub>レ</sub>申候。

一。山中或は城下等は、斥候之備嚴正に致度。勿論不都合之事有<sub>レ</sub>之譯は無<sub>レ</sub>之候へ共、軍法に付、夫丈之法式は被<sub>レ</sub>用度候。

一。箱根駐蹕之間、十日許に致度候。急に亂賊處置相濟。直に大阪渡御。種々處分之事件多端。皆口傳に屬し候。

一。大城駐蹕之中、市人並沿道農民等へ徳政被<sub>レ</sub>施候事可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。

一。箱根御着之頃、仙侯は宇都宮邊迄奥羽諸侯引連出陣、加候は北陸諸侯引連候て白井嶺邊に出陣いたし、一同車駕を可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>迎候。

一。大城御處分相濟、直に仙城に渡御、蝦夷地方御處置有<sub>レ</sub>之、左折、出羽行幸、將軍府等御取建可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。

一。北國巡幸にて、又々華城に駐蹕、大に賞罰を行ひ封建之大制を潤飾し、爵位・祿秩並社家を釐革可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。

一。九等之階級を正し、是迄地下官人等高位之者、一切相當の爵位に補し、虚銜御停止可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。

一。翌年春、南海・西海巡狩。撫南府・鎮西府等を建。將軍・副將軍・軍監等可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>置候。

一。禮・樂・政・刑を正し、國體を嚴にし、勇武を貴び、四民の業を定め、僧尼を還俗せしめて兵士となし、寺觀を學校に轉じ、或は船材に充て、律・度・量・衡・曆數・冠・婚・喪・祭・車馬・服色・巡狩・述職・賜弔・貢獻・朝聘・燕享



田疇・經界・溝洫・滄川・道途・阡陌・關塞・津梁・山川・藪澤・租稅・調庸・稼穡・蠶桑・工商・貿易などを始として、天下を治むる教化・禁令、一々神代の舊に復し、かたはら唐虞三代に參して、第一等に歸し、都を養徳の地に九經九緯に築き、六卿六遂の士を置き、上下とも仁壽の域に躋り、然る後に 皇化を四表に被らしめ、佛氏・耶蘇の邪教を拂ひ、西洋海東の民までも天地の正道を戴き、倫理の難し有事を知りて、君臣・父子の正しき道を樂しましめんと期し給はんことをこひねぎ申になん。

之に就いては、多くの解説を加へる必要はあるまい。彼は幕府を視るに救ふこと能はざる溺者に譬へ、若し救ふ者あらば諸共に溺るゝ外なしと言ひ、討幕の部署を定めること掌を指すが如く、恰も机上の陳篇を左右するに異ならず。而して皇政一新に就いて諸般の釐革に言及し、彼の大抱負及び大經綸を十分に窺ふことが出来る、此の如く大膽にして秩序整然たる論議は、彼によつて始めて窺ふことを得べく、諸國勤王の志士・浪士が彼を頭梁の偉材として推戴するのも、誠に故あるかなである。而もかゝる一大雄篇を、殆ど幽因中の一物の資料なき間に於て成せる彼が、滾々として盡さざる胸臆の深遠なるを窺ふことが出来るのである。

### 三 藩主慶頼に上京を勸む

六月十一日、白江此面は藩卒三十二名を率ゐて上阪した。蓋し和泉守等を久留米に遷さんが爲であ

る。よつて大阪藩邸の留守居可兒蘭四郎は、彼等に對して十三日を以て歸國するやうにと命じた。原と酒井は之を肯じなかつたけれども、和泉守の懇諭によつて始めて諾した。けれども實は和泉守自身も此の儘京都に留りたいと思つてゐた。即ち久坂・吉田によつて綾小路前侍従を動かして、京都久留米藩邸留守居に己等の残留を説かしたのも、其の底意によるものであつた。而して和泉守は藩主慶頼に書を上ること三回、執政有馬監物に書を與へること一回に及んだ。其の意味は今や久留米藩は薩長二藩に次いで勤王の魁だと稱せられてゐる。此等の風聞に對しても、久留米藩は禁裡警衛の兵を出さなければならぬ。それに就いて幸ひ自分が大阪に居るから、同志三十名を率ゐて其の任に當らう。其の他の人數は有馬監物の嫡男織部元長か、又は織部の弟金九郎引率して上京するやう。若し然らざれば自分等を、久留米に遷さんとして上阪せる白江此面の一隊を留めて、禁裡警衛の任に充つるやうと述べ、且つ此の上藩主慶頼は直に入京して、速に王事に勤められるやうにと力説した。又監物に與へる書中の三策に、

一。少將殿藩主慶頼御事、永々御滯府被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候儀、是迄も士民之數に有<sub>レ</sub>之候由 此節柄猶更一日も早く御下り不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候而者、不<sub>レ</sub>宜と奉<sub>レ</sub>存候。何ぞと申に、此節 天朝之御事は、薩長腰をすゑられ候而、幕府は勿論世間見合等之儀無<sub>レ</sub>之、直に乗込、叡慮被<sub>レ</sub>伺候而御評議有<sub>レ</sub>之、其末 敕使御同様關東下向に相成候位に候へ者、極意之所御見通し御座候而之事に候へ共、大底の事に無<sub>レ</sub>之段は、誰も見る通之事に御座候。就而は諸藩中より夫



となく人数或は重役等京地大阪に相詰罷在、去る九日には備前より土肥典膳と申仁、平土三十餘引連、自分供廻りも嚴重にて、鳥銃十六七挺爲持、馬も三疋爲牽、惣人数小者に至る迄陣笠相用ひ候而、堂島通行、京都へ登り申候。右之通り最早表立入込申候様相成候。勿論、大原卿御下向之儀不都合に相成候共、此儘にて薩長引取に相成候而は、彌々以逆焔盛に相成、玉體如何に候へ共、此節は萬々御仕通しに相成候儀は、相違も無之儀に被存候。就而者 敕意之趣一々御受に可相成候へ共、夷賊共力量強く、是迄幕府之御政務筋十分吞込居候事にも有之、迎も承知致間敷、其内には存外之事も出来候而、外憂よりも内患早く發し、京都と幕府之間御意味惡敷相成、其内には種々下説等も起り、色々行違に相成、御互に御戒嚴にも相及候様相成行可申、左様之儀萬一少將様慶頼御事、御手當の命も下り候は、勿論御斷り被爲遊候儀は懸念仕候にも不及候へ共、存外御心配之事に御咎申間敷も難計、一體世間には種々形之無き事をも申觸候者に候間、早く御手當御受被遊候様風聞も致候は、京都に於ては矢張正敷御受被遊候儀と相成可申、左様之儀にも相成候上にて、色々御手入等被遊候而も御受無之様成行申間敷共難被申、何に致せ、個様之時節に者御出逢不<sub>レ</sub>被遊候儀御肝要に御座候。其上少將様御事、最前は御盛之御事に御座候而、水戸烈公打毬御相手の御相談も有之、越前・土州宇和島老公等格別御入魂之由に御座候處、俄に高松侯御懇意にて、井伊大老にも折々御出被遊候央、越前侯始御咎に付御隠居に相成候間、御不評判にて、宇和島は彼之近習より御近習衆へ何歟當付け候様に詞も申候由。其後は彌々以て世間の風聞不<sub>レ</sub>宜、實に不<sub>レ</sub>忍聞儀に御座候。此節一橋卿御開明、諸公も並之御隠居と相成候由。就ては追々御出會等も可<sub>レ</sub>被遊、如何御挨拶可<sub>レ</sub>被遊哉。諸公には御恨も可<sub>レ</sub>被成、此節柄不都合之

御詞等御座候ては、猶更外聞如何に御座候間、早早御見切被遊、是まで之事と引違へ被遊、諸公も存外に被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候様、江戸表御抜け被遊、御道中御供廻り等簡易に而、隨分御急ぎ直に京都へ御入込被遊、有栖川宮・久我家・中山家等可<sub>レ</sub>然御方を以て、大凡左之御趣意にて御内奏も被爲遊候はば、是まで之儀と惣而御引違へ被遊候而、諸公は申に不<sub>レ</sub>及、諸侯方御一統御驚轉被<sub>レ</sub>成、御聰明之程御感心に相成、萬事御都合宜敷相成可<sub>レ</sub>申儀と奉<sub>レ</sub>存候。

夷賊攘斥之儀、和親交易最早相堅まり申候へ者、甚以六箇敷、極意 御親征不<sub>レ</sub>被爲遊候而は相成申間敷奉<sub>レ</sub>存候。御親征も被爲遊候は、乍<sub>二</sub>不肖<sub>一</sub>私儀御先鋒仕度奉<sub>レ</sub>存候。右内願之儀御聞届被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候様奉<sub>レ</sub>願候。

右之趣御内奏被遊候上に、速に御國に被爲入候様仕度儀に御座候。

一。江戸表御抜け被爲遊候に於て、後難も如何と御配慮可<sub>レ</sub>被遊奉<sub>レ</sub>察候へども、是は決而御懸念被遊候に不<sub>レ</sub>及儀と奉<sub>レ</sub>存候。全體此節之儀は、午未年等之儀と違ひ候而、薩州・長州御打出に而、御所御用御受に相成、極意は軍國に推移候而も差支無<sub>レ</sub>之様、人数等十分御繰出相成、私儀鹿兒島にて目之當り見聞仕候に於ても、底深き御用意に御座候へ者、煎じ詰候時に至り候ては、個様と申儀、十分居り候者に候。

長州に而も同様之儀、就而者諸藩之張込方等も、頓と以前と違居申候。幕府に於ても、自然右之都合見込に相成候儀、今更氣之毒に候哉。又は空恐敷相成候哉。所司代御役所等、僅之事に而聞おちのみ致し、今に相成候而は、市中之御取締も出来兼候様相成、大阪にても同様にて、是迄は公儀御役人と申候へ者、以之外之勢威に而、僅之事も六箇敷而已申成候由之處、近來は頓と影を隠し候様之姿に相成申候。關東に而も、矢張其都合に候哉。



薩州京都御入込者四月十五日に而、奏聞に相成候箇條等も、直に九條殿下より所司代に御内通相成候儀無<sub>レ</sub>疑被<sub>レ</sub>存候。全體京都關東早飛脚二日半にて相届申候由。二品之宮・近衛公・鷹司公・一橋卿・尾張侯已下御免之儀は、同月廿九日被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候由。京都より不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>已前に無<sub>レ</sub>之候而者、餘り不都合と申理合に而、俄に御評議に相成候儀は明白に相見え申候。是等も全く幕府御腰弱く相成候故之儀に御座候。就ては長州侯殿中に而、久世閣老御取詰被<sub>レ</sub>成候杯風聞之儀も、實事歎も不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>測儀に御座候。御所に於ても午未之跡に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>懲候事に付、此節は十分之御見込無<sub>レ</sub>之候而は、容易に御掛り無<sub>レ</sub>之譯に御座候。一體御所は勿論、薩長等此節は騎虎之勢と申者に而、御遣通し無<sub>レ</sub>之候而は、後來六箇敷儀に御座候。先達而薩州屋敷に而承り候に、衛兵被<sub>レ</sub>下置候儀、或は供御田等江州一國御召返杯之事も御内評之由。勿論薩長共二六時中御在京と申儀は被<sub>レ</sub>出來<sub>レ</sub>間敷、然々と申候而御引拂に相成候はば、又々御孤立之儀に付、衛兵千騎、或は供御田、大和近江之内一國にても御直隸に有<sub>レ</sub>之、其十大諸侯にて、二頭宛に而も御交替御警衛に無<sub>レ</sub>之而者、始終之處御六箇敷儀に御座候。何れにも左様之御都合に相成候段は相違も有<sub>レ</sub>之間敷、左候へ者、此節御國之儀京都向御都合宜敷相成候はば、後來京都御警衛に國々六七侯も御定に相成候節、薩長に差續き此方様土州・肥州杯と申様にも相成候はば、第一外間宜敷、次に者御交替並勤番等往來御便利に而、御勝手之御爲にも格別之御儀に奉<sub>レ</sub>存候。假令無理に御抜け被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候事、後日幕府不向に候而も、迎も御咎杯之沙汰は存掛も有<sub>レ</sub>之間敷、萬一御咎之沙汰に相成候共、薩長之御咎に准<sub>レ</sub>候事に付、輕典は當り前に而候上、個様之儀に而御咎をも被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>受候儀は、臣子之可<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>儀にも無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候へ共、天下に推出し、却而御面目之事に御座候。

一。江戸表御抜け被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候而之御就封に御座候はば、勿論常々之御事に無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候。其上此節柄格別之儀に付、御道中御供廻り等總而御簡易に而、戰士卒之分多分に御召連、御休泊並河越御渡海等、御陣押御同様に被<sub>レ</sub>遊御國御着込之御都合等は、猶更一際目立候様之御取計に而、御發令無<sub>レ</sub>之候而も、士民共に覺悟出來候様之御工風有<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>度奉<sub>レ</sub>存候。全體平生之御政務杯は、餘り際立候へ者、存掛無<sub>レ</sub>之所に害も出來候間、君上之御徳に而、自然自然と成り堅く申候様の取計大切之釣合に御座候へ共、個様差迫り、追々軍國にも推移り可<sub>レ</sub>申時節に相成候ては、何事も人之膽を潰し候様不<sub>レ</sub>致候而者間に合不<sub>レ</sub>申候に付、已來は軍中の格に而萬事取計可<sub>レ</sub>申旨被<sub>レ</sub>仰觸<sub>レ</sub>候而、第一御身之廻りより始め而、御衣服等、御聽政より御讀書御稽古被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候間は、御着込御小袴、或は御直垂被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召候と申様に有<sub>レ</sub>之度、御飲食は御血氣御養ひ之儀にも御座候へ共、御養生之御爲にも相成候間、折々士卒同様之粗飯をも被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召候様仕度、御臨學諸稽古御覽等之儀も、御騎馬にて、御近習五六騎も御召連、當座御鎗一本に而、御無造作專一に被<sub>レ</sub>遊候はば、自然は御體扱も多く候而、御壯健に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在譯に相成、萬一御出馬等にも相成候節は、御息合之御爲にも相成、無量之御益と奉<sub>レ</sub>存候。近國列藩之儀承り合候に、御國程萬事御鄭重之御事は比類少く、就而者御物入等も餘程之御事と奉<sub>レ</sub>存候。兼而御節儉之御觸は被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>行届<sub>レ</sub>候事に御座候へ共、軍中之覺悟と被<sub>レ</sub>仰觸<sub>レ</sub>候而、御手本之儀其御取計に候はば、何之御觸にも不<sub>レ</sub>及、節儉等を始めとして、萬事無造作に御成候事は必然之儀と奉<sub>レ</sub>存候。一體是迄之通之上下共オクコウに而者、迎も長陣にも相成、陣張之下に起臥仕候儀は無<sub>レ</sub>覺束<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>存候。此節鹿兒島に而承り候に、北郷作左衛門一手蒸汽船に而罷登り候者、一度之飯、切飯二つに梅干三つ宛之由。出張は士分多勢に而、家來召連候者は十